

平成26年度研究報告書

# 児童虐待に関する文献研究

## 児童虐待と DV

研究代表者 川崎二三彦 (子どもの虹情報研修センター)  
共同研究者 相澤林太郎 (子どもの虹情報研修センター)  
長尾真理子 (子どもの虹情報研修センター)  
山邊沙欧里 (子どもの虹情報研修センター)  
丁 泰熙 (子どもの虹情報研修センター)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

平成26年度研究報告書

# 児童虐待に関する文献研究

児童虐待とDV

子どもの虹情報研修センター

# 目 次

## 第 1 部 児童虐待とDV

I. 問題と目的	2
II. 研究方法	2
III. DVについての概観	2
IV. 結果	6
1. 被害者（母子）	6
2. 加害者対応について	25
3. DVと虐待死亡事例	41
4. アメリカにおける「児童によるDVの目撃」について	65
5. 韓国の現状を示す資料	76
V. まとめ	83
VI. 引用・参考文献	85

## 第 2 部 2013年の児童虐待に関する文献一覧

表 1 2013年の児童虐待に関する書籍（和書）	96
表 2 2013年の児童虐待に関する書籍（訳書）	97
表 3 2013年の児童虐待に関する雑誌特集号	98
表 4 2013年の児童虐待に関する論文	100

# 第1部

## 児童虐待とDV



## I. 問題と目的

児童虐待の防止等に関する法律の第1次改正（2004年）で、「著しい心理的外傷を与える言動」、いわゆる心理的虐待の具体的な例として「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）」が明記された。

こうした改正が影響してのことであろう、児童相談所における児童虐待対応件数の増加傾向の中でも、特に心理的虐待の件数が最も著しい増加を示しており、児童が同居する家庭における＜配偶者に対する暴力＞、いわゆるDVの問題が、わが国における児童虐待対策にとって重要な課題であることが浮き彫りになった。

そこで、本研究では、DVが児童虐待にとってどのような影響をもたらすのか、DV家庭における児童虐待対策には、どのようなことに留意する必要があるのかといったことについて明らかにすることを目的とした。

## II. 研究方法

文献検索システムとして、主に「国立国会図書館サーチ」「CiNi」「MAGAZINE PLUS」によってDVと児童虐待に関する文献を検索し、それらを便宜上、おもに被害者が扱われている文献、おもに加害者が扱われている文献に分けて検討した。また、DV関係があったと思われる家庭における児童虐待死亡事例を取り出して検討することとし、「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が報告している「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」、いわゆる国の死亡事例等の報告書と、地方自治体が作成、公表した検証報告書の両面から検討を加えることとした。なお、自治体検証に関しては、川崎他（2015）「児童虐待に関する文献研究－自治体による児童虐待死亡事例等検証報告書の分析」を参考とした。加えて、海外情報として、アメリカにおける「児童によるDVの目撃」に関する文献について概観した。

## III. DVについての概観

研究結果について報告する前に、まずはDVそのものについて、その対策の歴史などを簡単に振り返っておきたい。

原田（2006年）によると、わが国における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、DV法）の制定には、国際的な動向が影響しているとのことで、次のように指摘している。

「国連『女性に対する暴力撤廃宣言』（1993）は、『女性に対する暴力violence against women』とは、『公共圏であれ親密圏であれ、身体的、性的、心理的危険または苦痛、強制または恣意的な自由の剥奪』

であり、『ジェンダーに基づく暴力gender based violence』であると定義した」(：81)

「この『女性に対する暴力』概念の導入により、従来『夫婦喧嘩』や『家庭内のトラブル』等『個人的な問題』と扱われてきたドメスティック・バイオレンス（以下『DV』と記す）は、『男女の社会的不均衡から生じる構造的暴力』として明確化された」(：81)

「このような国際的動向を受け日本でも、男女共同参画社会基本法の成立（1999）をはじめとして、男女雇用機会均等法におけるセクシャル・ハラスメントに関する事業主の配慮義務の明確化（1997年改正、1999年施行）、ストーカー行為等の規制等に関する法律（2000）や児童虐待の防止等に関する法律（2000）、DV法（2001）など女性や子どもの暴力被害に関する法律が成立している」(：82)

もちろん、DV法が制定される遙か以前から、配偶者間の暴力は存在していたし、それに対する施策もなかったわけではない。わが国で女性を助けるための施策として有名なのは、北条時宗の妻かくさんに寛山尼が、世の苦境にある女性の身を守ることを願って鎌倉松ヶ岡に建立した「東慶寺」であろう。当初から「縁切寺（駆け込み寺）」とされていたわけではないが、本田（1993）は、次のように述べている。

「女が寺に駆け込む、次に夫の離縁状、そして女の尼修行、離縁という道程を述べたが、このように東慶寺へ向うところから女は追っ手を気にし、息せき切って駆け込まねばならず、何層もの厚い壁を乗り越えなければ夫との離縁は果たされなかったのである。残存している東慶寺日記では、江戸時代末期の百五十年間に二千人を越す女性が入寺し、その理由は夫の放蕩、暴力、飲酒、家業怠慢、借金過多であったとある。これらの女性の多くは困窮し果てた後に命がけで駆け込んだのであり、制度的に弱い立場にあった女性の権力や夫への強い抵抗のあらわれであったのである。女性の駆け込み寺の歴史はやはり女性の受難の歴史であろう。その中において果たした東慶寺の役割は、封建社会における女性解放のための一服の清涼剤だったといえるのである」(：98)

それはさておき、わが国を中心としたDV関連の動向の概略を、表Ⅲ－1にまとめたので、参照されたい。

表Ⅲ－1 DV関連年表（日本）

年号	事件・出来事など	法律関連・政府調査
1957 (S32)	1. 東京都に婦人相談所開設 当初は売春防止法により要保護女子（性行または環境に照らして売春を行う恐れのある女子）の保護更生と転落の未然防止を目的とするものであったが、60年代以降、売春歴はないが何らかの問題を抱えた女性が増加し、ニーズの多様化に対応。81年本来の目的から外れるとして事業縮小が主張された。しかし相談や一時保護件数は年々増えており、「夫の暴力」は一時保護理由の3割を占め、実質上公営シェルター機能を果たしている。現在は全国に47か所設置。	
1959 (S34)		6.26 東京地裁、妻の不貞が破綻の原因でも、夫の暴力や不貞により誘発された場合は、妻の離婚請求を容認
1977 (S52)	4.15 東京都婦人相談センター（夫の暴力から逃れる公営シェルター）開設	

1980 (S55)	2. 日本初のフェミニストセラピー「なかま」開設	9.16 家庭内暴力に関する研究調査会、全国1051件の事例分析（総理府の委託）
1983 (S58)	東京・強姦救済センターが設立 1980年代スライド「ポルノは女への暴力だ」の上映運動やカナダのレイプ告発映画「声なき叫び」上映運動が起き、運動にかかわった女性たちによって設立された。	
1985 (S60)	裁判支援闘争 西船橋で酒に酔った男性が女性に絡み、女性が振り払ったところ男性がホームから転落し電車に轢かれて死亡する事件が起きた。また、命に危険を感じたホステス嬢が男性を殺害する事件もあった。双方とも、女性が起訴されると支援闘争が起こり、支援活動が行われた。	・「女子差別撤廃条約」批准し、男女差別のある国内法を撤廃
1988 (S63)	11.15 大阪地下鉄御堂筋線事件 大阪の地下鉄車内で痴漢を注意した女性が男に拉致され強姦された事件で、これを契機に女の性的自由を奪う性暴力反対行動が各地で始まり、性暴力ホットラインが作られた。その後、セクハラ・従軍慰安婦・人身売買・性的虐待・夫の暴力などに対する反対運動が広がり、96年警察は性暴力被害者対策を開始。女性警察官による事情聴取や電話相談などが多くの県警で行われている。	
1993 (H 5)	4. 暴力被害女性のための民間施設「AKK（アディクション問題を考える会）女性シェルター」設立 12.1 ★国連、女性に対する暴力撤廃宣言を採択 70年代以降の女性たちの暴力反対運動、93年女性NGOがウィーン人権宣言に女性に対する暴力撤廃を盛り込んだことを受けて採択された。女性への暴力撤廃を明示した初の独立した国際人権文書である。宣言では女性への暴力の分類のひとつに「夫の暴力・強姦」を定義し、防止や調査、加害者の処罰及び被害者救済のための法律を発展させることを国に求めている。	4.2 「夫（恋人）からの暴力」調査委員会、92年より実施していた「夫（恋人）からの暴力」全国調査の中間報告を発表
1994 (H 6)	4.10 日弁連両性の平等に関する委員会、夫の暴力110番を実施	
1995 (H 7)	1.17 阪神淡路大震災 報道されなかった問題として、避難所などにおける女性たちの強姦被害が挙げられる。また、非常時に今まではっきり現れなかった夫の本音が露になったとして、夫の暴力や離婚相談が相次いだという。 3.8 ★国連人権委員会、女性に対する暴力をなくす決議を採択 9. ★北京で第4回世界女性会議が開かれる 貧困、人権など12の重要分野について「行動綱領」が採択され、戦略目的と国連や国のとるべき施策が示された。しかし南北対立・宗教・民族対立など複雑な世界状況がそのまま女性問題に反映されており、合意できずに留保を付けた国も多い。 12.2 福岡で「女性への暴力ホットライン」発足	4.1 「夫（恋人）からの暴力」調査委員会、92年実施の日本初「夫（恋人）からの暴力」調査結果を発表、回答者の8割が暴力を受け、被害、影響とも深刻 7.11 名古屋地裁、夫の暴力から身を守るために夫を刺殺した女性に、正当防衛は認めないが刑免除の判決
1996 (H 8)	1.24 横浜市女性協会、わが国初の「民間女性シェルター報告書」を発表、全国で7か所、首都圏に集中し、人手・財政難深刻 4.19 ★国連人権委員会、「女性に対する暴力根絶」決議を採択	7.30 男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョンー21世紀の新たな価値の創造」を答申、夫婦別姓法制化、女性に対する暴力撤廃などを盛り込む
1997 (H 9)		・国の男女共同参画審議会に「女性に対する暴力部会」を設置 ・東京都が日本で初めてドメスティック・バイオレンスに関する調査を実施、翌年発表

1998 (H10)	・第1回シェルターネットワークワーキング札幌開催	・札幌市、仙台市でDV実態調査実施 ・参議院に「共生社会に関する調査会」を設置し、女性に対する暴力の問題を取り上げる
1999 (H11)		・「共生社会に関する調査会」中間報告・提言 5.27 政府が女性に対する暴力に関する調査を実施、「女性に対する暴力のない社会を目指して」と題する答申を出し法制面を含めた対策の検討を求める 7.16 男女共同参画社会基本法 施行 9. 男女共同参画室、初めての全国規模の実態調査「男女間における暴力に関する調査」を実施
2000 (H12)	★国連特別総会「女性2000年会議」でDV撲滅に向けて各国が合意	2. 「男女間における暴力に関する調査」発表 9. 男女共同参画室が内閣に対し、調査の答申と共に法制度の必要性を提言 ・「女性に対する暴力部会」中間とりまとめ ・「共生社会に関する調査会」が「配偶者に対する暴力防止法案」の骨子を発表 ・那覇市、広島市、高知市などでDV実態調査実施 ・DV増加に対応するため婦人相談所での一時保護を認める
2001 (H13)		・国が「配偶者等からの暴力に関する事例調査」発表 4. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）成立 10. DV防止法一部施行 都道府県に婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう義務付けた。被害者が配偶者からの暴力により生命または身体に重大な危害を受ける恐れが大きいときに、裁判所が被害者からの申し立てにより、加害者（事実婚の者及び元配偶者を含む）に対し、接近禁止命令と退去命令が可能となった。
2002 (H14)		4. DV防止法完全施行
2003 (H15)		・国が「配偶者等からの暴力に関する調査」発表
2004 (H16)		5. DV防止法改正 10. 児童虐待防止法改正「児童が同居する家族における配偶者（事実婚の相手含む）に対する暴力」を心理的虐待の例として明記 12. 改正DV防止法施行 「暴力」の定義として、身体に対する不法な攻撃、生命または身体に危害を及ぼすものであるとされていたところ、新たに「心身に有害な影響を及ぼす言動」が加えられた。また、被害者である子どもへの接近禁止命令が可能となった。

出典 久武（1997）、米山（1996）、山田（2001）、DV問題研究会（2006）より筆者作成



## IV. 結果

### 1. 被害者（母子）

#### 周産期とDVの関連

妊娠中の母親へのDVは、母親への身体的・心理的影響のみならず、胎児の発達や成長にも影響を与えるという報告は多い。欧米では1990年代半ばから、DVを体験し続けた母親は未熟児を出産する確率が高いという研究報告がなされてきている（例えば、Parker et al.,1994；McFarlane et al., 1996a；McFarlane et al., 1996b）。わが国においても、低出生体重児を出産した母親とDVの関連を調査した研究に、片山ら（2007）や藤田ら（2008a）の報告がある。また、藤田ら（2008b）は、子宮内胎児発育遅滞児を出産した母親とDVの関連についても調査を行い、その関連性を指摘している。また、吉田ら（2013）は、胎児期に母親が受けたDVが原因と思われる歯の異常が見られた事例を報告している。このように、近年、DVは母親の妊娠期から胎児の発達に多大な影響を与えることが指摘され、周産期におけるDV被害の発見と対応が母子保健上の重要課題として挙げられている。

一方、乳幼児虐待防止の観点からも、周産期における母親のDV被害に対する支援の重要性が指摘されており、援助体制の整備が課題となっている。廉田ら（2002）は、周産期にDVの存在が認識された母子に対して、周産期に関わるスタッフが協力して、面接や家庭訪問によって援助する体制を作っている実践を報告している。中澤ら（2005）は、妊産婦に対するDVの実態調査を実施しており、産科医療機関が妊産婦へのDVを発見する場として重要な役割を担っていることを指摘した。

以上から、近年、DVと子ども虐待については母親の周産期からの対応および支援の重要性が指摘されていることが明らかとなった。

#### 子どもの心身への影響

DV目撃の子どもの心身への影響については、我が国では2000年頃から調査・研究が報告されている（別表IV-1-1を参照のこと）。当初は、子どものDV目撃の有無、子どもへの影響の有無について問い、具体的にどのような問題行動が見られるのかを報告する研究が多く見られた（例えば、友田ら、2000；小西ら、2003・2004；大瀧、2004）。その後、子どもの精神状態や問題行動をCBCL、YSR、日本版CDI、PFスタディ、投映法等により捉えようとする研究が増えていた（例えば、金ら、2003・2005・2006・2007・2008；石井ら、2005・2007；奥山ら、2007；加茂ら、2007；妙木ら、2007）。2000年代後半には、後述するように、DV被害が母子関係に与える影響についての研究が中心となり、その中で子どもの精神状態や問題行動を捉えるようになっていた（例えば、金ら、2005・2006・2007・2008；奥山ら、2007）。

また、子どもの年齢によってDV目撃が与える影響は異なることを踏まえ、子どもの発達段階に応じて表出される精神状態や問題行動を捉えて報告した研究もいくつかあった。例えば、平川ら（2003）は、乳児期、幼児期、思春期～青年期、成人の子どもに見られる問題行動について、それぞれ聴き取り調査の結果を報告している。笠原ら（2006）は、幼少時期、学童期、思春期に見られる特徴について、母親と本人から聞き取った内容をまとめている。辻ら（2011）は、乳児・未就学児、小学生、中学生、

高校生、成人それぞれの不適応行動あるいは問題状況について報告している。

次に、海外の先行研究も含むこれまでの研究から明らかにされている、DV目撃が与える子どもへの心身への影響について、体系的にまとめられたものをいくつか紹介する。なお、北米における先行研究については、岩瀬（2005）がまとめているのでそちらを参照されたい。

わが国で最も頻繁に引用・参照されているのは、DV加害者カウンセリングに携わるBancroft& Silverman（2002）およびBancroft（2004）の著書であろう。Bancroft（2004）は、虐待する男性に接している子どもが示す影響として、これまでの研究から明らかにされている兆候を行動面・感情面・学習および認知面からまとめているので、表IV-1-1に示す。

表IV-1-1 虐待する男性に接している子どもが示す兆候（Bancroft, 2004より）

<p><b>1. 行動面</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・友達をいじめる、侮辱する・身体的暴力をふるう</li> <li>・交友関係がうまくいかず、社会との接触を避ける</li> <li>・別離、特に母親との別離に対して怖がったり動揺したりする</li> <li>・権利ある人、特に母親に反発・反抗する</li> <li>・赤ちゃん返り（おねしょ、日中の「おもらし」など）</li> <li>・多動、心配、強迫観念、衝動</li> <li>・学校での学習に支障をきたしたり、注意力散漫になったりする</li> <li>・摂食障害（過食、拒食など）</li> <li>・乳児の発育障害</li> <li>・睡眠障害（悪夢、すぐに目を覚ましてしまう、なかなか眠りにつけない）</li> <li>・きょうだい、特に男の子が女の子に、年上の子が年下の子に対して暴力をふるう</li> <li>・家出</li> </ul> <p>&lt;10代の子どもにおける主な兆候&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬物乱用</li> <li>・不良とつきあう</li> <li>・つきあっている恋人に対し、暴力や言葉での虐待、または性暴力をふるう</li> <li>・つきあっている恋人から、暴力や言葉での虐待、または性的虐待を受ける</li> <li>・母親に対する暴力</li> <li>・母親を守るために、身を挺して、あるいは言葉で止めに入る</li> <li>・母親に対する虐待者の行動をまねる</li> </ul>	<p><b>2. 感情面</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・恐れ、心配、緊張</li> <li>・うつ、悲しみ、自殺願望</li> <li>・不安感</li> <li>・罪悪感、自己非難、恥</li> <li>・怒り、敵意、つらさ</li> <li>・友だちに対するきまり悪さ、恥ずかしさ（友達を家に呼びたがらないなど）</li> <li>・母親を守らなければならないという責任感</li> <li>・きょうだい、特に弟や妹を守らなければならないという責任感</li> <li>・親戚や友だちの安全を心配する（全般性不安）</li> <li>・母親を責めたり、敵対心を抱いたりする</li> <li>・虐待者に暴行する、または虐待者を殺すことによって、立ち向かうという幻想</li> <li>・虐待者が持っているような力を持ちたいという欲求（攻撃者と自分を重ね合わせる）</li> <li>・けんかに発展するのではないかと考え、ふつうの議論をも怖がる</li> <li>・現実について確信が持たなくなる</li> </ul>
	<p><b>3. 学習および認知面</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注意の欠陥（注意欠陥障害が原因になっていると間違われるような兆候も含む）</li> <li>・学習や注意力に差し障る多動</li> <li>・学習の遅れ</li> <li>・言語習得の遅れ</li> <li>・低い学業成績</li> <li>・病気やずる休みなどで、学校をよく欠席する</li> <li>・学校で居眠りをする（虐待があつて眠れなかったということもよくある）</li> </ul>

また、子どもの価値観や考え方に対する影響として、子どもが抱きやすい考え方をBancroft& Silverman（2002）を参考に以下に示す。

- ・暴力をふるわれるのは、被害者がわるいからだ

- ・自分の意思を通したり対立を解消するために、暴力をふるってもかまわない
- ・男は支配権を握り、女は服従すべきである
- ・虐待者は自分の行為に責任を負わなくてもよい
- ・女性は弱く、愚かで、無力、あるいは暴力的である
- ・十代の少年にとって父親は母親より重要な存在であり、母親の影響を受けることは好ましくない
- ・暴力の原因は怒りである

我が国では、春原(2011)が事例を通して子どもへの影響をまとめているので、表IV-1-2に示した。

DV家庭で育った子どもへの支援を考えると、子どもの表出する問題行動や精神状態を正しく理解

表IV-1-2 DVに曝された子どもへの影響(春原, 2011より)

1. 行動への影響	2. 感情への影響	3. 価値観(信念)への影響
①暴力・攻撃性 ②落ち着きのなさ ③解離 ④身体化 ⑤言葉による表現の問題 ⑥退行 ⑦非行 ⑧ひきこもり(抑うつ) ⑨不登校	①自責感 ②罪悪感 ③無力感 ④不安感 ⑤緊張感 ⑥孤立感 ⑦自尊心の低下 ⑧怒り ⑨感情鈍麻	①暴力の正当化 ②母親の自業自得 ③男性は女性よりも優れている ④愛情があるから支配する
		4. 認知的側面への影響
		①学習の遅れ

することが、適切な支援に繋がる。そういう視点からも、DVに曝された子どもにどのような影響があるかを正しく把握・理解することが、今後も求められると考えられる。

### 母子相互関係への影響

2000年代半ばからは、DV環境で育つ子どもへの影響のみならず、母子相互関係への影響についても指摘され、その研究報告がなされ始めた。なお、別表IV-1-2に先行研究の一覧を示したので、参考されたい。ここでは、DV被害による母子相互関係の障害のパターンについて述べたものを紹介する。

金ら(2005)は、一時保護所を利用したDV被害女性とその子どもの母子関係について調査を実施し、①関係良好型、②養育困難型/母子逆転・虐待的、③養育困難型/自信喪失・制御困難の3つに分類している。各分類の特徴については、表IV-1-3に示した。

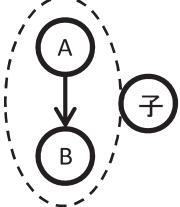
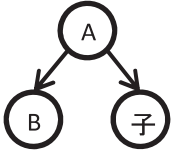

表IV-1-3 DV被害による母子関係の障害、3分類(金ら, 2005)

分類名	特徴
関係良好型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母親は子育てへの不安は持っており、母親の精神健康状態のために世話が困難なところもある。しかし、母親が児童の状況やニーズを把握できている。</li> <li>・家を出て施設に保護されたことを、母親が児童に説明できており、児童からの支持が得られている。</li> <li>・加害者の暴力に対して、母子で協力して対抗してきた、あるいは相互に庇い合うような関係だった。</li> <li>・児童が「お父さんが暴力をふるって嫌だった」等と言語化して表現でき、加害者の暴力行為に否定的な評価をする子どもが多い。</li> </ul>

<p>養育困難型 母子逆転・虐待的</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母親は精神健康状態が悪く、子どもの世話が困難で、子どもの状況を把握する余裕がない。あるいは、児童の将来や子育てへの不安が高く、子どもを「加害者に似ている」と否定的に評価している。</li> <li>・母親が、子どもが加害者である父親を懐かしむ言動を見せることを責めたり、父親の人格を否定する言動を子どもの前で繰り返す傾向や、子どもに暴言・体罰を行っていることが認められる。</li> <li>・加害者の暴力に対して、子どもが間に入って巻き込まれたり、子ども自身が虐待被害に遭っている際、母親が子どもを庇うことができなかつたと報告する例もある。</li> <li>・子どもは、実際に問題行動が目立つ場合もあるが、同時に過剰に母親をサポートし、母子の役割が逆転している印象を受ける場合がある。</li> </ul>
<p>養育困難型 自信喪失・制御困難</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母親は子どもの世話が困難。その原因は、母親としての自信や権威を失っていることが大きい。</li> <li>・子どもは、加害者に心理的距離がより近く、家を出た母親の決断に賛成していない。</li> <li>・母親と子どもの関係が、暴力加害者との関係の再現のようになり、母親への暴言や暴力が認められる場合がある。</li> <li>・暴力加害者が、子どもを心理的に巻き込み、母親の価値を下げる話を子どもに吹き込んだり、ときには暴力を振るう際の共犯者に仕立てている。</li> </ul>

次に、春原（2011）は、DVに子どもが巻き込まれる構造を典型的に捉え、7分類している（表IV-1-4を参照のこと）。

表IV-1-4 DVに子どもが巻き込まれる構造（春原，2011）

	DV加害者(A)・被害者(B)・ 子どもの関係図	特徴
1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・AのBに対する支配関係のもと、暴力が生じている。子どもは、そうした状況を目撃、あるいは知りながら生活している。</li> <li>・子どもは、AのBに対する暴力に凍りつき、何もできない無力感を感じることが多く、家庭を安全な場所であると感じることができない。</li> </ul>
2		<ul style="list-style-type: none"> <li>・Aが、Bに対してだけでなく、子どもに対しても暴力を振るう関係。Aから子どもへの虐待が生じている。</li> <li>・Bに対する暴力を止めようとして、子どもが巻き込まれ、暴力の被害を受けることも多い。</li> </ul>
3		<ul style="list-style-type: none"> <li>・AのBに対する支配関係のもと、暴力が生じ、被害を受けているBが、そのストレスをより弱者である子どもの支配によって解消する関係。Bから子どもへの虐待が生じている。</li> </ul>



4		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ AのBに対する支配関係のもと、BがAと共に子どもに暴力を振るったり、Aの子どもへの暴力を容認することで、AとBの関係が維持されている。</li> <li>・ Bが自分に向けられる暴力の恐怖をAと繋がることによって回避するため、Bは子どもに向かう暴力の共犯者となる。</li> </ul>
5		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ AのBに対する支配関係のもと、AのBに対する暴力が、同時にBと子どもの関係を破壊していく状態。</li> <li>・ 子どもは家族の中に抛り所を失い、孤立を深めていく。</li> </ul>
6		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ AのBに対する支配関係のもと、AのBに対する暴力が生じ、子どもは強者としてのAに同一化し、Aと同じようにBに対して暴力を振るい、Bを自分の思い通りにしようという支配が生まれる状態。</li> </ul>
7		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ AのBに対する支配関係のもと、AのBに対する暴力が生じ、子どもは暴力を受ける弱者Bに同一化し、暴力への受容性が高まる状態。</li> </ul>

以上のように、近年ではDV家庭における母子相互関係への影響が指摘されており、状況に応じた母子への援助介入が求められている。

### 保護・支援機関における支援状況・支援体制に関する研究

また、2000年代後半以降、DV被害を受けた女性とその子どもの保護・支援機関に対する支援状況に関する実態調査が行われ始め、保護・支援機関における支援のあり方および支援体制について検討され始めた。例えば、特定非営利活動法人ウィメンズライツセンター（2005）は、児童相談所、ひきこもり支援団体、民間シェルター、精神保健福祉センター、医療機関、外国人支援団体、婦人相談所を対象にアンケート調査およびヒアリング調査を実施し、DV家庭で育つ子どもへの支援の実態を明らかにし、支援のあり方について検討している。細井（2008）は、DV被害母子の入所が増加傾向にある母子生活支援施設を対象にアンケート調査を実施し、実態を把握し、支援課題を検討している。武藤（2010）は、婦人保護施設・一時保護施設を対象にアンケート調査およびヒアリング調査を実施し、調査結果をもとに『DVに曝された母親と子どもの理解と支援：施設スタッフのためのガイドブック』を作成している。山本ら（2011；2013）は、婦人相談所等を対象にヒアリング調査を実施し、支援の現状とニーズを明らかにしている。

今後、DV被害を受けた女性とその子どもの保護・支援機関において、適切な支援を実施するために、支援体制を整備していくことが課題の一つになっていることが明らかとなった。

## 子どもへの心理的支援

DV家庭で育った子どもへの支援については、2000年代以降、実践報告や事例報告がなされ始めた。報告は、医療機関、シェルター、母子生活支援施設、学校等、DV被害を受けた女性やその子どもへの支援を実施している、多岐にわたる機関からのものであった。

小児科医である二宮（2001）は、小児科の心身症外来を受診した、DV家庭で育った高校生の症例2例を紹介し、「小児科医はDVの子どもへの影響の重大性を認識し、初診時にDVをスクリーニングし初期介入に努めなければいけない」と指摘した。白川（2004）は、DV目撃を含む被虐待児童に対する精神科入院治療の症例を報告している。

DV被害を受けた母子が一時避難をするシェルターについては、高畠（2004）が、J.ボウルビィ（1969）によるアタッチメント理論を基盤として、DV目撃という心的外傷の絆を持つ子ども達への支援について論考している。その中で、シェルターでの保育者の基本的な関わりとして、以下の4点を挙げている。すなわち、①基本的に保育者は、子どもの行動が心的外傷の絆から生じていることを理解しながらも、アタッチメントの絆の関係を形成しつつそれに基づく行動に徐々に変化させるように関わる、②子どもの恐怖や不安に駆られた行動が、心的外傷の絆から生じていることを正しく認識して、子どもを責めたり過剰な責任を負わせたりしないように関わる、③子どもが困ったときやストレスを感じたとき、身近な人や保育者にSOSを出して、助けてもらって良いことを認識させるように関わる、④人に合わせるのではなく、自分が思った通りに自分を出しても、気まづくなったり嫌われたり拒否されたりしないことを子どもに伝えるように関わる。さらに、①凍りついた子どもたち、②落ち着きのない子どもたち、③感情コントロールの難しい子どもたち、④すぐ暴力に訴える子どもたち、⑤悪夢を見て寝つかれない子どもたち、⑥親や年長児を演じる子どもたち、⑦乖離症状を現す子どもたち、⑧発育に遅れの見られる子どもたちに対する保育者の関わりについて、事例を挙げながら説明している。また、石井ら（2007）は、DV被害女性への支援プログラムの開発・検証と並行して、DV被害により不安／抑うつ、攻撃性及びPTSD症状を有したDV被害児童（5名）を対象に認知行動療法的アプローチ（マインドフルネススキルトレーニングを導入した自分の心と身体を統合していく心理教育的アプローチ）を取り入れた集団精神療法プログラムを開発し、その効果を検証している。そして、児童介入についての母親の理解を得ることと、母親自身への支援の重要性を指摘し、「DV被害母子支援プログラムの最終目的は、健康を回復するとともに母子関係を良好にし、安定させていくことにある」と述べている。岩井（2007）は、DV被害女性に同伴され、シェルターを利用する子どもへのサポートについて、事例を紹介しながら、実践報告をしている。岩瀬（2013）は、スイスのシェルターで開発・活用されている子どもの心理的ケアのための小冊子『ティーンの言い分』（思春期用）と『私の青いノート』（児童用）を紹介している。

DV被害を受けた母子が多く入所する母子生活支援施設からは、三村ら（2008；2010）が、母子生活支援施設に入所するDV家庭で育った子ども達への心理的支援について、事例を挙げて紹介し、「リジリアンス」の視点から考察している。また井上ら（2014）は、母子生活支援施設および男女共同参画センターで行った、DV家庭で育った子ども達へのグループワークについて実践報告をしている。

学識者からは、富永（2005）が、DVを目撃して育った子どもへのカウンセリングのあり方について報告している。初回面接時にトラウマとなった出来事をどのように取り上げるかについて事前に保護者と話し合うこと、母親から「ストレスの学習」と子どもに伝えてもらうこと、プレイセラピーでは心理教育としてストレスの学習をした後に遊ぶ時間を取ること、トラウマ反応に向き合うことについて保護者へのトラウマの心理教育を行うことや、トラウマとなった事件に触れること、子どもへのトラウマ反応チェックリストを活用することについて、紹介している。また、春原ら（2008）は、武蔵野大学心理臨床センターで実施している「DVに曝された母子の心理的回復を図るプログラム」（コンカレントプログラム）（次節を参照のこと）の、子どもグループについて実践報告をしている。さらに、古市ら（2009）および春原（2011）は、同センターで実施したDVに曝された子どもへのプレイセラピーの事例を報告・検討している。

学校現場においては、元村ら（2006；2007）が、学校におけるDV家庭に育つ子どもへの支援のあり方についての講座の実施、海外の取り組み等について報告している。また村本（2013）は、スクールカウンセラーがDV家庭に育つ子どもに対してできる支援について、事例を挙げて報告している。

一方、DVに曝された子ども向けの冊子や絵本も刊行されている。DVの目撃が児童虐待として例示された2004年の児童虐待の防止等に関わる法律の改正後すぐに、『虐待とドメスティック・バイオレンスのなかにいる子どもたちへ—ひとりぼっちじゃないよ』（2005）という冊子が発行されている。これはイギリスのNPOであるチルドレン・ソサエティ発行による“Hitting and Hurting”を、日本の状況に合わせて翻訳したもので、心理教育的内容になっている。『パパと怒り鬼—話してごらん、だれかに—』（2011）は、DVを子どもの視点から捉えたノルウェーの絵本を翻訳したものである。わが国の精神科の医師と看護師が著者である『子どもの気持ちを知る絵本② ボクの冒険のはじまり—一家のケンカはかなしいけれど…』（2015）は、両親のケンカを自分のせいだと感じている子どもが、援助を受け、自分のせいではないと思えるようになっていくストーリーになっている。

DV家庭で育つ子どもへの影響が注目され始め、その支援の実践について2000年代に入り報告され始めたが、上記のように、DV家庭では母親や母子関係への影響も大きいことが指摘されている。その影響もあるのか、2000年代後半は、母子並行での支援や母子関係への支援についての報告が増え、子どものみに焦点を当てた支援についての報告は減少傾向にあった。

## 母子関係修復への心理的支援

DV加害者によって母子関係を破壊された母親は、加害者から逃れた後、子どもとの関係性をどのように修復してよいか戸惑う。わが国では当初、DV被害者では母親は母親、子どもは子どもと別々にケアが行われてきた。しかし、先進諸国ではすでにDVによって損なわれた母子関係に焦点を当て、母子関係を修復するプログラムが開発されている。2000年代後半以降、わが国でも海外で開発されたプログラムの紹介・試行等、母子関係を修復するための支援についての報告・研究が増加している。

加茂ら（2006）、加茂（2010）、森田（2010）、大原（2010）、柳田（2011）、春原（2011）は、DV被害を受けた母子への援助としてPCIT（Parent-Child Interaction Therapy：親子相互交流療法）を紹

介している。PCITは、1970年代にフロリダ大学のEybergによって開発された、親子間のアタッチメントの回復と適切な命令の出し方（しつけ）を中心概念とした行動療法である。当初は発達障害児とその養育者を治療対象としてきたが、現在では被虐待児の行動面・精神面の症状と親子相互交流改善に有効性が確認されてきている。加茂ら（2007）は、PICTの国内導入に向け、PICTの前段階として実施した集団療法の結果と適用可能性について検討している。

また大原（2010）は、米国オハイオ州シンシナティこども病院内において、F・パトナムらを中心とするチームによって開発された、子どもと大人のコミュニケーションに焦点を当てた心理教育的介入プログラムを紹介している。このプログラムの理論的枠組みや概念はPICTに基礎を置いているという。

森田ら（2009）、春原ら（2009）、大原ら（2009）、春原（2011）は、DV被害を受けた母子に対する同時並行グループプログラム（コンカレントプログラム）の日本版を作成・実施した結果について報告している。コンカレントプログラム（A Concurrent Group Program for Children and Their Mother：母子同時並行グループプログラム）は、1980年代にカナダ・オンタリオ州ロンドン市において、被害女性援助機関と子どもの援助機関が中心となって開発された心理教育的プログラムである。母と子どもそれぞれのグループ活動を同時並行で行い、母子関係のダメージの回復を行う方法について学ぶことができる内容になっている。

渡邊（2010）は、自身に関わるNPO法人FLC安心とつながりのコミュニティづくりネットワークが実施している母子並行プログラム、およびNPO法人女性ネットSaya-Sayaが実施している「母と子どもの心理教育プログラム：びーらぶ」を紹介している。前者は、カナダ・オンタリオ州のプログラムとアメリカのDAP（Domestic Abuse Project：ミネアポリス家庭内虐待プロジェクト）のプログラムを参考にアレンジされた母子並行プログラムである。プログラムは、子どもが安心・安全な場所で暴力について学び、ストレス対処法や感情表現などの新しいスキルを学んでいくこと、母親が子どもの変化を支える対応を学んでいくことを目的とし、2004年に全6回のプログラム、2005年に全4回のショートプログラムが実施された。2007年からは、月1回程度の母子並行オープン・グループも行っているという。課題として、潜在的ニーズのある母子をどのようにプログラムにつなげるか、次世代スタッフの養成、プログラム運営の問題を挙げている。一方、後者のプログラム「びーらぶ」は、2007年より、隔週1回（全12回）にて、子どもと母親を対象に実施されてきた。子どもの発達段階に合わせたプログラムが開発されており、母子並行で構成され、母子共に自尊心の回復を目的としている。

わが国では、DV被害を受けた母子に対する母子関係修復の支援については、取り組みが始まったばかりである。今後、更なる実践や検証を積み上げていくことが、大きな課題の一つになるであろう。

（長尾 真理子）



別表Ⅳ-1-1 DVに曝された子どもへの影響についての先行研究一覧

研究者 (発表年)	調査期間	調査対象	調査方法	結果 〔子どもへの影響〕に関する結果を中心に記載
友田 他 (2000)	1999.11	1999年11月4日、東京国際フォーラムで行われ「DVセミナー・女性への暴力のない社会を目指して」参加者53名。	・ アンケート調査	・ 子どものころへの影響「ある」19人 (59.4%) : 「恐怖心をもつ」11人 (34.4%)、「片親への執着」「悪夢を見たり、睡眠障害を訴える」8人 (25.0%)、「幼児行動に出る」「多動」6人 (18.8%)、「成績が低下する」5人 (15.6%)、「仲間・年少者・動物をいじめたり、傷つける」「過度に人目を引きがかる」「発達の遅れ」3人 (9.4%)
小西 (2002)	2001.10～ 11	A県に位置するB精神科病院に、調査期間に外来を受診した18歳以上の女性患者183人。	・ 面接法	・ 暴力被害をうけていたときに、子どもと同居していた26人のうち、18人 (69.2%) が、自分の暴力被害が、子どもに何らかの影響があったと思う、と回答。
小西 他 (2003)	2002.9～ 2003.3	関東甲信越地域の配偶者暴力相談支援センター8施設を利用してしている女性20名。	・ 面接法	・ 「子どもがいつもDVを目撃していた」15例 (75%)、「時々見ていた」3例 (15%)、「1～2回の目撃」1例 (5%)、「DVの目撃はしていない」1例 (5%)。 ・ 16例 (80%) が「暴力を振るっている相手が子どもに対して何らかの暴力を振るっている」と回答。精神的暴力16例 (80%)、身体的暴力11例 (55%)、性的暴力1例 (5%)。 ・ 本人から子どもへの暴力は、精神的暴力13例 (65%)、身体的暴力9例 (45%)、性的暴力0例 (0%)。 ・ 暴力を目撃していた当時、母親から見ても見られなかった影響について、「感情の不安定」12例 (60%)、「体調不良や不登校」8例 (40%)。
平川 (2003)	—	1997年から2001年までの5年間に民間シェルターを利用した女性50名。	・ 面接法	・ 32名 (子どもを持っている女性44人の72.7%) が、DV被害が子どもへの影響を与えたと感じていたり、現在、子どもの問題行動などで困っていると回答。 ・ 成人した子ども : ①出産した娘がその配偶者からDVを受けたことにより離婚し母子生活支援施設に入所したが、子どもを虐待している。②父親と暮らしている子どもが借金・アルコールと煙草依存・拒食状態になっている。③昼夜逆転のひきこもり状態の生活になっている。④摂食障害。⑤生活苦などで余裕がなく、非行に走った子どもに暴力を振るい、10歳から一緒に暮らせなくなった息子の消息がわからなくなっている。⑥一緒に死んでくれ等と暴力を振るわれた。⑦戸締りについて強迫行動がある。⑧仕事についてもすぐに辞めてしまい今は就労しようとしていない。⑨精神科通院中であるが最近では眠れるようになって落ち着いている。 ・ 思春期～青年期の子ども : ①自傷行為や家庭内暴力や不登校。②不登校でうつ状態、拒食状態で児童精神科に通院中。③学力が低下し不登校になるが、「死にたい」と言ったりするので児童相談所に通所中。④小学6年生で先生に反抗的、遅刻や万引きなどの反社会的行動が多い。⑤強迫的な抜毛行動が続いている。⑥爪噛みと夜尿・頻尿が治らない。

金他 (2003)	2002.12～ 2003.3	大都市圏の公立一時保護所に滞在し、二次調査に参加した女性10名。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性(母親)への聞き取り</li> <li>・CBCLのうち「ひきこもり」「身体的訴え」「不安/抑うつ」「社会性の問題」「注意の問題」「攻撃的行動」の6尺度を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児期の子ども：①子ども達の父親像の基準がないよう。②アトピー皮膚炎の悪化。③小さな子どもたちを家に残してきたので情報が入らず無力感。④乱暴な言葉や態度が多い。⑤児童相談所に預けている子どもにも面会に行く。「僕のこと必要？」とか「僕はお母さんのことを好きだからね」とか、普通の子が言わないようなことを言うてくることが、感情表現が少ない。⑥喘息。⑦大人にまとわりつく。⑧退所直後にいきなり喘息になった。⑨怒ると夜尿を一晚に3回ぐらいたしていた。⑩空想の家を作り上げて話し始めるとはまり込んでしまう。⑪父親が怖くて自分を出せなかった子どもだったが、今も同じ状態が続いていて男性を怖がる。⑫母で生活するようになってからやっとな食べ物の好き嫌いやわがままを言うことができるようになった。⑬思い通りにならないと癪癪を起す、友達ができず誰とも遊ばない。⑭大人にまとわりついたり大人の顔色を見ることが多く、家をあげると「ママが帰って来なくなるといいかと思っで…」と言う。⑮前に住んでいた時の友達のことを思い出して泣く。⑯大声で泣くようになっていうことを聞かず、甘えるようになった。</li> <li>・乳児期の子ども：①自分の顔を見て泣く。②退所直後にTVを見て急に切羽詰ったように泣いたり夜鳴きが続いた。</li> </ul>
小西他 (2004)	2002.9～ 2004.3	配偶者暴力相談支援センター及び公的的女性センターを利用している女性62名。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5名の児童についてCBCLを実施。「不安/抑うつ」と「攻撃的問題」の項目への該当数が多いよう。</li> <li>・二次調査に参加した同伴児童がいた8例のうち、全ての児童が母親の身体的暴力被害を目撃していた。</li> </ul>
小西他 (2004)	2002.9～ 2004.3	配偶者暴力相談支援センター及び公的的女性センターを利用している女性62名。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもがいると回答した55名のうち、「子どもがいつもDVを目撃していた」36名(65.5%)、「時々見ていた」15名(23.8%)、「1、2回の目撃」1名(1.8%)、「DVの目撃はしていない」3名(5.5%)。</li> <li>・62名中46名(74.1%)が「暴力を振るっている相手(父親)が子どもに対して何らかの暴力を振るっている」と回答。精神的暴力46名(74.1%)、身体的暴力28名(45.1%)、性的暴力7名(11.2%)。</li> <li>・本人(母親)から子どもへの暴力は、精神的暴力22名(35.4%)、身体的暴力21名(33.8%)、性的暴力1名(1.6%)。</li> <li>・母親の暴力を目撃していた当時、子どもに見られた影響は、「感情の不安定」36名(58.0%)、「体調不良」28名(45.1%)、「不登校」19名(30.6%)。その他、チック、夜尿、おもらし、摂食障害、自傷行為、学業不振、いじめ、万引き、家出等の報告もあった。</li> </ul>

大瀧 (2004)	2003.9～ 12	配偶者暴力相談支援センター・女性センター・民間相談機関を利用しているDV被害女性34名(子ども総数56名)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己式質問紙</li> <li>構造化面接</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもがいる28名のうち、子どもが暴力の目撃を「いつもしていた」16名(57.1%)、「時々していた」11名(39.3%)、「1、2回していた」0名(0%)、「していない」1名(3.6%)。</li> <li>父親から子どもへの暴力は、身体的暴力50.0%、精神的暴力92.9%、性的暴力14.3%。</li> <li>母親から子どもへの暴力は、身体的暴力32.1%、精神的暴力28.8%、性的暴力0%。</li> <li>「子どもに何らかの影響があった」27名(96.4%)</li> <li>「不登校」8名(14.3%)、「感情の不安定」29名(51.8%)、「体調不良」22名(40.0%)</li> </ul>
石井 他 (2005)	—	公的機関よりDV被害者と認定された、シェルター入所女性とその児童62名。	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童用DV被害チェックリスト</li> <li>CBCL</li> <li>日本語版CDI</li> <li>日本版PFスタディ児童用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV被害の目撃率100%。身体的暴力92%、心理的暴力88%、性的暴力20%。65%の児童が、加害者である父親から何らかの暴力を受けていた。42%の児童は、0歳からDV被害に曝されていた。</li> <li>CBCL：DV群は一般群に比べ、「攻撃性」「不安・抑うつ」が有意に高い。</li> <li>CDI：うつ症状として、「自責感」と「攻撃性」の特徴を併せ持つと考えられる。</li> <li>PFスタディ：他責傾向が低く、自責・無責傾向が高い。</li> </ul>
金 他 (2005)	2002.12～ 2005.3	DV被害を主訴として、公立一時保護所(配偶者暴力相談支援センター)を利用した母子59組(児童87名)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>母親への聴き取り</li> <li>CBCLのうち「ひきこもり」「身体的訴え」「不安/抑うつ」「社会性の問題」「注意の問題」「攻撃的行動」の6尺度を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同伴児童全員が、母親の暴力被害を目撃。</li> <li>児童の虐待被害47名(54.0%)。身体的危害を受け、日常的に虐待を受けていた20名(23.0%)。母親の暴力被害に巻き込まれて負傷8名(9.2%)。厳しい体罰を受けていた13例(14.9%)。</li> <li>母親が加害者と別居・離婚を試みたケースでは、6名(6.9%)の児童が加害者である実父から連れ去られそうになる直接の追及行動を受けていた。</li> <li>母親自身が児童に日常的に虐待を加えている2名(2.3%)。</li> <li>何らかの発達障害の診断を受けている、あるいは精査の必要性を指摘された既往有10名(11.5%)。</li> </ul>
笠原 他 (2005)	—	DVのある家庭に生活している、あるいは生活していることが明らかで、精神科的治療を求めて国立精神・神経センター国府台病院児童精神科部門あるいは国立成育医療センター育児心理科を受診した子ども16例。	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの主治医である児童精神科医師が評価</li> <li>精神症状を反映する機能評価の尺度は、0～3歳はPIR-GAS、4～16歳はCGAS、成人はGAFを使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DVに曝された子ども達にみられる精神医学的問題の特徴：行為の問題4例、抑うつ気分3例、多動3例、PTSD3例、不登校2例、情緒調節障害1例、希死念慮1例、強迫1例、軽度発達障害5例</li> <li>子どもの精神的問題による社会的機能への影響：情緒の問題は治療の有無に関わらず心理社会的機能に影響する。行動上の問題の有無は、社会的機能の程度に影響を与えない。</li> </ul>

金 他 (2006)	—	DV被害による精神症状を主 訴としてクリニックスを受診 し、子どもの対応について困 難を訴えた母親とその子ども 計7家族11組。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CBCL</li> <li>・ ユースレポート (YSR)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CBCL：全ての症状項目において健常データの平均を大きく上回り、臨床群の平均値に近似。精神状態・問題行動は内向的・外向的問題を問わず、全般的に注意を要する状態にあると示唆された。</li> </ul>
笠原 他 (2006)	2005.4～ 2006.3	国立成育医療センター 育児 心理科外来を受診した症例 のうち、DV家庭での養育が 明らかでない子ども14例。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人への聴き取り</li> <li>・ 母親への聴き取り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DV目撃以外の子どもへの虐待6例 (42.9%)。身体的虐待3例、性的虐待1例、心理的虐待6例、ネグレクト1例 (重複あり)。</li> <li>・ 幼少期群6例の特徴：子ども自身への虐待3例、母親へのトラウマティックな加害行為の目撃2例。子どもの示す精神症状は、回避・拒否、睡眠障害、悪夢、イライラ、身体化等は、他年代同様にしてしばしば出現する傾向あり。</li> <li>・ 学童期群6例の特徴：子ども自身への虐待2例、母親へのトラウマティックな加害行為の目撃2例。子どもの示す精神症状は、各年代に共通してみられる回避・拒否、睡眠障害、イライラ、身体化に加えて、攻撃性、キレる等の衝動的行動が明らか。</li> <li>・ 思春期群2例の特徴：子ども自身への虐待1例、母親へのトラウマティックな加害行為の目撃1例。精神症状は、回避・拒否、睡眠障害、イライラ、身体化は他年代同様に見られたが、抑うつ、不登校が2例共にみられ、母親に対する攻撃性としがみつきの両面性が1例みられた。</li> </ul>
石井 他 (2007)	—	公的機関よりDV被害者と認 定された、シエルター入所 女性とその子ども62名。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども用DV被害チェック リスト</li> <li>・ CBCL</li> <li>・ 日本語版CDI</li> <li>・ 日本版PFスタディ児童用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「DV被害の目撃」100%。「身体的暴力の目撃」92%、「心理的暴力の目撃」88%、「性的暴力の目撃」20%。「0歳児からの目撃」42%。「子どもへの暴力」67%。</li> <li>・ CBCL：「攻撃・非行の問題」「不安/抑うつ」において、DV被害児童群は一般児童群より有意に高い。</li> <li>・ CDI：「悲観的考え」「悪いことがおこる」「自責感」「決断困難」「学業困難」「不眠」「低い自己評価」「愛されていない」の項目において高い平均点。</li> <li>・ PFスタディ：自責傾向と無責傾向が高く、他責傾向が低い。</li> </ul>
永末 他 (2007)	—	シエルターに保護されたDV 被害女性の児童62名。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童用DV被害構造化面接</li> <li>・ CBCL</li> <li>・ 日本語版CDI</li> <li>・ 日本版PFスタディ児童用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「いずれかの暴力の目撃」100%、「身体的暴力の目撃」92%、「心理的暴力の目撃」88%、「性的暴力の目撃」20%。「0歳児からの目撃」42%。「子どもへの暴力」65%。</li> <li>・ CBCL：「攻撃・非行の問題」「不安/抑うつ」において、DV被害児童群は一般児童群より有意に高い。</li> <li>・ CBCL-PTSD：DV被害児童群は一般児童群より、有意に高い。</li> <li>・ CDI：自責因子と攻撃性因子に有意な相関がみられた。</li> <li>・ PFスタディ：自責傾向と無責傾向が高く、他責傾向が低い。</li> </ul>



奥山 他 (2007)	2005.12	母子生活支援施設84施設に入居するDV被害家族690世帯、及び非DV被害家族690世帯（回収率は、DV世帯234票（34.9%）、非DV世帯187票（27.1%））。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送によるアンケート調査</li> <li>・虐待を受けた子どもに関する行動チェックリスト</li> <li>・子どもによる樹木画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動チェックリスト： ＜2か月～6歳の子どもの精神状態＞</li> <li>①トラウマ…DV群、非DV群ともに、一般の子どもの倍の率で境界域以上。</li> <li>②愛着…DV群では境界域以上が16.5%。愛着に問題を持っている子どもが多い傾向。</li> <li>③感覚・行動・調節…DV群、非DV群ともに、一般に比べて約4倍の率で境界域以上であり、感覚・行動・調節に問題を持っている子どもが非常に多い結果。</li> <li>④総合…虐待を受けた子どもに特徴的な精神特性を持つ子どもは、一般の子どもに比べて、DV群では約3倍存在していた。</li> </ul> <p>＜就学以降の年齢の子どもの精神状態＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①虐待的人間関係…非DV群34.1%、DV群28.7%が臨床域。</li> <li>②力による対人関係…非DV群17.6%、DV群21.8%が臨床域。</li> <li>③自信の欠如…非DV群19.6%、DV群14.7%が臨床域。</li> <li>④注意・多動の問題…非DV群31.4%、DV群28.7%が臨床域。</li> <li>⑤学校不適応…非DV群3.9%、DV群13.8%が臨床域。</li> <li>⑥感情の抑制・抑圧…非DV群3.9%、DV群10.3%が臨床域。</li> <li>⑦性的逸脱行動…非DV群0%、DV群2.6%が臨床域。</li> <li>⑧希死念慮・自傷性…非DV群7.8%、DV群10.2%が臨床域。</li> <li>⑨反社会的逸脱行為…非DV群0%、DV群1.1%が臨床域。</li> <li>⑩食物固執…非DV群22%、DV群25.8%が臨床域。</li> <li>①感情調整障害…非DV群17.6%、DV群23.5%が臨床域。</li> <li>②総合…非DV群55.1%、DV群59.1%が臨床域。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パウムテスト：父親イメージを恐れると解釈される人型の樹木画が高頻出。不安、抑うつ、樹洞（ウロ）の出現が高率。</li> </ul>
金 他 (2007)	2006.5～12	一時保護施設などを利用した後、DV被害を主訴として精神科に外来受診している母親と子ども。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CBCL</li> <li>・YSR（8歳以上の子どももぐらーず</li> <li>・ADHD RS-IV-J</li> <li>・CDC</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CBCL（8名）：「身体的訴え」「社会性の問題」「非行的問題」及び総得点が、2回目の時点で有意に低下。「注意の問題」、「内向尺度」得点は、2回目の方が低い傾向。「外向尺度」得点は変化なし。</li> <li>・ADHD RS-IV-J：男女ともに「多動・衝動性」が1回目も2回目も高い。</li> <li>・CDC：1回目では健常群の平均より高かったが、2回目では健常群とほぼ等しい得点になった。</li> </ul>

<p>笠原 (2007)</p>	<p>—</p>	<p>DVに曝されて育った子どものうち、DV被害に曝されていた年代が幼児期年代までの学童症例、学童期までの学童症例、学童までの思春期症例について各1例ずつ。</p>	<p>—</p>	<p>・幼児期の発達課題への影響：加害者の暴力的言動を不適切なコーピングスタイルとして直接獲得してしまう。 ・児童期の発達課題への影響：不登校や登校渋り、仲間関係からの撤退、学業困難。社会性の育みが遅れ、自己愛がファタジーの中で肥大化していく傾向。 ・思春期の発達課題への影響：内面への向かい合いが充分にできず拡散傾向。</p>
<p>加茂 他 (2007)</p>	<p>—</p>	<p>一時保護施設などを利用した後、DV被害を主訴として精神科に外来受診している母親とその子ども5組（5家族）、および前年度（金ら、2006）に同様の調査を実施した母子6組（4家族）の計11組（9家族）。母親は11名、子ども11名。</p>	<p>・CBCL ・YSR</p>	<p>・CBCLの結果から、子どもは、臨床群と同様の精神健康と行動の状態にある。</p>
<p>妙木 他 (2007)</p>	<p>—</p>	<p>S県内の公立一時保護所（DVシェルター）入所中の母子21組。</p>	<p>・精神科医による母子面接から、家族構成やDV避難時に生じたストレス反応、あるいは精神医学的問題の聴取を行い、臨床心理士から調査票を中心とした半構造化面接を実施（①家族構成などを前提に児童の精神状態に関する精神医学的面接による聴取、②子どもストレス反応調査改訂簡略版、③子どものDV体験についての問診票） ・臨床心理士による児童を対象としたブレイ技法を中心とした行動観察と描画を用いた投映法テストの実施（④行動観察およびスモールトイ技法による子どもの表出、⑤バウムテスト、⑥人物画、⑦動的家族画）</p>	<p>②子どもストレス反応調査：ほぼ全家庭がなんらかのストレス反応を報告。 ③子どもDV体験についての問診票：20母子組で、母親の暴力被害の場面を目撃。7人（約30%）の児童がDV避難の意味を理解しておらず、そのうち4人（約60%）の児童が「父親が好き」と回答。 ④行動観察およびスモールトイ技法による表出：7人（約33%）の児童がトラウマティックなプレイを展開していることが特徴的。 ⑤バウムテスト：対社会的な対人交流において心理的に委縮している、性や家族イメージの分裂、心理的に内向化している、自分自身の性や家族の同一性がやや一貫性を失っている、という特徴が見られた。 ⑥人物画：対人交流に対して過度に防衛的になっている、自分の心的居場所が不安定である、という特徴が見られた。 ⑦動的家族画：現状の避難状況における父親否認、母子共生的な（口唇期的）関係への退行、内向化、という特徴が見られた。</p>

有園 (2007)	2005.8～ 2006.12	H県下の母子生活支援施設に入所中の母子141名（母親56名、同伴児童85名）。	・母親との個別面接 ・子どもの行動観察 ・CBCL	・入所理由がDVである児童42名（49.4%）、このうちDV目撃した児童35名（83.3%）、DV目撃および被害体験の両方を経験している児童16名（38.1%）。 ・約半数の母親が子どものDV目撃の影響性を心配。 ・CBCL：DVによる入所児童のうち、DV目撃をしていない子どもにも非行的行動尺度得点が高かった。
金他 (2008)	2005.5～ 2007.12	一時保護施設などを利用した後、DV被害を主訴として精神科に外来受診している母親とその子ども。 ベースライン期：母子24組 3か月フォローアップ期：母子13組 6か月フォローアップ期：母子16組 9か月フォローアップ期：母子12組 1年後フォローアップ：母子13組	・CBCL ・YSR（8歳以上の子ども）もぐらーず ・ADHD RS-IV-J ・CDC ・IES-R ・PBI	・24名のうち21名（87.5%）がDVを目撃。16名（66.7%）が直接被害を受けていた。 ・母親評定の結果を見る限りでは、子どもの身体・精神状態（解離症状も含む）や社会性といった問題は1年を経過しても大きな変化は見られず、特に女兒の精神面および行動面の問題は強く維持される。 ・母親は子どものADHD様行動をよく認識できているが、母親の方が実際の子どものADHD様行動よりも深刻に捉えている可能性もある。
鈴木他 (2011)	2007.7～ 2008.12	A県婦人相談センター（DVシェルター）に入所した母子37組（児童58人、3歳～小学5年生）。	(1) 母親への問診調査：①精神科医の母子面接による、児童の精神状態に関する精神医学的観点からの聴取、②子どものDV体験についての問診票、③子どものストレス反応調査改訂簡略版 (2) 子どもとのプレイを通してのアセスメント： ④行動観察およびスモールトイ技法による表出観察、⑤パウムテースト、⑥人物画、⑦動的家族画	③子どものストレス反応調査：退行的な傾向にある、痲癢を起こしやすしい、外的刺激に不安・恐怖が強い、孤独感を抱いている、睡眠障害がある、という特徴が見られた。 ⑤パウムテースト：子どもの内面について、自己不全感がある、依存を巡る攻撃性を強く抱えている、対人的に委縮しやすしい、自己イメージが混乱している、感情を抑制する傾向が見られる、という特徴が見られた。

<p>辻他 (2011)</p>	<p>2002.1～ 2007.12</p>	<p>民間シェルターを運営する NPO法人山口女性サポート ネットが直接的に関与した DV被害者25人の子ども42 人。</p>	<p>・DV被害者から聞き取り調 査した記録を元に、何ら かの不適応行動あるいは 問題状況を集計。 ・「身体的な発育の恐れ」 「反応性愛着障害の疑い」 等は、聞き取り調査で得 られた表現、かかりつけ の医師の診断、支援者の 観察に基づき、医師なら びに精神科医の状況判断 を元にしている。</p>	<p>・乳児・未就学児 8人：「身体的な発育の遅れ」 4人 (50.0%)、「多動児 (ADHD)」 3 人 (37.5%)、「反応性愛着障害の疑い」 3人 (37.5%) ・小学生 5人：「LD」 1人 (20.0%)、「反応性愛着障害の疑い」 2人 (40.0%)、「不登 校経験者」 1人 (20.0%)、「親による就学拒否」 1人 (20.0%)、「抑うつ状態」 1人 (20.0%) ・中学生 8人：「不登校経験者」 4人 (50.0%)、「抑うつ状態」 3人 (37.5%)。そのうち、 「自殺未遂者」 1人 (12.5%)、「ひきこもり経験者」 2人 (25.0%)、「母親への暴力」 1人 (12.5%)、「継父からの性的虐待」 2人 (25.0%) ・高校生 3人：「不登校経験者」 1人 (33.3%) ・成人例17人：「ひきこもり経験者」 3人 (17.6%)、「母親への暴力」 4人 (23.5%)、「DV 被害者」 2人 (11.8%)、「デートDV被害者」 2人 (11.8%)、「アルコール依存」 3人 (17.6%)</p>
----------------------	----------------------------	--	--	--

※一覧には、内閣府および自治体等による実態調査は含めていない。

別表Ⅳ-1-2 DV被害が母子相互関係に与える影響についての先行研究一覧

研究者 (発表年)	調査期間	調査対象	調査方法	結果 (母子関係に関する結果を中心に記載)
金他 (2005)	2002.12～ 2005.3	DV被害を主訴として、公立一時保護所（配偶者暴力相談支援センター）を利用した母子59組（児童87名）。	心理職員が面接により得た情報に基づき母子関係を評定。	①関係良好型（48例）：母親は子育てへの不安は持っており、母親の精神健康状態のために世話が困難なところもある。 ②養育困難型／母子逆転・虐待的（31例）：母親は精神健康状態が悪く、子どもの世話が困難で、この状態を把握する余裕がない。あるいは子どもの将来や子育てへの不安は高く、「加害者に似ている」とその子どもを否定的に評価している場合がある。 ③養育困難型／自信喪失・制御困難（8例）：母親は子どもの世話が困難である。その原因は母親としての自信や権威を失っていることが大きい。
金他 (2006)	—	DV被害による精神症状を主訴としてクリニックを受診し、子どもの対応について困難を訴えた母親とその子ども計7家族11組。	・子どもの精神状態・問題行動評定：①CBCL、②YSR。 ・母親のDV被害度：③DVSI、④IESR ・母親の精神健康度：⑤GHQ30、⑥SDS	・DVに曝された子どもの精神健康は全般的に注意を要する状態にある。 ・母親は子どもの状態を把握することが困難な状態にある。 ・母親への身体的暴力が子どもの精神状態、とりわけ内面的問題の悪化に関連する。 ・母親の希死念慮の高さは引きこもりや身体化症状といった子どもの内面的問題やその他の社会性の問題にまで強く関連している。
金他 (2007)	2006.5～ 12	一時保護施設などを利用した後、DV被害を主訴として精神科に外来受診している母親と子ども。 調査1回目：母子13組（12家族）。母親12名、子ども15名。 調査2回目：母子7組（7家族）。母親7名、子ども10名。	・基本属性 ・DV被害状況：①DVSI、②出来事チェックリスト ・DV被害後の母親の精神状態：③SCID、④M.I.N.I.、⑤IES-R、⑥DES-II、⑦PTCI、⑧TAC-24 ・DV被害後の子どもの精神状態と問題行動：⑨CBCL、⑩YSR（8歳以上の子ども）、⑪もぐら一ず、⑫ADHD RS-IV-J、⑬CDC	・母子の精神状態も生活も時間経過と共に落ち着きを取り戻しつつも、新たな不安や心配に悩まされ、症状も残存・維持される。 ・子どもにおいては多動・衝動性といったADHD児のような問題行動を呈しており、身体・精神状態や社会性といった問題が時間経過と共に落ち着いていく一方で、多動・衝動性の問題は時間経過にかかわらず深刻な状態で維持される。 ・DV被害の深刻さと子どもの問題行動の悪化に関連が認められる。 ・母親の精神状態の悪化や生活に対する不安と子どもの問題行動の悪化が相互に関連がある。



<p>金他 (2008)</p>	<p>2005.5～ 2007.12</p>	<p>一時保護施設などを利用した後、DV被害を主訴として精神科に外来受診している母親とその子ども。 ベースライン期：母子24組 3か月フォローアップ期：母子13組 6か月フォローアップ期：母子16組 9か月フォローアップ期：母子12組 1年後フォローアップ：母子13組</p>	<p>・基本属性 ・DV被害状況：①DVSI、②出来事チェックリスト ・DV被害後の母親の精神状態：③SCID、④M.I.N.I.、⑤IES-R、⑥DES-II、⑦PTCI、⑧TAC-24 ・DV被害後の子どもの精神状態と問題行動：⑨CBCL、⑩YSR（8歳以上の子ども）、⑪もぐらーズ、⑫ADHD RS-IV-J、⑬CDC、⑭IES-R、⑮PBI</p>	<p>・母親が受けた身体的暴行と性的強要の頻度が多いほど、母親の精神症状はむしろん、子どもの行動面・精神面の問題も悪化する。 ・調査開始1年を経過してもDVが及ぼした生活への悪影響は改善されにくく、母親のPTSD症状も中等レベルで維持される。 ・女兒の方が男児よりも精神的健康の状態は悪く、問題行動も維持される。 ・子どもの問題行動や精神状態は、母親の精神状態のみならず、母親の養育態度に対する子どもの判断（自分を養護してくれているかどうか）に左右されやすい。 ・母親は子どもの状態を比較的良好に認識できているが、子どもの内面よりもむしろ、目に見えやすい行動などの外向的な問題の方に注意が向きやすく、かつ深刻に捉えている。</p>
<p>奥山 他 (2007)</p>	<p>2005.12</p>	<p>母子生活支援施設84施設に入居するDV被害家族679世帯、及び非DV被害家族690世帯（回収率は、DV世帯234票（34.9%）、非DV世帯187票（27.1%））。</p>	<p>・母親自身に関する質問：①フエイシート、②過去の虐待体験およびDV体験に関する質問、③子育てに関する質問、④不安・うつなどの精神的状況 ・子どもに関する質問紙：①フエイシート、②元夫・パートナーから子どもへの虐待、③元夫・パートナーと同居中の母子関係とその理由、④現在の母子関係とその理由、⑤虐待を受けた子どもに関する行動チェックリスト ・子どもによる描画</p>	<p>・元夫・パートナーと同居していた頃に比べて、会話を楽しむことが大幅に増加し、虐待的対応も減少しているが、子どもを褒めることは余り増加が認められていなかった。 ・DVは元々虐待傾向のない親にも虐待傾向をもたらす危険がある一方、過去に虐待を受けた親は虐待傾向に至る危険がある。 ・DVがあるか否かが直接子どもの精神状態に有意な影響は与えていなかった。一方、母親の過去の被虐待体験はどの年齢でも総合的に子どもの精神的状態に有意に影響を及ぼしていた。 ・母親の精神的問題傾向は子どもの精神状態に強く影響していることが明らか。</p>
<p>有園 (2007)</p>	<p>2005.8～ 2006.12</p>	<p>H県下の母子生活支援施設に入所中の母子141名（母親56名、同伴児童85名）</p>	<p>・母親との個別面接 ・子どもの行動観察 ・CBCL</p>	<p>・DV被害を受けた母親は、DV被害を受けていない母親に比べて、子どもや自分に関する心配の度合いが大きく、母子共に暴力の影響による症状を持っており、「子どもへの接し方が分からない」との相談が多かった。</p>

<p>笠原 (2008)</p>	<p>2005.4～ 2008.2</p>	<p>国立成育医療センター 育児心理科を 外来受診もしくは入院中に併診受診 した症例のうち、家庭での過去もし くは現在のDV状況が明らかかな子ど もの症例のうち、本人および母親面 接ができ、DVを含む生活環境に関 する家族からの情報がある程度得ら れた42例。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主訴</li> <li>・主診断</li> <li>・DV加害者との生活状況</li> <li>・DV目撃以外の子どもへの直接の 虐待の有無</li> <li>・子どもの精神症状</li> <li>・当該児と母親の母子関係</li> <li>・母自身の精神的問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達の遅れなどを主訴に受診する症例の中にも、過去のDV被害歴 がある場合も少なくなかった。</li> <li>・注意力や多動・衝動性の問題は、DV被害を受けた子どもの多くに 見られる傾向があった。</li> <li>・DV家庭では多くの子どもがDV加害者と現在も生活したり、何ら かのかかわりを持っており、DV被害を受けた子どもの約3分の2 に他の虐待がみられた。性的虐待も高率に含まれていた。</li> <li>・DV被害者が母親であった場合、母子関係に問題をきたし、子ども の症状が未熟で混沌とした状態で表される可能性がある。</li> </ul>
<p>筒井 他 (2013)</p>	<p>—</p>	<p>全国の母子生活支援施設で保護され た3542世帯、児童5772名。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害世帯の基本情報</li> <li>・母親の状況</li> <li>・子どもの状況</li> <li>・暮らしと仕事、等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「DV被害がある」世帯の入所児童が約半数。</li> <li>・DV被害を受けた母親は、その子どもを虐待する割合が、DV被害 を受けていなかった母親よりも高かった。</li> </ul>

## 2. 加害者対応について

### (1) はじめに

本節では、DV加害者への対応に関する文献的検討を行う。2001年（平成13年）の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、DV法）の制定を前後して、加害者に関する文献は増加した。内閣府による調査研究等も行われたが、現在でも実際のDV加害者対応には課題が多く残っている。こうした状況に対して、これまで加害者に対応する実践家からは様々な論評が加えられてきている。今回は、それらの議論についても触れながら、日本における加害者対応の流れ、加害者更生プログラム、一部海外における加害者対応等について、男性加害者に関する内容を中心に紹介する。ただし、今回扱う文献は邦文を中心としたため、海外情報（特に法的枠組み）についての最新のもの入手できていない。

今回文献を収集してみてわかったことの一つとして、海外ではDV加害者に関する統計的研究、臨床研究ともに数が多く、日本における研究数との間には大きな差があるということである。日本では、法的な枠組みが未整備であり、予算等もなく、対応される加害者が少ないため、結果的に実践者も少なく、研究も進まず、社会的な関心も高まらないというような悪循環があるのではないかと推察された。

### (2) 法制度の展開とその限界

日本におけるDV加害者への対応については、児童虐待加害者への対応と同様、司法介入が一つの課題である。海外の多くの国では、ダイバージョン<sup>1</sup>として、裁判所による加害者更生プログラムの受講命令があるが、日本ではそういった法的枠組みがない。多くのDV加害者に関わる実践家は法制定当時から、こうした法的枠組みの未整備が加害者対応を滞らせていると指摘している（豊田2001、草柳2004、信田2009、森田2009、妹尾2009、2015など）が、現在に至っても法改正等はなされていない。制度上の課題は、加害者更生プログラムに関することだけではない。榊原・打越（2015）は、法改正の経過<sup>2</sup>を振り返り、今後の課題として、「緊急保護命令の創設」<sup>3</sup>、「退去命令

---

1 犯罪に対して、通常の司法手続きではなく、他の非刑罰的処分を採用すること。社会内処遇はこれに入る。

※2～7までの脚注は、榊原・打越（2015）による。

2 2004年（平成16年）の改正では、保護命令の対象として、元配偶者も含むようになり、配偶者暴力の範囲については、身体的な暴力だけでなく、身体的な暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も対象となった。ただし、保護命令の対象となるのは、身体的暴力に限定されている。また、被害者と同居する子どもについても、接近禁止命令の対象とすることが可能になり、退去命令の対象期間が2か月間とされ、再度の申立ても可能になった。2007年（平成19年）の改正では、脅迫等を受けた際、生命又は重大な危害を受ける可能性が高い場合についても、保護命令を出すことができるようになった。また、接近禁止命令と併せて、被害者に対して、以下の行為を禁止する命令を発することもできるようになった。すなわち、面会の要求、行動の監視に関する事項を告げること等、著しく粗野・乱暴な言動、無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール、夜間の電話・ファクシミリ・電子メール、汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させるものの送付等、名誉を害する事項を告げること等、性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等。

3 国際社会では、暴力の差し迫った危険があるとの申し立てがなされた場合、加害者に事情聴取を行うことなく、一方当事者の申し立てに基づき、緊急に保護命令を発する手続きが要請されており、実際に導入している諸国もある。



の改正」<sup>4</sup>、「管轄裁判所の見直し」<sup>5</sup>、「保護命令の内容の拡充」<sup>6</sup>、「DV罪の創設・配偶者によって行われた場合の加重」<sup>7</sup>をあげている。また、DV法全体について、2007年（平成19年）以降の3回の改正で、それまであった附則の3年後検討規定がなくなっていることも問題として指摘している。加害者逮捕については、信田（2014）が諸外国と日本の現状を比較し、「カナダ・アメリカのみならず、アジアでも韓国、台湾ではDV罪が制定されているため、被害者である妻が告訴しなくても加害者を逮捕することができ、裁判所の命令でDV加害者更生プログラムへの参加が強制される仕組みになっている。日本では被害者からの告訴がなければ加害者逮捕は不可能である」と述べている。

ここで、DV法における加害者に関する条文を見てみたい。加害者への対応としては、この条文が現在まで変わらずあるのみである。

「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法（中略）に関する調査研究の推進（中略）に努めるものとする」（第25条）。※傍線筆者

「制定当時のDV防止法は、あくまでも配偶者の暴力により生命・身体に危険が切迫している被害者の保護を第一の目的とした、人権救済的な性格の強いものであった」（筒井，2010）ということも理由の1つなのであろうか、加害者に対する規定は驚くほど少ない。

この「調査研究の推進」という法的枠組みのもと、内閣府男女共同参画局は、2002年度（平成14年）から2007年度（平成19年）に渡り、加害者更生に関する調査研究を行った<sup>8</sup>（表Ⅳ-2-1に内容を記載している）。この一連の調査研究の到達点として、2006年（平成18年）の「配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会報告書」で、加害者更生プログラムの可能性と限界について検討し、まとめている。2007年（平成19年）の報告書は東アジアの状況に関する調査研究である。その後、政府では、2011年（平成23年）に総務省によるDVに関する政策評価が行われたが、加害者対応に関しての勧告はなされていない<sup>9</sup>。

4 2か月間の退去命令期間終了後は、加害者に従前通りの生活を保障することが前提とされており、結果的に被害者の居住権が犠牲になり、加害者の居住権を優先的に保障する法制度となっている。

5 現状では、離婚事件等では家庭裁判所、保護命令申立事件は地方裁判所となっている。こうした状況は被害者にも、家事事件に精通しない地方裁判所の裁判官にも負担になっている。

6 国連経済社会局女性の地位向上部は、保護命令の内容として、加害者に経済的援助を命じること、被害者への連絡を禁止すること、加害者に武器の保有を禁じること、加害者に自宅からの退去、交通手段（自動車）や生活必需品を引き渡すよう指示すること等、様々な措置を含むよう規定すべきと勧告している。日本の保護命令では、被害者に逃げる機会を与えるだけで、生活の保障には程遠いという。

7 DVは、刑法上暴行罪、傷害等に該当しうが、個々の行為についてのものであり、DVの閉鎖性、継続性については網羅できない。フランスは差別罪を上位として、カップルの間で犯罪が行われた場合は加重するという。

8 内閣府共同参画局のHPで閲覧可能（[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/index.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/index.html)）。

9 この時、行われた各省庁への勧告は、通報・相談の効果的な実施、被害者の一時保護機能の充実、被害者の自立支援の充実（就業の促進、住宅の確保、子どもの就学、住民基本台帳の閲覧の制限）、関係機関の連携の推進、フォローアップの実施にとどまった。

こうした状況に対して、様々な意見がある。上記内閣府の調査研究の一環で平成16年度に東京都で試行プログラムを作成実施し、現在はNPO法人RRP研究会<sup>10</sup>で加害者対応を行っている妹尾（2015）は、「任意的な参加者だけで民間レベルで実践していくことにも、一定の社会的意義はあると思われる。しかし、そうだとすると、なぜ日本の加害男性だけが、暴力に対する説明責任を逃れ続けているのか、その点は不可解である」との痛烈な批判をしている。一方で、高橋（2012）のように、「法律上は何ひとつ変わっていないが、DV加害者へのアプローチは確実に本邦に根付きつつある」とする論もある。信田（2009）は、「このような政策的限界を踏まえながら、諸外国の研究成果に学びつつ今の日本で実践可能な試みを展開すること。これはそれほど容易ではないが不可能ではない」としている。また、森田（2009）は、5年間にわたる民間団体での実践について報告し、以下のように述べている。「海外のような司法的枠組みが作られるのが理想だが、それがすぐにできなくても、男性加害者への働きかけの必要性・有効性について、DV被害者支援に携わるスタッフや機関あるいは地域の保健医療福祉機関にも理解してもらい、連携する体制を組んでいくことが必要である」。これが現在のDV加害者対応の実情なのであろう。

表Ⅳ－２－１ 内閣府による加害者に関する調査研究

年月	内容
平成14年度研究	報告書：「配偶者等からの暴力の加害者更生に関する調査研究」（平成15年4月） 諸外国の加害者更生の制度についての調査研究（イギリス、ドイツ、韓国、台湾、アメリカ（カリフォルニア州））
平成15年度研究	報告書：「配偶者からの暴力に関する加害者向けプログラムの満たすべき基準及び実施に際しての留意事項」（平成16年7月） 加害者更生プログラムの内容についてのガイドライン
平成16・17年度研究	報告書：「配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会報告書」（平成18年6月） 有識者からなる検討委員会を設置し、試行プログラムを作成、その有効性等の検討のため地方公共団体に委嘱して試行的に実施した報告。
平成19年度研究	報告書：「東アジアにおける配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究報告書」（平成20年7月） 東アジア諸国のDV施策、取り組み状況を調査（日本を含め13か国の報告）

榊原・打越（2015）は、国連経済社会局女性の地位向上部の加害者更生プログラムと代替判決についての以下のような勧告を紹介し、「未だ課題はあるが、暴力の再発防止のために、加害者更生プログラムの受講を義務づける命令の実現を検討する段階にあらう。もちろん、その前提として、効果のある加害者更生プログラムが必要である。プログラムの内容は、科学的な知見に基づくとともに被害

10 内閣府調査研究に参加した実践家である、信田さよ子氏を代表とし、春原由紀氏、高橋郁絵氏、森田展彰氏、妹尾栄一氏らが所属するNPO法人で、実践や海外情報の発信、研修等を行っている団体。この団体のメンバーによる報告、論文が今回収集したもの的大部分を占めた。RRP = Respectful Relationship Program

者支援の現場の経験も活かし、十分検討され開発される必要がある」としている。

「法は

○判決のなかで、加害者更生プログラムを命じることができることを規定し、かつ、このような加害者更生プログラムの実施者が被害者へのサービス提供者と緊密に連携を持つよう命じるべきである。

○加害者に加害者更生プログラムへの参加のみを命じ、他の刑罰を科さない判決を含む、代替判決の使用は、厳重な注意をもって行わなければならない、被害者の安全と判決の実効性を確保するために、司法当局と女性のNGOにより、判決の継続的な監視がなされる場合においてのみ、言い渡されることを明らかにすべきである。(略)」

榊原、打越（2015）が紹介した国連の勧告

### （3）日本における加害者対応の流れ

上記のような法的限界がある中でも、DV法制定当初から様々な実践報告、研究が行われてきた。日本人によるものでは、法制定前後に、草柳（1999, 2004）、山口（2001）、中村（2001）、森田（2001）等が書籍として出版されている。海外の文献の中でも、現在でも参照されるBancroft,L. & Silverman,J. G., (2002) や Dutton,D.G. (1995) は、この時期に邦訳されている（それぞれ、2004年、2001年出版）。また、Pence,E. & Paymar,M. (1993) は、DV加害者プログラムのモデルとして紹介されることの多いドゥルース・モデルについての文献であり、この頃邦訳されたもののうちの一冊である（2004出版）。

2003年には上述の内閣府の調査研究が始まり、海外の取り組みが紹介された。2004年には、カナダ・ブリティッシュコロンビア州公認DV加害者更生プログラムの作成者Zender Katzを招聘し、全国自治体に声をかけ、ファシリテーター養成研修会が行われたという（信田，2014）。そして、千葉県と東京都で加害者更生プログラムが試行的に行われたが、この取り組みは単年度で終了し、以降現在に至るまで民間機関が実践を重ねている状況である。先に示した通り、日本では裁判所命令による加害者更生プログラム受講という枠組みがなく、被害者である配偶者の勧めでの参加と、加害者の任意参加のみで行っている状況である。言葉をかえれば、現在日本では大半のDV加害者に介入していないといえる（森田，2013）。

日本で加害者更生プログラムが進まない理由として、森田（2009）は以下のように述べている。「（内閣府の調査研究が終了した後）次のステップとして、国が主導して加害者プログラムが広い範囲で実行されることが期待されたが、実際には公的な加害者プログラムが行われることがないままに現在に至っている」、「内閣府などからDV加害者プログラムを公的に行う方向に進めない明確な説明はない」。そして、プログラムの導入を阻害する要因として、以下の点をあげている。「被害者支援の立場から、プログラムよりも厳罰を与える司法的取り扱いがまず重要という意見がある」、「被害者支援に社会資源を費やすべきとの意見がある」、「プログラムが加害者の言い訳に利用されたり、被害者に『変わる』という過剰な期待を抱かせるとの思いが被害者や支援者側にある」、「被害者支援とは全く別の立場であるメンズリブ団体等からは男性を加害者扱いすることは回復につながらないとする批判がある」、「現在の日本の法制度からプログラムの強制受講が難しい」。



#### (4) 加害者に関するデータ

加害者に関する統計としては、法務総合研究所による研究が今回収集した文献の中では唯一大規模なものであった(2003、2008)。

2003年の研究では、検察庁の処分がなされた不起訴事件及び第一審判決が確定した事件で、加害者(配偶者、元配偶者、内縁、元内縁)が、殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、DV法違反、ストーカー法違反を起こした事案346件を分析対象としている<sup>11</sup>。検挙に至らない、あるいは発見されていない事案は含まれていないため、DVの全容を示しているとは言えないが、ある程度の説明にはなっていると思われる。以下、特徴的な数値を一部示したい。犯行時の家族構成は、「カップルのみ」(21%)より、「カップルと子ども」(38%)が占める割合の方が高い。婚姻関係は、配偶者関係が59%、元配偶者関係が20%、内縁関係が20%であった。子どもの前で暴力行為をしていたものは、傷害事案の加害者330人のうち42%に見られ、直接の子どもへの暴力があった加害者は、全事案(346人)の17%であった。DVの開始時期は、結婚または内縁関係成立後3、4年の間に暴力に至っているものが68%にのぼっており、家族の変化から比較的早い時期にDVが始まっていたといえる。加害者のうち無職であった者は26%、年収500万円未満が68%を占めていた。被害者については、職業ありが60%であった。

2008年の研究では、保護命令が出ていたにも関わらず、従わずに保護命令違反を犯した加害男性166名を対象に分析している。結果として、非就労(48%)、身体疾患及び精神疾患(33%)、前科歴(56%)、受刑歴(13%)、暴力団所属歴(8%)、薬物使用歴(13%)、飲酒に関する問題を有していた者(39%)、前配偶者への暴力(婚姻歴ありで35%)、同居後1年未満の暴力(48%)という特徴が示された。また加害男性の就労状況としては、被害者との同居開始時には約7%であった「ほとんど就労せず」の比率が、保護命令違反時には48%に上昇していることが特徴であった。最後のまとめとして、こうした加害者が抱える、生活上の問題を含めた多様な問題を適切にとらえ、それぞれについて対応していくことの必要性が具体的に述べられている。

#### (5) DVの発生要因と加害者の特徴について

DVの発生要因、加害者の特徴に関しては、海外に多くの研究がある。日本では、一部翻訳した論文や書籍、あるいは日本人によって書かれたレビュー論文で紹介されている。

##### ①DVの発生要因

DVが発生する要因はこれまで、神経生物学的要因、心理学的要因、社会的要因等、様々な側面から説明されてきた(例えばDutton, D.G.,1995,2007)。

その中で、Harway, M. & O'neil, J.M. (1999) は、当時の研究をレビューし、「男性による女性に対

---

<sup>11</sup> 全346人の加害者のうち、男性が93%(322人)を占め、女性は7%(24人)である。加害者の平均年齢は39.8歳(19歳から71歳まで)と幅広い。罪名は、殺人3、殺人未遂3、傷害致死3、傷害330、DV法違反のみ2、DV法違反と暴行1、DV法違反と住居侵入1、ストーカー法違反と住居侵入・器物破損1、ストーカー法違反と暴行1、ストーカー法違反と脅迫が1である。

する暴力を説明する予備多変量モデル」として、包括的な説明仮説を打ち出した。すなわち「巨視的  
社会要因」「関係要因」「生物学的要因」「心理学的要因」「社会化の要因」「心理社会的要因」の6つ  
の上位概念と、40の下位仮説である。それぞれの要因が相互に作用しながら暴力の発生にいたるとい  
う仮説である。DVの発生要因を見るときには、対象となるケースにおいてどの要因が強いのか、ど  
の要因が背景に隠されているか等、どこかに偏るのでなく、幅広くバランスよく考えていく必要があ  
るのだろう。

Harway,M. & O'neil,J.M. (1999) は、結びとして「“男性による女性に対する暴力の原因はなにか”  
という問いの答えには、まだまだほど遠い」、 「本書が男性・女性間により広範な議論をもたらし、よ  
り多くの研究を促進し、子どもと大人が一体となって、非暴力的な方法で、人間の問題を解決するよ  
うな予防介入のきっかけになるよう期待してやまない」と述べている。さらに、「より多くの男性が、  
男性の暴力の原因を明らかにする唱導者である必要があり、包括的な予防活動に関わっていかねばな  
らない」と主張している<sup>12</sup>。

様々な要因が交錯するDVを多側面から検討することは、介入だけでなく予防啓発等に活かす上  
でも重要である。日本においては、このような広範囲にわたる要因に関する研究等はなされてない。今  
後の研究がまたれる。

## ②DV加害者とは

ここでは、Bancroft,L. & Silverman,J.G. (2002) の定義をあげる。

「DV加害者とは、パートナーとの間に威圧的な支配のパターンを形作り、時おり身体的暴力による  
威嚇、性的暴行、あるいは身体的暴力につながる確実性が高い脅迫のうち一つ以上の行為を行う者の  
ことである。この支配と威圧のパターンは、主として心理的、経済的、性的なものである場合も、身  
体的暴力が中心となる場合もある」。

また、Bancroft,L. & Silverman,J.G. (2002) は、暴力のスタイルは加害者によって様々であり、身  
体的暴力の存在が必要条件ではないと補足している。

## ③加害者の特徴

加害者の具体的な特徴、子どもや配偶者あるいはパートナーへの影響として、Bancroft,L. & Silverman,  
J.G. (2002) (表IV-2-2)、Scott,K.L. & Crooks,C.V. (2004) (表IV-2-3) の取り上げたものを示した。  
Scott,K.L.は、日本にも紹介された「ケアリングダッド」(カナダのプログラム) の開発者の1人であ  
る (RRP研究会, 2009)。Scott,K.L. & Crooks,C.V. (2004) は、虐待する父親の特徴をあげた上で、「こ  
うした特徴は、妻に暴力をふるう男性の性格に関する研究結果とも重なり、結果として、DVと児童  
虐待が高い確率で同時に起こることとなる」としている。

加害者の行動の特徴をまとめると、自分は特別であるという特権意識に基づき、子どもや配偶者の

---

12 男性による非暴力活動である「ホワイトトリボンキャンペーン」が最近本邦にも紹介された (多賀ら, 2015)。

ニーズよりも、自身のニーズに基づいて支配的に振る舞い、家族成員を過剰にコントロールしようとする。それは不安、恐怖を植え付けるだけでなく、配偶者の養育機能、配偶者の精神状態、子どもの発達、配偶者と子の親子関係というように様々な領域に、深刻で長期に渡る影響を与える。Bancroft,L. & Silverman,J.G. (2002) は、身体的暴力よりも、心理的暴力の方がより深刻だとしている。

Bancroft,L. & Silverman,J.G. (2002) は、DVの被害を受けた家族に介入するすべての専門家にあてはまるとされる以下の二つの原則を記している。①「DVが家族の相互関係のパターンに影響を与える影響について認識する必要がある。家族成員間の細かな関係性の把握を目的に、加害者や家族の言葉を額面通りに受け取ることには慎重にならなければならない」。②「加害者のパートナーに対する行動それ自体に、加害者の親としてのあり方についての重要な情報が含まれていることを認識する。子どもが目撃していなくても、母子関係や母親の養育能力に影響を及ぼす。母親への暴力は、加害者の親としての行動の一環として理解する必要がある」。

ともすればDVは身体的暴力であるという理解に傾きがちであるが、以上見てきたように、心理的暴力の影響も深刻であること、それらが与える配偶者への影響、子どもへの影響、親子関係への影響、家族力動への影響というように、広範囲に渡る深刻な被害が生じるということになる。専門家は細かな観察をもとに、多角的な視点を持ち、的確にアセスメントし、リスクマネジメント、介入、支援を行う必要がある。周期的に暴力を振るう加害者のいる家族を見るとき、暴力と暴力との間の穏やかな時期があるが、その穏やかな時期を過大評価しかねず、重大なリスクを見逃す可能性すらある。また、被害を受ける親が結果的に子どもに暴力を振るう場合もある。2010年に起きた三重県の児童虐待重症事例では、DV加害者でもある父親が、母親を脅して暴力を振るわせていたが、この母親は幫助罪に問われている（最終的には起訴猶予になっている）。現象面だけにとらわれると、家庭の中で何が起き、誰が被害者であり、どの程度の被害があるのかという判断に誤りが生じかねない。

表Ⅳ－2－2 加害者の特徴（Bancroft,L. & Silverman,J.G.,2002より作成）

支配	言い争い、意思決定、家事、感情面でのケア、セックス、家計、子育て、人付き合いという領域での支配的振る舞い。これらを子どもとの関係にも持ち込む。
特権意識	自身の特権的立場を守るためにあらゆる手段を正当化する。①要求をみたくことが家庭生活の中心、②自身の感情面のケアを要求する、③性的要求に応えないことを不当に扱われたととらえる。子どもに特権意識を満たしてもらうことを期待する（役割逆転）。スキンシップや性的接触欲求を満たすために子どもを利用する。近親姦の発生率も高くなる。
自分勝手と自己中心	自分が絶大な存在だと思い込む非現実的な自己認識。自分のことで頭がいっぱいで、子どもの相手をしようとはせず、反面子どもがいつでも自分の相手になることを期待する。逆に満足させないとなると興味を失う、腹を立てる。子どもはこの絶大な自信に惑わされ、暴力は自分や母親の責任だと思い込む。
優越感	パートナーの知性や能力、論理的思考、感受性等を自分よりも劣っているとみなし、退け、軽視、軽蔑する、相手を人間としてみず、性的な満足のための非人格的な道具としてみる。

独占欲	パートナーを自分の所有物とみなす。性的に拒否されると怒りを示す。また性的な嫉妬もあり、関係が終わりを迎えたときに激化する。パートナー殺害の9割にDVの前歴があり、ほとんどが別居の前後に起きている。これが子どもに向くと、暴行、性的虐待にもなる。別居後の子どもへの対応にも影響する。
愛情と虐待の混同	「愛してなかったら、あんなことしない」という正当化をする。怒りを暴力行為の原因として過度に強調する。子どもの前で行うため、子どもも混同し、虐待されないと愛されていないと感じる。こうした傾向をもつ加害者は子どもへの虐待（性的虐待も）の可能性があり、同様の文脈で正当化する。
心理操作	虐待のすぐ後に、その行為をパートナーがどうとらえるかを操作しようとしたり、原因や意味を混乱させる。合間に、比較的穏やかな時間があることも被害者を混乱させる。トラウマと脅しと心理操作の複合的な結果をもたらす（「トラウマボンド」）。これが家庭外に向かうと被害者の印象操作にもなり、被害者を孤立させることにもなる。子どもにはアンビバレンスを生じさせ、加害者を「いい親」として誤認することもある。支援者もまたこれに惑わされる。
発言と行動の矛盾	加害者は一般的に、望ましい回答ができるため、支援者はこれに気をつけねばならない。教育程度の高い加害者は特に自分の考え方を巧みに隠すことがある。
責任転嫁	「殴ったのは自分の責任だが、あいつが怒らせるのが悪い」と言う。被害者が抑うつ的になったときも責任転嫁する。子どもに影響が出た場合も、子育てについても「育て方が悪い」等と言う。こうした責任転嫁は成功しやすい。加害者に盾突いたとして、家族構成員が非難し合うこともある。
否認、事実を軽く見せる、被害女性のせいにする	自分の暴力を全面的には認めず、前歴も軽く見せようとする。被害者の言うことを割り引いて報告する。威嚇的な行動についてその傾向が顕著である。暴力を自己防衛だと言うこともある。加害者は被害者のことを挑発的で不誠実な人間であるとする。
繰り返される暴力	複数の女性を虐待することが多いため、支援者は現在の関係が終われば加害者が攻撃する可能性が低くなると考えないほうがよい。

表Ⅳ－２－３ 虐待する父親の特徴（Scott,K.L. & Crooks,C.V.,2004より作成）

特権意識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手を過剰にコントロールしようとし、自分には何事にも正当な権利〔特権〕があると考えがちであり、自己中心的な態度が特徴的。</li> <li>・自分は無条件の愛情と尊敬を受けるに値し、家族にはそれを提供する義務があると考える傾向がある。自身の安全の感覚にも乏しく、常に過度に警戒している状態であることも加わって、少しでも拒絶や尊重されていないと感じる被害感を抱き、仕返しをして当然であると考えてしまう。そして子ども達を過度にコントロールしようとする。</li> <li>・性的虐待には「特権意識」が出やすい。子どもを秘密の共有相手とし、自分のケアをしてくれる者と考えられる傾向がある。子どもに情緒的、身体的、性的な自律性があることが理解できず、子どもとの適切な境界を保てない。</li> </ul>
------	--



<p>子どものニーズを優先できない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛情を求める子どものニーズの認識や、子どもを尊重する感覚、子どもの自律性を大事にしようという認識に欠けている。そのため、子どもの望みやニーズというよりも、父親自身のニーズに基づいて子どもに関わろうとする。その関わりは、子どもについての知識や、子育てに対する責任感に基づいたものでない場合が多い。</li> <li>・子ども中心で考え、尊重することは時間がかかってかえって面倒で、そのような面倒なことをしたくないため、虐待を否認する。あるいは、自身が子ども時代に虐待を受けていることもあり、それを認めたがらないこともある。</li> </ul>
<p>性役割のステレオタイプ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性は子育てをして家庭を守り、男性は時に厳しく家庭内の権威者たれ、という家族観」を子育てに取り入れる。問答無用の服従の要求、子どもの主張は「礼儀知らず」と、厳しい制裁を正当化する。親としてうまくやっていると周りから見られることにやっきになり、子どもの行動には父親である自分が反映されているととらえがちであるため、子どもの自律性を認めることができない。たとえうまくいかなくてもその困難さを認めたがらず、他者の助けを求めようとしなないため、事態は悪化の一途をたどる。</li> </ul>
<p>母親への態度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力だけでなくパートナーに対し、「母親である資格がない」かのように思わせる心理的暴力も多い。子育てに関してパートナーの意見を取り入れない、子どもの前で無視する、子どもに「バカな母親だ」というといった行為があげられる。結果として子ども自身が母親を見下すようになり、母子ともに父親の指示や権限に依存するようになる。また、パートナーへの見せしめとして子どもにきつくあたる、パートナーの監視役として子どもを使う、家族が苦境にあるのは、母親のせいだ言い含めたりする。子どもを母親に対する武器のように使う。こうした夫婦関係を目の当たりにする子どもへは深刻な影響がある。子どもに対する虐待をやめても母親に対する虐待を続けている限り、子どもは回復しない。</li> </ul>

また、加害者の特徴、介入が必要な部分として、「認知の歪み」がある。上記に示した特権的態度、自己中心性、性役割のステレオタイプ等が認知の歪みといえ、こうした部分への認知行動療法的な介入が必要となる（RRP研究会，2010、高野，2010など）。

加害者の類型については、海外ではこれまで多くの研究がなされているようであり、日本語で読めるものとしては、才田（2004）や、高野（2010，2011）、Dutton,D.G.（2007）に詳しい。ここでは、詳細は述べないが、暴力の深刻さ、暴力の方向性、精神病理のあり方等、様々な視点から行われている。

パーソナリティ障害との関連については、Dutton,D.G.（2007）に詳しい。虐待的パーソナリティ Abusive Personalityについて、先行研究、種々の精神分析的な理論、愛着理論等を援用し、境界性人格構造（BPO）との関連を指摘している。妹尾（2015）によれば、加害者のパーソナリティ障害の併存率は25%であるが、パーソナリティ障害を含めた加害者の精神病理のあり方を検討し、対応策を考えていく必要がある。

また、高野（2010，2011）は、加害者の愛着型に関する文献をレビューし、「愛着の型が直接的に暴力・虐待のリスクを引き起こしているのではなく、ある特定の愛着の型をもった男性が、パートナーとの衝突時にさまざまな否定的な反応を起こしていることを示している」とし、「（これらの先行研究は、）DV加害者臨床において、関係性のコンテクストが重要な要素であり、また、どのようにして過剰な反応や衝突を避けることができるかを学ぶことが重要なプログラム内容の一部となっていること



を明示している」と述べている。類型論や、加害者の個人的な問題だけでなく、そこで何が起きているか、どういった関係性のもとに暴力が行われているかを見ていく必要がある。

才田（2004）は、海外の文献をレビューし、加害者のタイプによって、有効な加害者更生プログラムの内容が違うとする研究を紹介している。加害者がどのような問題（アルコールや薬物の問題、精神病理を含め）を抱え、どのような環境や対人関係のもとで、どのような行動を起こしているのかということについて把握した上で、アセスメントに応じた介入を行っていくことを検討する必要がある。

## （6）DV加害者への対応

今回集めた文献をみても、先述した内閣府による調査研究に参加した実践家による論文、実践報告等が多く出版されている<sup>13</sup>。今回はそれらの文献を中心に加害者への対応を一部紹介する。日本語で手に入る具体的なプログラム内容、方法論等については、巻末に文献リストを示しているのも、そちらを参照されたい（RRP研究会, 2009, 2010, 2011；高野, 2010；Lee, M.Y., Sebold, J. & Uken, A., 2003；Pence, E. & Paymar, M., 1993；Jenkins, 1990など）。また、これも巻末に示しているが、最近の加害者対応に関する海外論文が、『アディクションと家族』誌の海外文献抄録にいくつか日本語で紹介されているのでそちらを参照していただきたい（Day, A., Chung, D., O’Leary, P., & Carson, E., 2009；Langrands, R. L., Ward, T. & Gilchrist, E., 2009；Lee, M.Y., Uken, A., Sebold, J., Lehmann, P. & Simmons, C.A. (Eds.), 2009；Scott, K.L. & Crooks, C.V., 2004など）。

### ①地域という対応の枠組み

RRP研究会（2009）で紹介されているカナダの取り組み、以下に示す森田（2001）で紹介されたKivel、これまでも多く紹介されているドゥルース・モデル（Pence, E. & Paymar, M., 1993）など、多くの方法論において前提とされているのが、加害者対応を行っていく際の、地域での多機関連携と継続的な対応の積み重ねである。

森田（2001）で紹介されたKivelという北米の実践家は、加害者用プログラムを行う際の重要な点として、一人の加害者を救済するプログラムではなく、警察、検事、裁判所による一連の対応の流れ（プログラム受講命令等）、被害者の保護とケア等の全体の流れが重要である、すなわち「加害者プログラムはDVへのコミュニティの対応全体の一部としてなされなければならない」としている。Pence, E. & Paymar, M.（1993）は、「地域社会が暴力男性の問題を解決しようとするとき、こうした諸機関がきちんと関わらないならば、私たちは加害男性のグループをつくらうとは思わない」と述べている。また後に紹介する「ケアリングダッド」は、被害者援助機関、加害者対応機関、児童福祉機関が一緒になって、男性加害者に対する父親としての教育プログラムの必要性から開発された（RRP研究会, 2009）。

信田（2009；RRP研究会, 2009所収）は、カナダのコミュニティ・ベースト（community based）

---

13 それ以外の各地で行われているNPO法人等の実践については、今回具体的内容について把握できなかった。

という概念を紹介している。カナダのロンドン市の実践を視察した報告の一部で、「人口35万人のロンドン市で誕生した先駆的プログラムは、一団体、一研究所だけではなく、コミュニティのさまざまな職種の人が月1回の委員会を開催することから出発している」という。また、信田（2009）は、自身が主催する臨床実践の場における連携を紹介し、「このようなコミュニティ機能を果たす相談機関の存在があって、初めて加害者プログラムの効果も生まれるかもしれない」、「プログラムの効果はそれ自体に内包されているわけではなく、どのようなコミュニティに立脚して実施されるかによって大きく左右されるだろう」と述べている。

現在の日本の加害者対応についての論文や実践報告等を見ていると、加害者更生プログラムそのものが中心になっているように思われる。そのベースとなる環境をどのように整えるかという議論ももう少しあっても良いのではないかと思われる。

## ②加害者更生プログラムについて

加害者更生プログラムについての文献を当たっていくと、北米での最初の加害者更生プログラムである、EMERGEやドゥルース・モデルが出てくるが、これらは当時の社会的な流れもあり、フェミニスト的立場が出発点となっているようである。現在も多くのプログラムのモデルになっているドゥルース・モデルは代表的なものであるとされる。ドゥルース・モデルは心理教育プログラムをもとにしたジェンダー・ベースの認知行動療法であり（才田，2004）、その中では、暴力を選択したのは加害男性自身であり、その選択をした男性に責任がある、また、その背景には家父長的な考え方があるといった考え方をベースにした懲罰的態度で対峙するという内容のものであるという。プログラムの中で加害者は、加害責任に直面化していく（信田，2009, 2014, Todd,N.,2010）。DV加害者の対応の向上過程で、こうしたアプローチの果たした重要な貢献は過小に評価されてはならないが、一方で、臨床的な見地と結果から、効果については疑問の声もあがっているという（Lee,M.Y.,Sebold,J. & Uken,A.,2003）。Todd,N.（2010）は、自主的な参加者のうち90%がドロップアウトしているということに触れ、加害者の変化に対する頑固さを指摘する。また、このモデルでは加害者の動機付けが十分に高まらないという指摘もあるようだ（Langlands,R.L,Ward,T. & Gilchrist,E.,2009；Lee,M.Y.,Sebold,J. & Uken,A.,2003）。また、ジェンダー・ベースの心理教育モデルとは、異なった側面からのアプローチとして、加害者の病理や生育歴に焦点づけして更生を図るモデルもあるが、この方法論は、加害者に被害者性を意識させすぎることのリスク、すなわち自身の加害行為の免責につながるのではないかと議論もあり、両者のバランスをとることも必要だともされている（才田，2004）。

こうした見直しとともに、現状に対して様々なアプローチが考案され、日本にも紹介されてきている。共通するものとして、「変化への動機づけ」が、キーワードになっているようである。ここで紹介する文献のほとんどは、加害者の言い逃れ、責任転嫁、正当化等に対する対決的な介入の限界の認識をもとにしている。なお、それぞれについて詳しくは紹介できないため、各文献にあたっていただきたい。

## Jenkins,A. (1990) のアプローチ

2014年に日本で出版されたJenkins,A. (1990) は、広く加害者臨床を行う実践家に読まれているものである。彼は、召喚的アプローチ (Invitational Approach) を用い、加害者の動機づけが高まるような方法 (質問法等の臨床的な方法論) を提案している。加害者と実践家に対立的になるというよりも、共同して問題に向き合うようにすることで、自身が行った暴力に主体的に取り組んでいきやすくなる。Jenkins,A. (1990) は、加害者対応の主軸として以下の9段階を提案している。①暴力・虐待について言及することを促す、②非暴力・非虐待関係を促す、③誤った努力について考察することを促す、④関係崩壊に至る経過について考察することを促す、⑤拘束された考え方・信念を外在化することを促す、⑥拘束に挑戦するための抗い難い促しを見つけ出す、⑦新しい行動を準備することを促す、⑧新しい行動の計画作成、⑨新しい行動を発見することを促す。そして、「このような方法であれば、セラピストがいわゆる『抵抗』を中心にした問題を避けることができ、加害者自身が人生における新しい方向性や指針を発見できるように援助することができる」と述べている。

## 動機付け面接法 (Miller,W.A. & Rollnick,S.,2002)

2009年に日本語に翻訳された、動機づけ面接法 (Motivational Interviewing) は、もともとはアルコール依存や薬物依存等のアディクション領域で開発された方法論である。対象者が現在何を求めているか、何を心配しているかに焦点を絞るという意味では「クライアント中心的」であるが、同時にその対象者の中にある矛盾、両価性に指示的に焦点づけすることで、対象者の心の中にある変化への動機を引き出し、両価性を探索し、その解決をすることに焦点を絞る方法である。

上記、二つの方法論は、後に紹介するカナダの取り組み、ケアリングダッド、RRP研究会の実践等で援用されている方法論である。

## Relationship Violence Treatment Program

カナダのBritish Columbia州公認クリニカルカウンセラーである高野 (2010, 2011) は、同州の取り組みを詳細に紹介している。Jenkins,A. (1990) の方法論をベースに、そこから発展した、「コンパッション・アプローチ (Compassion approach)」 (Stefanakis,2008) や、「応答的アプローチ (Response based approach)」 (Wade,A.,2007など) を用い、加害者の動機づけを高めながら、DVの多側面に焦点をあてた認知行動療法を行っている (Relationship Violence Treatment Program; 以下、RVTP)。「召喚的アプローチ」「コンパッション・アプローチ」「応答的アプローチ」は全て、「加害者の可能性と自己に対する肯定的な面を認識し、受容しつつ、さらに関わりを重視しながら変化を促す手法である」 (高野, 2010)。このプログラムは2003年に執行され、この論文が出された段階で州内80か所以上で行われている (高野, 2010、RRP研究会, 2010所収)。

RVTPの目標は、以下のようなものになる。①自分の行った暴力、虐待に対して責任を持つ、②暴力、

虐待がパートナーに、そして子ども達にどのような影響を及ぼしたのか、そしてこのような暴力、虐待に関係する要因を吟味し、認識する、③変化、更生が可能であることを学び、実際に変化、更生に積極的に取り組む、④グループ内で参加者同士のサポートを受けながら、お互いにどのように周りに影響を及ぼしているか、また、より建設的なものへと変化するために積極的に話し合い、必要な変化を働きかける、⑤非暴力・虐待のためのライフスキルをつける。

### ケアリングダッド

カナダで開発された「ケアリングダッド」は、男性加害者が良き父親として変化するためのプログラムである（RRP研究会，2009）。カナダ、アメリカ、スウェーデン、ドイツ等で導入されているという（2009年時点）。表ⅣⅣ-2-2に示した虐待する父親の特徴を前提として、ケアリングダッドでは以下のような介入原則がある（表Ⅳ-2-5）。詳細は、RRP研究会（2009）を参照されたい。このプログラムの対象となるのは、子どもへの虐待、母親へのDV、またはその両方の加害行為を行った履歴があるものとされる。性虐待を行った父親は、父親としての関わりを見直す前に性犯罪者としての処遇を受ける必要があるとされるので、対象にならない。

表Ⅳ-2-5 ケアリングダッドにおける介入原則（RRP研究会報告書より）

原則1	父親が変化するか否かにかかわらず、父親に介入することが子どもの利益になるものでなくてはならない。
原則2	虐待する父親は行動を変化させる準備ができていない可能性があることを念頭において介入しなければならない。
原則3	虐待する父親の主な問題は、過度に支配的な行動や特権意識、自己中心的な態度である。
原則4	母親（妻）に対する虐待についても、父親（夫）に対する介入の一環として認識され、注意を向けなければならない。
原則5	虐待的な父親は、子どもの情緒的な安全感を破壊するので、信頼感を回復する必要性を認識することが、行動の変化や、子どもに対する虐待の再発可能性に影響を与える。
原則6	父親の、性役割に対するステレオタイプの考え方が、子どもへの虐待につながる。

ケアリングダッドにおいて、1つ目の目標はプログラムに参加し続けるために、「変わりたいという動機を強める」ことである。良い父親でありたいと思っている父親が多いが、理想と現実のギャップを認識できていないことが多いため、その差に注目できるよう進めていく。これは動機づけ面接法の手法である。そして、「子ども中心の養育スキルを伸ばす」ことが2番目の目標になる。あくまで子ども中心の視点での養育が目標であり、子どもを管理するスキルを教えるわけではない。そして、3つ目の目標は、「虐待／ネグレクトを認識し、取り組む」ことである。子どものトラウマを必ず考



慮するようにする、そして「母親である女性に対する態度の変化」とそれに強く関連する「子どもに対する態度の変化」を促すために、①「女性虐待（DV）と児童虐待の重なりを意識すること」②「母親のために、必要な情報の提供やサービスの紹介を行い、心身の安全を保護するための計画をたてる」という流れで進められる。そして、男性（父親）には、配偶者、または元妻に対して暴力的である限り良き父親にはなれないことを明確に教えていく。グループで、自分の行ったことだけでなく、多くの事例を共有することで、グループ全体で虐待行動を改善していくための解決策を考えていく。その際、「思考－感情－行動のトライアングル」という認知行動療法的な枠組みを扱う。「あなたはこうしたら父親を尊敬・信頼できると思いますか？」と子どもの視点で振り返るようなことも行い、子どもとの信頼関係の再構築を進める。子どもの情緒的な安全感の回復が父親にとって非常に大きな課題となる。性役割のステレオタイプの考え方については、父親の中にある男性のジェンダー役割を引き出し、なぜ女性に虐待を行うのかについての気づきを促す。

プログラムを展開する鍵として、「母親と連絡をとる」、「男性をリファーしてきた機関と協働し、フィードバックを行う」、「プログラムの実施に当たって地域と協働する」ことがあげられている。

虐待する男性に対する介入はなかなかできてこなかったが、重要な領域である。介入によって、父親が過去の虐待に対する責任を引き受け、より共感的かつ養育的な方法で子ども達に関わる方法を学ぶことは、暴力のサイクルを断ち切るチャンスとなる。

#### ソリューション・フォーカスト・アプローチ

Lee,M.Y.,Uken,A.,Sebold,J.,Lehmann,P. & Simmons,C.A. (Eds.) (2009) 、Lee,M.Y.,Sebold,J. & Uken,A. (2003) は、ソリューション・フォーカスト・アプローチをDV加害者臨床に応用した方法論を提案している。Lee,M.Y.,Sebold,J. & Uken,A. (2003) は「参加者には普通、資源よりも欠陥と問題がたくさんあるように見える。私たちはそのなかから隠れた長所、資源、想像力を発見しようとし、またそうすることによって協力関係をつくる。このパラダイムにおいては参加者のファシリテーターの能力が、治療成功への重要な第一歩を形成する」と述べている。また、方法論としては、「長所重視の視点に立ち、『プロブレム・トーク』ではなく、『ソリューション・トーク』に集中することで、比較的短期間に積極的で長続きする変化が起こりうる」としている。

#### グッド・ライブス・モデル

Langrands,R.L.,Ward,T. & Gilchrist,E. (2009) は、現在、犯罪臨床において注目を集めているグッド・ライブス・モデル（以下、GLM）をDV加害者臨床に応用したものを紹介している。Langrands,R.L.,Ward,T. & Gilchrist,E. (2009) によれば、GLMとは、「能力または長所を基盤とする加害者処遇モデルであり、加害者に対し、社会的に適応的かつ本人にとって満足な方法によって、ウェルビーイングを達成するための心理的・社会的条件やリソースを備えるよう働きかけるものである。GLMの目的は、個人にとって意味があり、生産的で充実感の得られる生活を送る能力を身につけるよう支援する



ことである。つまり、GLMは、個人にとって重要なゴールの達成を目指すと同時に、リスク管理及び低下を図るといった統合的なアプローチである」。GLMは性犯罪者、暴力犯罪者、薬物依存等様々な加害者処遇で取り入れられている手法である。

### RRP研究会（2011）の加害者プログラム

日本では、RRP研究会の報告が数多い。海外の実践内容の紹介や、所属する実践家からの報告も多い。RRPの正式名称はRespectful Relationship Program(尊重しあう関係づくり)である。RRP研究会(2011)では、実践されている加害者に対するプログラムの具体的なワークの内容、ワークシート等が示されている。これについても、同報告書を参照されたい。プログラムの各セッションは以下の通り。①暴力とは何か、②ABCモデルの基礎、③信念、④感情、⑤影響1：妻、⑥影響2：子ども、⑦良い父であること、⑧責任、⑨アサーティブ、⑩ロールプレイ1、⑪ロールプレイ2、⑫再発予防計画。

上記に述べたいずれのアプローチも、加害者の主体性を導き出すためのものであり、従来の対決的なモデルではなく、加害者の「変化への動機付け」を高めることを強調している。

DVや虐待をする父親へのアプローチとしては、変化への動機付けを高めるということを前提として、暴力とは何かを理解する、暴力を選択したということを知る、自分が行っていることがどのような影響を与えているかを知る（子ども、配偶者あるいはパートナーへの影響）、認知の歪み（あるいは態度のあり様）を修正する、親としての責任を高めるという内容が共通することであった（森田、2015、妹尾、2015）。注意すべきは、加害者の癒しだけに焦点を当てることにより、「自分は妻からの被害者である」という被害者意識が増幅することであり、加害者自身の被害体験に焦点を当てすぎることによる、現実の矮小化である（妹尾、2015）。認知の修正を行う際には、認知行動療法の手法を利用しているものが多く、幼児期の体験が本質的に現在の行動に影響を与えているという枠組みではなく、現実的、具体的な現在の行動と内的反応（認知）をターゲットにするという手法を中心的なアプローチとしている（信田、2014）。加害者の被害者性は慎重に扱うべきという論は多い。

### （7）まとめと考察

今回収集した文献の内容から、いくつかの課題が見られた。

- ・DV法では、加害者についても調査研究の推進がうたわれているが、現在では調査研究や実践について公的な取り組みは行われていないようである。諸外国の取り組みに比べると加害者更生プログラム受講命令等、法的枠組みに限界がある中で行われているのが現状であった。
- ・DV加害者に関する調査、研究が少ない。日本の現状の中で対応をしていくために、実情、実践についての調査研究等が行われる必要があるのではないかと思われる。また加害者に関わる海外情報についても最新のものを手に入れることができなかった。それに関しては今後の課題である。児童虐待の加害とDVの加害についての関係に焦点をあてた研究等も少ない。

- ・DVには、予防啓発が必要であり、日本でも取り入れられつつあるDV防止教育等の拡大が期待される。また研究、介入の視点についても、加害者個人、被害者個人に焦点をあてるだけでなく、社会文化的なマクロ視点も取り入れる必要がある。

(相澤 林太郎)

### 3. DVと虐待死亡事例

#### はじめに

DVと児童虐待について検討する場合、DV事象があった家族の中で、児童虐待の死亡事例が発生した事例を取り上げることは不可欠であろう。究極の虐待といってもいい死亡事例におけるDVを検討することで、DVと児童虐待の関連はより明確になり、今後の援助の留意点を示唆することが可能となると思われるからである。

ここでは、「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が報告している「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」、いわゆる国の死亡事例等の報告書と、地方自治体が作成、公表した検証報告書の両面から検討を加えることとする。

なお、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第1条は、DVすなわち「配偶者からの暴力」を次のように規定している。

- 第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

本稿でも、基本的には、「配偶者からの暴力」をこの定義に準じて位置づけ、検討することとしたい。

#### 国の検証

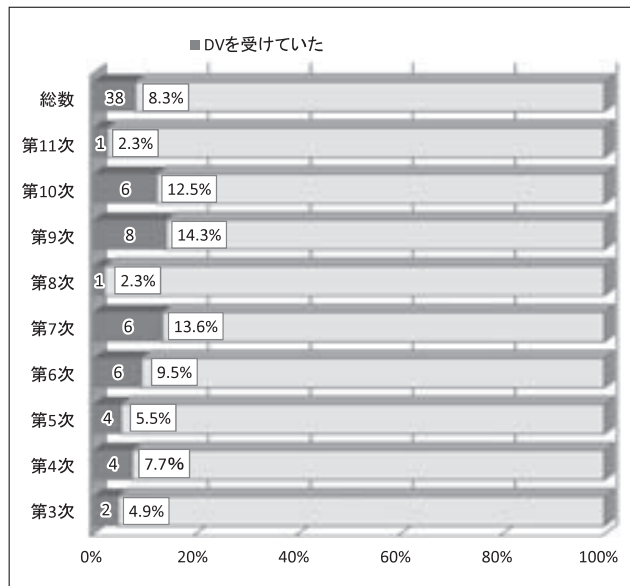
##### ○概況

上記「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の各報告書を見ると、虐待死亡事例のあった家族の中でDVが見られた家族の有無を調査しているのは、第3次報告からである。

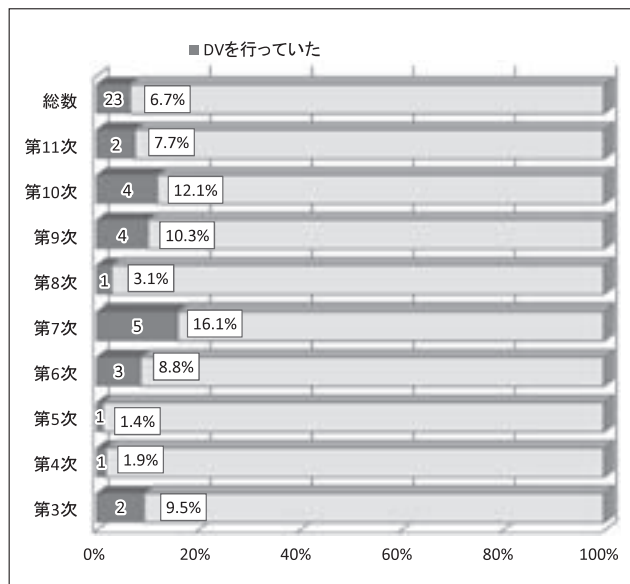
表IV-3-1 虐待死事例の家族におけるDVの有無（第3次～11次合計）

	実 母		実 父	
	加害	被害	加害	被害
心中以外の虐待死	4 (0.9%)	38 (8.3%)	23 (6.7%)	5 (1.5%)
心中による虐待死	0 (0.0%)	7 (2.4%)	4 (1.5%)	0 (0.0%)

\*厚生労働省資料から作成



図Ⅳ-3-1 DVを受けていた実母（心中以外）



図Ⅳ-3-2 DVを行っていた実父（心中以外）

では、一体どれぐらいの家族でDVが確認されたのか。第3次報告から第11次報告までの中で、DVがあった家族の累計と割合を示したものが、表Ⅳ-3-1である。ただし、本表は、実父母に限って示したものであり、例えば内縁関係にある男性などによる加害行為などは含まれていない。したがって、実際にはもっと多くの事例が隠されている可能性がある点に、注意が必要であろう。それはともかく、本表をみると、実母は、必ずしも被害を受けるだけではなく、件数や割合は少なくとも、逆にDVを行っている場合があり、実父についても、DV加害者となるだけでなく、被害を受けることも少数ながら存在していることがわかる。

また、「心中による虐待死」では、「心中以外の虐待死」に比べてDVが確認された家族の割合は低い。そこで、図Ⅳ-3-1及び図Ⅳ-3-2は、心中以外の虐待死事例を取り上げ、DVが割合として最も多かったDV被害を受けた実母と、DV加害を行った実父について、各報告次ごとの件数と割合を示してみた。これらを見ると、報告次によってバラツキがある（実母の場合は、14.3%～2.3%、実父の場合は16.1%～1.4%）。これらの数値を見ていくと、断定できるわけではないが、必ずしもDVの捕捉が確実に行われていない可能性があるのかも知れない。

### ○第4次報告について

すでに見たように、DVの有無については、第3次報告から調査されるようになった。そこで、第3次報告以降で、DVについて、報告書がどのような指摘をしているのかを概観してみたい。なお、第3次報告では十分な記載が見られなかったため、以下では第4次報告以降について引用、要約する。

第4次報告では、個別ヒアリングにおいて、DVの訴えがあった心中事例が紹介されている。具体的には、「母子が自宅アパートにおいて遺体で発見された」という事例だが、母は、DVなどを理由に母子で家出したものの、離婚調停中に、父親の援助を受けてアパートに転居し、経済的な困難などから、市や児童相談所に対して、本児を預かってほしいといった相談を寄せていた。

ヒアリング結果を踏まえ、第4次報告書は、「児童相談所は、父親が母親の養育能力に不安を訴え

たにもかかわらず、母親に暴力を加えている加害者からの情報という側面だけをとらえ、子どもの安全に関する重要な情報である可能性を認識して、婦人相談所と情報交換・共有を行っていなかった。一方、婦人相談所でも、父親からの情報を受ける機会があり、父親の情報も信頼し、市及び児童相談所とは違う認識を持っていたが、情報が共有されなかった」と指摘している。

DVの訴えがあった場合、精査することなく、(加害者とされる)父との接触を行わないというあり方に一石を投じるものとして、注意すべき指摘であろう。

### ○第5次報告について

第5次報告では、「個別ヒアリング調査の結果」として、いくつかの項目を挙げて留意点を述べているが、その一つに「DV家庭への対応」が取り上げられていた。具体的には、「虐待を受けている子どもの家庭にDVが存在する場合の対応」について、「虐待を受けている子どもの家庭にDVが疑われる状況が存在する場合、児童相談所だけではなくDV対応の専門機関である配偶者暴力相談支援センターと連携」することの必要性を述べて、次のように解説している。すなわち、

「DV事例への対応において、被害者をそのDV関係から強引に引き離そうとすることは、適切ではない場合も多いといわれています。DV事例における被害者の支援の基本は、DVによって奪われた女性自身の『力』(自分の生活を自分で切り拓いていく力)の回復を支援することです。暴力で支配される関係から、いつ、どのように脱却するか、その過程を、本人に寄り添って支援します。一方で、子ども虐待の対応は子どもの安全を最優先にして一時保護を行うなど本人の意に反しても強制的に親子を分離しなければならない場合があります。

このようにDV対応には子ども虐待の対応とは在り方が異なるところがあるため、例えば子どもの一時保護が夫婦間にさらなる軋轢を生じさせる場合もありえますし、逆に母親の意思を尊重することによって、子どもの保護の機会を逸するおそれもあります。

このため虐待を受けている子どもの家庭にDVが存在する場合には、児童相談所とDV対応の専門機関である配偶者暴力相談支援センターが情報を共有しながら支援するとともに、対応方針が分かれる場合には両者で協議して決定するなどの連携が不可欠です」

ここでの解説は、DVと児童虐待の対応の違いの基本を述べているとも言えるが、おそらくは、当時の児童虐待への援助の現状をふまえて注意喚起したものではなかっただろうか。具体的な事例としては、「DV家庭から逃避して、当該地域に転入した母に内縁の夫が同居するようになり、保育所で子どもの痣が確認されるようになった。児童相談所はそのきょうだいの打ち明けによる通告を受けていたが、市町村から母の過去のDV被害の情報を入手していなかった」といったものが示されていた。なお、DVのことも考慮に入れた対応が必要な事例の検証を実施する際には、DVについての専門家を委員に追加することや、DVについての専門家に意見を求めることなどが必要であるとも指摘している。

### ○第6次報告について

第6次報告では、「個別調査票による事例調査の集計結果」について述べる際に、「DV(配偶者か



らの暴力) について」という項を起し、「実母が『DVを受けている』に該当するものは6例(構成割合で9.5%)であった」と述べた上で、「子どもがいる家庭においてDVが行われることにより、子どもは安心して安全に生活することが保障されず、常に不安を抱えて生活することになる。また、DV加害者の暴力は、配偶者のみに向かうとは限らず、暴力が直接子どもに向くこともある。場合によっては、DV加害者から子どもへの暴力を回避するために、DV加害者が子どもに暴力をふるうより先にDV被害者が子どもに暴力をふるってしまうなど、DV特有の理由が含まれていることもある」などと、DV家庭の特徴を指摘している。

こうした指摘の背景には、おそらく「内縁の男性について、過去にDVを起こしたとの情報があるにもかかわらず、その情報を重く受け止めていなかった」といった事例があったからではないかと考えられる。

なお、第6次報告では、いくつかの用語解説が掲載されているが、そのうちの一つに「DV」が取り上げられている。おそらくは、この時期においても、DVという問題が、児童虐待にかかる援助機関において、十分には認識されていないとの判断があったからではないだろうか。なお、解説の内容は、以下のとおりである。

「DVとはdomestic violence(ドメスティックバイオレンス)の略語であり、配偶者間や内縁関係(過去の関係も含む)、恋人関係等の親密な関係(過去の関係も含む)の間等に起こる暴力や暴力による支配状態のことをいう。ここでいう暴力とは、身体に対する暴力だけではなく、精神的なもの、経済的なもの、性的なものなどの身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含まれる。

子どもがいる家庭においてDVが行われると、子どもは安心して安全に生活することが保障されず、常に不安を抱えて生活することになるばかりか、子どもにとって両親間の暴力を目撃することは心理的に著しい負担を重ねることとなり、児童虐待に当たる場合もある。また、DV加害者の暴力や性的加害が直接子どもに向くこともある。したがって、虐待の支援をしている家庭においてDVが認められる場合は、子どもの安全を念頭に置いて支援をすることが必要である」

## ○第7次報告について

第3次～第11次報告を通して、実父によるDVが最も高い割合で出現しているのは第7次報告である(16.1%)。また実母がDVを受けていた割合も13.6%で、第9次に次いで高い。こうしたことが影響しているのかどうか、第7次報告では、DVについて、それまで以上に紙数を割いて解説している。

たとえば、第7次報告ではいくつかのコラムを掲載しているが、そこには、第6次での用語解説に引き続いて、改めて「DV(Domestic Violence)(家庭内の暴力)とは」というタイトルで第6次報告よりも詳しい内容が盛り込まれている。具体的には、以下のとおりである。

「Intimate Partner Violence(親密なパートナー間の暴力)とも言う。夫婦間のみならず、恋人間や、元の配偶者との間で生じる場合もある。

暴力には、身体的暴力(痣や擦り傷程度から骨折や出血に至る場合もある)、性的暴力、心理的暴力があり、親密な関係の中で『支配-被支配』の関係が徐々に作り上げられるため、周囲に気づかれ

にくいばかりか当事者もその関係の異常さに気づかず、長年経過する場合もある。

支配者は相手を力の暴力で威圧し、怯えさせる、さげすむような言葉を述べる、一方的に『おまえが悪い』としかりつける、『こうすべきだ』と行動を制約する、相手が嫌がる行動や無視を続けるなどの結果相手を心理的に支配し、相手をおとしめることによって自己の立場を得ている。相手が拒んだり逃げようとする、より強く拘束したり執拗に追いかけるなどして、絶対的な優位者になろうとする。これに曝される配偶者やパートナーは『逆らわなければいいのだ』、『相手の言うように自分はダメな人間なのかもしれない』と思われ、次第に自主性を失い判断力も支配されていく。支配者は常に暴力的なわけではなく、やさしい言葉をかけたり物をプレゼントしたりすることもあるので、支配されているパートナーは『本当はやさしい人だ』と思ったり、『この人は私がいないとだめなのだ』と思うようになる。これが『共依存』という負のスパイラルに陥る状態である。

夫婦がDV関係にあると、子どもはその『支配-被支配関係』を見て育つことになる。『子どもの前では見せないようにしている』という親がいるが、ほとんどの場合子どもは見聞きしているのが実態である。このDVの目撃自体が、子どもにとっては心理的虐待に当たることは周知のとおりである。DVに曝されている女性には、うつやパニック障害やPTSD (Post Traumatic Stress Disorder) が多く発症していることが報告されている。母親である場合、症状によって育児機能が損なわれ、心理的に支配されている中で自信を失い、自由に行動できず、子どもをしつめたり保護したりする機能も適切に発揮できなくなる。その結果、子どもの自己統制力が育ちにくくなるなどして、育児はさらに困難になっていく。また、DV加害者は、自分の優位な立場を保つために相手を支配するので、子どもが年齢相応の自己主張をただけでもそれを許容せず、子どもをも力で支配しようとして身体的虐待や心理的虐待に及ぶことや、従順な子どもを性的対象とする（性的虐待となる）場合もある。そのような事態に陥っていても、支配が強いほど、被支配者は支配者とともに『これはしつけです』とか『大丈夫です』と述べて支援者から遠ざかってしまい、虐待に歯止めがかからない場合がある。

DV関係から脱出するためには、まず、被支配者にその関係性の異常に気づいてもらうことが必要だが、その手掛かりとしても、DV関係における被害者であっても親として子を守れていないこと、つまり、子どもを死に至らしめる可能性があることを知ることが重要である」

なお、第7次報告における「個別調査票による集計結果に関する考察」では、次のような指摘もあった。

「DV相談があった事例では、『身体的暴力』や『暴言』などの有無によりDVの有無を捉えようとしており、『支配-被支配』といった関係性の病理という視点に基づく情報収集やアセスメントを行っていなかった。そのため、実母による『今は、殴る・蹴るなどの暴力が止まっている』などの発言を根拠に、『現在暴力がないため問題はない』という誤ったアセスメントを行い問題の本質を捉えることなく完結しており、DVとその背後にある問題がそのまま放置されてしまっていた。DVは、『配偶者やパートナー間の暴力』と説明されているが、『暴力』の捉え方が『殴る』『蹴る』などの身体的な暴力と、『暴言』などの心理的な暴力に限定されていたため、初期対応時のアセスメントに誤りが生じ子どもへの虐待を防ぐことができなかった事例がみられた。

一方が相手の意志や感情に反して力を行使し、他方の意志や感情を押しつけコントロールする関係

性が生じていれば、そこには『暴力』が存在すると考える必要がある。家族のなかでこうした力の不均衡が生じていれば、子どもへの虐待に対する抑止力が家庭内で働かず、子どもが死亡するなどの事態に陥る危険性が高まる。配偶者やパートナー間の関係は、虐待の発生や深刻化に関係しており、父母に対して別々に個人面接をするなどして、お互いの関係や家族についての捉え方を多方面から把握することにより、家庭内の関係性をアセスメントしていくことも必要である」

また、「個別ヒアリングの調査結果」においては、「実父に何度も心中や自殺をほのめかす言動がみられ、練炭を買っているとの情報を実母から得ていたが、児童相談所や福祉事務所は実父によるDV・ネグレクトの可能性のある事例として捉えており、心中に対する危機意識がなく、心中のリスクアセスメントや議論は行われていなかった」といった心中事例が紹介されており、「DVは身体的な暴力の有無や程度ではなく、家族や夫婦の関係性や生育歴を捉えてリスクアセスメントを行う必要があります。DVについて、関係性の病理に目を向けることで支援方針が変わる可能性や、相談員の性別等に配慮することにより、相談の内容が変わる可能性があります」との指摘があった。この点について、「DVの事実があったかどうかの判断は十分な情報がないと難しく、DVがあるとすれば具体的にどのようなリスクがあるか、暴力をふるわないという根拠はあるか、力（パワー）と支配（コントロール）による不均衡な関係がある家族の中に置かれた子どもにどのような影響があるか、子どもが健やかに育つ環境にあるかなど、常に子どもの視点に立ち、子どもの一時保護を検討する必要があります。同時に、介入によりその家族の関係（力動）が変化する可能性についても考え、支援計画を立てる必要があります」との解説も付け加えられていた。

### ○第8次以降の報告について

DVについての解説や留意点の指摘は、第6次、第7次でかなりの紙数が割かれていたせいも、第8次以降の報告書では、それほど詳しい解説などは見られない。DVのある家族の特徴や取り組み上の留意点などは、それまでの報告で一定程度示し得たとの認識があったからかも知れないが、DVのある家族に対して、より注意深くアセスメントを行い、援助を続けていくことの重要性が減じたわけではないだろう。むしろ、その点では、たとえば、第9次報告で、「実母が警察署や福祉事務所にDV相談をしていたことを、関係機関が把握できていなかった事例もあった」などの指摘もあり、必ずしも第6次、7次報告書の指摘が浸透しているとはいえない可能性があるだろう。

### 加害者の特徴

ここまで、「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が報告している「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」で示された死亡事例におけるDVの有無に関する件数や、それらをふまえたDVのある事例への取り組みに関する留意点を見てきた。これらを概観すると、(すでに「第6次報告について」の項で)筆者の所感として述べた「DVという問題が、児童虐待にかかる援助機関において、十分には認識されていない」といった点だけでなく、DVという用語の解説が、第6次、7次報告と二度にわたってなされている点が象徴するように、DVそのもの



のについての理解が十分浸透していないという認識があったものと考えられる。そこで、この後、自治体における検証報告を分析する前に、DVについて、特にDV加害者の特徴について、先行する文献から示してみたい。用いた文献は、ランディ・バンククロフト／ジェイ・G・シルバーマン著、幾島幸子訳（2004）「DVにさらされる子どもたち」（金剛出版）である。

本書は、「一般的に『DVにさらされる子ども』という表現が使われるが、私たちは『加害者に晒される子ども』というほうがより適切だと考える」「加害者の親としての態度と虐待行動のパターンとは切り離して考えることはできないと私たちは考える」と指摘しており、加害者を以下のように定義している。

「DV加害者とは、パートナーとの間に威圧的な支配のパターンを形づくり、時おり身体的暴力による威嚇、性的暴行、あるいは身体的暴力につながる現実性が高い脅迫のうちの一つ以上の行為を行う者のことである。この支配と威圧のパターンは、主として心理的、経済的、性的なものである場合も、身体的暴力が中心となる場合もある」

この定義にかわって、次の2つの点を追記していることに留意する必要がある。すなわち「暴力のスタイルは加害者によってかなり違う」「身体的暴力の存在が必要条件ではない」という指摘である。

後者の点について、「私たちの経験では、言葉による暴力または身体的暴力だけに頼って相手を支配しようとする加害者はほとんどいない」といった指摘も（心理操作の項目で）見られており、DVを発見、把握するには忘れてはならないことであろう。

この点は、第7次報告において、「DV相談があった事例では、『身体的暴力』や『暴言』などの有無によりDVの有無を捉えようとしており、『支配－被支配』といった関係性の病理という視点に基づく情報収集」がなされていないと指摘していることとも共通する。

さて、こうした加害者の特徴として、本書は「支配」「特権意識」「自分勝手と自己中心」「優越感」「独占欲」「愛情と虐待の混同」「心理操作」「発言と行動の矛盾」「責任転嫁」「否認、事実を軽く見せる、被害女性のせいにする」「繰り返される暴力」を挙げているので、以下、それらを引用・要約して表にまとめてみた。

表Ⅳ-3-2 によるDV加害者の特徴  
（「DVにさらされる子どもたち」（金剛出版）から引用・要約）

項目	概要
支配	<p>本書は、「支配」をDV加害者の＜行動面＞における最大の特徴であると位置づけている。支配の手口として「批判、言葉による虐待、経済的支配、孤立化、残虐行為、その他」を挙げ、領域として「言い争い、意思決定、家事、感情面でのケア、セックス、家計、子育て、人づきあい」などあらゆる面に及ぶと述べている。</p> <p>加害者の支配的性格は「育児全般にも重大な影響を及ぼす」と指摘し、「育児をほとんど担おうとしないにもかかわらず、世話、食事、しつけ、教育などについての決定権を握ろうとする」「パートナーの子育てについて頻繁に激しく非難して、母親の権威を傷つけたり、子どもが母親を軽蔑するようにしむけたりする」という。</p> <p>なお、この関係は、「子どもとの直接的な関係においても支配的・強制的になり、被害女性との人間関係のパターンが親子間にもそのままもち込まれることが多い」としている。</p>

<p>特権意識</p>	<p>加害者の行動面における最大の特徴を「支配」と位置づけた本書は、加害者の〈態度面〉の最大の特徴として、「特権意識」を挙げている。ここで「特権意識」とは、「ある特別な権利や特典を、それに対する責任を果たさなくても享受できると思い込んでいる」ことを指すという。そのため、「相手からサービスを受け、大事に扱われるのが当然と思い込んで」おり、「物質的・感情的・性的な面において奉仕されるのが当然」と期待している。</p> <p>「物質面では、食事が自分の好みどおりに用意され、掃除、買物、子どもの世話、(中略)その他家庭生活や家事にかかわることがきちんといわれることを要求する」</p> <p>感情面では、「自分がパートナーの最大の関心の対象であることを期待」しており、「自分が腹を立てれば、なだめたり、おだてたりし、対立したときには従うのがパートナーの義務だと考える」</p> <p>「性的要求に十分応えないことも、加害者にとっては自分が不当に扱われたと考える要因になる」</p> <p>「加害者の特権意識は、親としてのあり方にも影響」し、「育児については何でもわかっているつもりで、別居後、自分が親権者になるのは当然だと考える者も多い」という。</p> <p>また、「強い特権意識を持つあまり、子どもに自分の要求を満たしてもらうことを期待するという役割の逆転が生じることもある」とのことで、「スキンシップや性的接触の欲求を満たすために子どもを利用する傾向」が強いとされる。</p>
<p>自分勝手と自己中心</p>	<p>「加害者の自己中心性はおもに特権意識の産物」であるとして、具体的には、パートナーを支えることなどはしないのに「自分の要求はたとえ口に出さなくても察してもらえるものと考え」、他の家族のことは後回しでよいと思っているのに「自分は寛大でやさしく、責任感のある人間であると思い込んでおり、家族からもそのように扱われることを期待し、自分勝手だと見なされたと思えば傷つき、不当に感じる」という。</p> <p>子どもに対しても、「いつでも自分の相手になることを期待し、それによって子どもの自由や発達が阻害されても意に介さない」と指摘する。</p>
<p>優越感</p>	<p>「加害者は、自分が被害者よりも優れた人間だと思っている」。逆に言えば、パートナーは、「知性や能力、論理的思考はもちろん、感受性も自分より劣っている」とみなしている。その結果なのか、加害者に際立っているのは、「相手への軽蔑」だと述べる。</p> <p>こうした中で、加害者に同一化する子どもも少なくないとして、母親を「口やかましい」とか「一発ビンタを食らわしたほうがいい」などと、加害者が使うような言葉を用いる子どもも見受けられると指摘している。</p>
<p>独占欲</p>	<p>「パートナーを自分の所有物だとみなして」おり、性的な嫉妬が、その強さを図る目安になると指摘しつつ、それだけを判断基準にすべきでないと言いつつ注意喚起している。すなわち、「多くの場合、別れようとする女性に暴力をふるうという形で表れる」と述べ、「別居後にパートナーを脅す傾向は、独占欲の強さと密接に結びついている」と指摘している。</p>
<p>愛情と虐待の混同</p>	<p>「加害者はしばしば、パートナーへの暴力を愛情が強いからだと言明する」という。子どもは、「やさしさと残酷さがどう結びつくのか理解に苦しみ、それが子ども自身の現在または未来の人間関係に影を落とす」と指摘する。また、「虐待は愛の証だと考えている大人は子どもを虐待する傾向が強い」とも述べている。</p>
<p>心理操作</p>	<p>(相手を支配するために)「加害者は多様な策略を用いるが、なかでももっとも多いのは心理操作である」と指摘する。また、「心理操作はさまざまな形をとる」と述べて、虐待行為の後のパートナーの捉えかたを操作するなどのほか、長期的には、虐待と虐待の合間に、寛大で柔軟な態度をとったり自分が変わったと思わせようとするなどする。これはパートナーを混乱させ、被害女性をがんじがらめにし、時として加害者と被害女性との間に強い結びつきを形成することもあるとして、これが「外傷性の絆 (trauma bond)」と呼ばれているものだと指摘する。</p>



	<p>心理操作は、「あからさまな虐待の手口に比べて気づきにくい」と注意を喚起し、「介入を試みる人にも巧妙な心理操作を行う」と述べ、「加害者の話を鵜呑みにしたために、裁判所や児童保護機関の評定担当者が誤った判断を下したケースは数多い」と指摘している。</p> <p>また、こうした心理操作が、「子どもにアンビバレンスを抱かせ、事実の正しい認識を阻害する場合がある」と述べ、「親が発する著しく矛盾したメッセージは、あからさまな虐待よりも子どもの精神疾患の原因になりやすい」とも指摘している。</p>
発言と行動の矛盾	<p>「加害者の考えと発言の間には矛盾がある」と本書は述べる。おそらく、「加害者は一般に、望ましい回答を口にする能力」をもっているからであろう。そのため、「専門家は虐待を申し立てられた者の考え方を尋ねただけで評価を下すことのないよう、注意しなければならない」のである。</p>
責任転嫁	<p>「加害者は誰も虐待の責任は自分にはないと思込み、さまざまな形で自分の行為を正当化しようとする」「加害者は、自分の行動の結果についても責任を転嫁する傾向がある」として、たとえば被害女性が抑うつ状態になると、怠け者呼ばわりするなどを例示、子どもにDVの影響が出た場合にも、「母親の育て方が悪いから」「もともと子どもに性格的欠陥があるから」などと責任転嫁する。</p> <p>注目すべき点として、こうした責任転嫁が成功すると、「子どもが虐待を母親のせいにして、母親が子どものせいにして、きょうだい互いのせいにして」など、「家族が互いに責め合うこともある」という点が挙げられている。</p> <p>加害者は、DVについて責任転嫁するのと同様、「子どもに対する暴力行為についても責任転嫁する傾向が強い」とされている。</p>
否認、事実を軽く見せる、被害女性のせいにする	<p>「加害者は、相当な証拠を突きつけられても、自分の暴力を全面的に告白することはまずない」と述べ、「たとえ一部の暴力を認めた加害者でも、その多くは虐待の前歴を軽く見せようとする」として「とくに威嚇的な行動についてはその傾向が顕著」と指摘する。そして「暴力をふるったことを自己防衛だと説明したり、嘘を言うこともある」と述べる。事実を否認するよりも、こうした「事実を軽く見せようとする傾向」のほうが評価者の判断を誤らせやすいと指摘している点は注意すべきであろう。加害者が深く反省しているそぶりをみせると、専門家さえ「加害者が不当に非難されている」などと思ったりするというのである。</p>
繰り返される暴力	<p>「加害者は大人同士の異性関係において、複数の女性を虐待することが多い」</p>

## 地方自治体の検証

地方自治体における検証については、当センターの平成24・25年度児童虐待に関する文献研究（川崎他（2015）「自治体による児童虐待死亡事例等検証報告書の分析」）において、虐待の態様別、年齢別等で区分しながら、その特徴や、今後取り組むべき留意点などをまとめている。ただし、この中ではDVを取り出したの検討、分析を行うまでには至らなかったため、改めて検証報告書を吟味し、142事例（被害児童は153人）のうちDVが行われているとされた15事例をピックアップしてみた（被害児童は17人、うち1人は意識不明の重体となった事例で、他は全て死亡）。今回の分析では、これら15事例に加えて、筆者が実際に検証に携わった事例の中で、DVがかなり大きな要因となったと思われる1事例を加えて16事例（18人）について概観し（表Ⅳ－3－3）、その特徴や支援の際の留意点について述べてみたい。

表Ⅳ-3-3 検討対象とした事例一覧

事例番号	報告書番号	家族図	被害児の年齢	虐待の種類	虐待の態様
1	2-20		0:3	身体的虐待	父・母・姉(1歳)・本児の家族4人で入浴し、父が本児を抱いて先に風呂から上がって身体を拭いている際、本児が泣き止まないとして腹部をなぐり、腹腔内出血で死亡させた。なお、新聞報道では、直接死因となった暴行だけでなく、肋骨骨折の既往があり、浴槽に沈める等の虐待も繰り返されていたという。
2	5-11		0:8	ネグレクト	実母が、本児(生後8か月)と次姉(2歳)の2人を駐車場に止めた車に約1時間半放置し(車内温度は40度をを超えていたと思われ)、本児が死亡(次姉は回復)。
3	3-3		1:0	身体的虐待	「なついてくれない」「泣き止まない」などの理由から腹を立てて、腹部や頭部を殴り、脳幹部損傷及び硬膜下血腫の各傷害に基づく脳障害により死亡。「暴行当日の午前3時ごろ、母は仕事から帰宅し、ぐったりした本児を発見、救急車を呼んだ」という。
4	3-10		1:2	身体的虐待	実母と内縁男性が、車輪付きの箱に入れ、重さ5kgの蓋をして閉じ込め約20時間放置し、窒息死させた。判決では「紙おむつだけの状態で木箱に閉じこめた」「事件の少なくとも3か月前から女兒をプラスチック製ケースに閉じ込めるなどしていた」と認定。

(注) 報告書番号とは川崎他(2015)「児童虐待に関する文献研究-自治体による児童虐待死亡事例等検証報告書の分析」で扱った事例に振った番号である。

本表に図示した  
ジェノグラム記号の凡例

網掛けはDV加害者とされている

DVの態様・家族状況	検証報告書に見る課題や提言
<p>実父には離婚歴があり、DVを理由として前妻が公的機関に相談していた経過がある。また実母もDVのある前夫との離婚歴がある。再婚同士の実父母間にも、本児の妊娠前、妊娠中から父による母への身体的暴行があった。「飲酒しているとき、『電子レンジの暖め方が下手』などの文句を言われた」とのエピソードが残されている。</p>	<p>DVについて、母は出産後、保健師に「妊娠前は暴力があったが、今はない」「下手に出ればそれ以上興奮しない」「前夫の暴力に比べればまだ良い」などと話していた。検証報告書は、関係機関は「DVを考慮したアセスメント」に至っていなかったと述べている。</p> <p>*本事例は、本児が低体重児で生まれたことなどから、そちらへの支援に注意が向けられて、他の要因（DVの問題以外にも、婚姻届が本児出産後になったこと、母の実家からの転居など）が十分検討されなかったとされている。</p>
<p>検証報告書によると、実母が一度、実父からのDVを保健師に話したとの記載があった（それ以上の詳細は不明）。</p> <p>なお、本事例については、当時中学生だった実母を実父が連れ回り、逮捕されて服役し、その後生まれた長姉を、しばらく実母が育てていた。3児とも健診は受診、発達順調、父方祖母が養育の支援をしていた。</p>	<p>検証報告書では、DVにかかる記述は、左記のみで、具体的な課題や対応策などには触れられていなかった。</p>
<p>判決文で、「実父による実母に対するDVがあった」と判明。</p> <p>検証報告書によると、母は外国籍であり、飛び込み出産、低体重児、本児出生当時、きょうだいは無国籍といった事情があり、1歳前の訪問指導で体重増加不良や室内が乱雑なことなどからネグレクトが疑われ、保健師による家庭訪問が続けられた。その中で、保健師は左目の打撲痕を見つけ（母は父の肘にぶつかったと説明）、一時保育などの利用を勧めたが、訪問約10日後に（父加害による）事件が発生した。</p>	<p>検証報告書は、家族全体の生活状況等についてのアセスメント等の問題を指摘した上で、虐待防止・対応に関する保健師の知識・技術のさらなる習得などを課題としてあげていた。</p>
<p>実母は、実父からのDVもあり、事件約1年前に、インターネットで知り合った同居男性宅に転入。実父とは戸籍上婚姻関係が継続しており、居住地での住民登録もしていなかった。なお、男性宅には、男性の実母が同居していたが、実母や本児にかかわることを拒否されていた。</p> <p>実父からのDVの内容については、検証報告書に「言葉の暴力や行動支配等」と記載されているが、詳細は不明。2人の子どもはいずれも飛び込み出産で、関係機関がフォローしていたが、実父の拒否に遭い、玄関先での訪問が主であった。</p>	<p>当該ケースは、転居前の自治体でDVケースとして把握されていたことから、転居後も女性福祉相談事業で対応していた事例であったが、保健師としての対応が中心となったため、女性福祉相談員がカンファレンスへの出席を要請されることがなく、自ら積極的にカンファレンスに出席したり、意見交換したりすることもなかった。</p> <p>DV関係事例については、女性福祉相談員が、積極的にカンファレンスに出席し、連携する仕組みをつくるべきである。</p>



塗りつぶしは、児童虐待の加害者とされている人



網掛け・塗りつぶしは、両方の加害者とされている人



DVの方向

事例 番号	報告書 番号	家族図	被害児 の年齢	虐待の 種類	虐待の態様
5	3-12		1:5	身体的 虐待	<p>母が本児を床に5回叩きつけて脳損傷を負わせ、事件から3日後、入院先の病院で死亡。なお、父は母の虐待を疑い、なるべく本児と過ごすようにしていたが、援助機関への相談などはしなかった。加害の動機として、「泣いたりしたことに腹をたて」「(父が)本児ばかり可愛がって、1歳でも女性」と母が本児に嫉妬したことなどが挙げられている。検察が懲役6年を求刑したのに対して、一審判決は、度重なる虐待の末の犯行で悪質だとして懲役7年とされた(母は控訴したが、控訴審公判の前に拘置所内で死亡し(死因不明)、控訴棄却)。</p>
6	3-1		1:6	身体的 虐待	<p>父に素手で頭を殴られ、翌朝、搬送先の病院で頭蓋内損傷で死亡。食べ物をこぼしたり食事中に立ったからという理由で頭を殴るといった報道があった。なお、検証報告書では、死亡の1か月あまり前、太ももを棒で叩いて腫れ上がるなどがあったとされている。</p>
7	3-18		2歳	身体的 虐待	<p>車中で腹部を数回殴打されたことによる小腸穿孔の傷害を負い、吐物吸引によって窒息死(検証報告書)。判決では「自らの暴行で被害者の体調が悪化していることに気付きながらも、さらに腹部を思い切り殴りつけており、冷酷で悪質この上ない」とされた。報道では、「車の中にお菓子をこぼしたことに腹を立てやった」「なつかないことや、食べ物をこぼしたりすることに腹を立てて暴行するようになった」との供述が紹介されている。</p>

DVの態様・家族状況	検証報告書に見る課題や提言
<p>本家族は、父方実家や母方実家を含めて1歳5か月の本児が死亡するまでの間に、合計8回の転居を経験している。DVについて、検証報告書によると「父の育児協力が確認される一方で、暴力を伴う激しい夫婦喧嘩が複数回あり」、母が「夫婦喧嘩で家を飛び出し、市役所でDV相談」をしたという経過がある。その少し後、「母は暴れたところを父に取り押さえられ、ケガをしたとして警察に駆け込み、父が事情聴取を受け」「父は警察から厳しい追求を受け、その後、母とのトラブルを回避する傾向になった」という。</p> <p>この後父は、痣が増えた本児について「母に問いただしたが、『階段で転んだ。私がやったとでも言いたいのか?』と言い返された。父は母の虐待を疑っていたが、父の目の前ではやらないし、DVトラブルとなることを回避するためにそれ以上問い詰めなかった」という。</p>	<p>「夫婦仲が非常に悪くDVが疑われる家庭である。(ただし、母は、怒ると手がつけられなくなり、抑えるために結果として父が手を出してしまうということもあった。)」との記載があり、「支援上の問題点と機関間の連携」という項目で、「アパート住民から夫婦喧嘩がひどいとして市に入った相談については、『虐待・DVケース』という認識で再アセスメントすべきであったが、されていない」と指摘している。</p>
<p>検証報告書では、本児が事件1か月あまり前に暴行を受けた際、母へのDVもあったとされており、母はその後、離婚がらみで家を出され、その翌々日には、父が母の職場に押しかけている。また、別居後に母は児童相談所にDVを受けていたこと、残された子どもが心配であることなどを訴えているが、検証報告書では「通告直前の激しいDV」といった表現も記されている。ただし、DVの具体的内容は記載されていない。</p>	<p>「母が離婚調停の申立てをしてから児童相談所に来所していること等から、当該ケースは夫婦の離婚調停の問題が中心にあると考え、虐待への危機意識が持てず、夫婦間暴力(DV) 被害者である母の心情が十分に汲み取れていない」との指摘があった。</p> <p>○DVと児童虐待の関連 当該ケースでは、父による母と幼児双方への暴力(DV・虐待)、離婚や親権をめぐる父母の葛藤・緊張状況、母の別居によって父による暴力が一層激しく幼児へ向かう危険性などが虐待リスクの評価や判断に反映されていない。DVと虐待とを関連させて考える視点が十分でなかった。</p> <p>○DV被害者の心理的特徴 当該ケースにおいて、母からの直接の訴えは明確にはなされていないが、通告直前の激しいDVや虐待に対して母は相当危機感を持ち、母自身の身の危険を感じる一方、父の元にいる幼児の身を案じて虐待通告をし、母が表に立って動くことで父の暴力(DVや虐待)が増長する危険性を回避しながら、見守りができる方法を依頼したとも考えられる。</p> <p>しかしながら、今回の児童相談所の対応においては、通告・相談時の母の言葉の背後にあると考えられるこのようなDV被害者特有の心理的特徴に関する認識が不足し、訴えや相談を表面的に受け取って判断を下したきらいがある。</p> <p>○具体的方策 児童相談所と女性相談所の合同研修会を実施し、DVが女性や子どもに及ぼす影響、DV被害者の心理的特徴を踏まえた相談のあり方、DVと児童虐待との関連などについて理解を深める。</p>
<p>母は、DVにより前夫と離婚(虐待の加害者に関するDVの記載は見当たらない)。</p>	<p>児童相談所のリスクアセスメントに関して、「実母は前夫とDVにより離婚しており、DVのメカニズムを理解し、保護者の聞き取りは、実母、内夫別々に聞き取る等、児童相談所担当者も複数対応することが必要であった」と指摘し、今後の取り組みとして、DVと児童虐待との間に密接な関係が見られ、リスク要因であるとの認識に立ち、関係機関が「DVの発生メカニズムを理解し、虐待防止に生かす必要がある」と述べている。</p>



事例番号	報告書番号	家族図	被害児の年齢	虐待の種類	虐待の態様
8	3-21	<p>実母との婚姻関係の有無不明</p>	2歳	身体的虐待	<p>(事件当日) 頭を壁にぶつけたり、胸を3回ぐらい拳で殴った(検証報告書)。報道では、全身打撲と急性硬膜下血腫の疑い。死因は低酸素脳症。</p> <p>報道によると、実母就労中に少年が養育。深夜に泣き止まず、なつかないのに腹が立って殴った。これまでから、いくらたってもなつかない。ご飯や飲み物をわざとはき出す。「職探しがうまくいかずいらいらしていた」「育児を押しつけられていらいらした」などとされている。</p>
9			2歳	ネグレクト	<p>長期にわたるネグレクトによる低栄養で2歳10か月の本児が餓死し、本児の姉(5歳)も自立歩行ができないほどの著しい衰弱が認められ、父母は本児に対する保護責任者遺棄致死に加え、姉に対する保護責任者遺棄致傷でも逮捕・起訴され、有罪となった。</p>
10	3-31	<p>父母は、離婚して別居後に再婚せず再同居</p>	3歳	身体的虐待	<p>報道によれば「言うことを聞かずいらいらして」暴行、「頭を繰り返し殴り脳挫傷」となり、2週間あまり後に死亡。検証報告書によれば、「骨折はないが体に無数の古い傷、左耳に新しい生傷」「約1か月前にも、顔に傷が多数、耳から血、腹に煙草の痕」などがあつた。</p>
11	6-2		4歳 4歳 3歳	心中	<p>実父と3人の子ども(4歳になる双子の兄弟及び3歳の妹)の4人が、居住するマンションで一家無理心中したもの。死因は4人とも急性一酸化炭素中毒。</p>

DVの態様・家族状況	検証報告書に見る課題や提言
<p>生活保護受給家庭。生活保護担当者は、母が当該市に転居、転入する前にDV被害を受けていたことを把握していた。ただし、少年と約8か月同居していたとされる事実については、事件発生まで気づいていなかった。</p> <p>母子保健担当課は、1歳半健診未受診で家庭訪問し、本児の発達状況などは母と詳しくやりとりしていたが、生活状況や少年男性の存在については把握できていなかった。</p>	<p>(DV被害を含む) 情報共有や要保護児童対策地域協議会の強化(構成メンバーに関係課を加えるなど)、共同のアセスメントなどが提言されていた。</p>
<p>父から母へのDV。 (暴力) 身体的な暴力はあったが頻繁というわけではなく、たとえば口論になって母がうまく答えられないような場合、「オイ、聞いているのか」と頭や肩を叩かれて痣が出来るといった状況。</p> <p>(自分勝手と自己中心) 育児方針をめぐる、父に『おれの子育てに文句を言うなら、おれの目につかないところでやればいだろう』と言われて、父に見えない6畳和室にベビーベッドを移動させ、就労しながら一人で養育を行った。</p> <p>母は、『お前がしっかりしていないから家のことは任せられない。高収入が見込める営業以外は嫌だ』と父に言われ、母が働くことになる。</p> <p>(支配) 母は「(市からの家庭訪問について) 何をそんな勝手な約束をするんだと怒られた」と裁判のなかで証言している。</p> <p>(優越感) 保健師の家庭訪問で、父は「母は時々ミスをする。だからいちいち怒らなければならない。今日もしくじったから、おまえら(市職員)が来た。この後説教だ。身体で覚えなきゃわからないからな」などと話している。</p>	<p>(検証報告書から抜粋) 児童相談所に先立つ市の家庭訪問で、父は威嚇的な言葉で市職員に詰め寄り、母へのDVが懸念される発言があった。こうした情報を踏まえて、DVの可能性を検討することは可能かつ必要であり、子どもの安否だけでなく家族関係を視野に入れたアセスメントを行う点で問題があった。</p> <p>② 重度ネグレクトやDVの理解促進 今回の事例では、ネグレクトの態様や深刻化していく経過、またその背景に潜むDVの具体的な関係などが、公判で父母の証言を傍聴するまで明らかにならなかった。今後の虐待対応をより適切に行うためには、こうしたネグレクトやDVについての認識を深め、その危険性を的確に把握し、対応力を高める必要がある。そのため、本事例から謙虚に学び、研修内容についても、重度ネグレクトやDVについての理解が深まるよう工夫することが求められる。</p>
<p>事件約1年余り前に、母がDV相談をし、その月に離婚成立。その後、再婚しないまま、事件約4か月前頃から再び父母が同居している。3人の子どもは、父母別居後、父方祖母や母方祖父母が養育していたが、再同居の頃に、父母の元に引き取られている。</p> <p>本児には先天性の心疾患があり、生後3か月で手術している。</p> <p>児童相談所は、事件約1か月余り前に、警察から「迷子」として通告を受けて、対応開始。家庭訪問で、母は「今は父からのDVはないが、働きに出してくれない」と話していた。</p>	<p>検証報告書では、「父親からのDVの相談歴を確認しているにもかかわらず、DVを背景とした児童虐待のリスクを十分に認識した対応をしていない。他機関情報から父親はまじめな面もあるという先入観があり、その面での対応が遅れている」と指摘している。</p>
<p>検証報告書によると、事件数年前、実母が実父からのDVについて、婦人相談所に相談している経過があった。</p> <p>心中に至る経過としては、最初、母が子ども3人を連れて家を出て、子どもを母方実家に預けたが、すぐに父が子どもを引き取って父子での生活となり、その後、別居している母と離婚調停が行われていた。父は「母が戻らなければ子どもを道連れにして自殺する」とほのめかしていた。</p>	<p>実父がDV加害者ではないかという情報があったが、行政担当者には「実父が実母を取り戻すための脅しとして自殺を仄めかしているという先入観にとらわれていた可能性」があり、「DVの被害者保護、加害者抑制の発想から、実父による子ども虐待の有無及び子どもの安全確認を優先した対応を行って」いたため、自殺のサインを感じ取ることが困難になっていた。</p>

事例 番号	報告書 番号	家族図	被害児 の年齢	虐待の 種類	虐待の態様
12	3-38		4歳	身体的 虐待	<p>報道によれば、内縁男性が仕事で他県に出張中に別の男性とデートの約束をし、本児を連れて1泊旅行に出かけたという。翌日夕方、母の車を置いた所まで戻って来た後、本児が眠ったことから、駐車させていた車内で性行為をしようと考え、抱き合うなどしたが、本児が目を覚まし、「やめて」と叫びだした。行為を中断させられた男性が本児の頭部を殴り、母も額や頭を殴打、口をふさぐなどした。男性はさらに首を絞め、本児は意識を失った。男性は「俺がしてないことにしてくれ」と頼み、母は「なんとかする」と答え、「溝に落ちて死んだことにしよう」と水深数センチの排水路にうつぶせに投げ込んだ。死因は窒息死。なお、母は起訴事実を認めたが（殺人罪で懲役14年の判決）、男性は「一切暴行していない」と無罪を主張し、最高裁まで争ったが懲役18年の刑が確定した。</p>
13	5-16		5歳	ネグレクト	<p>4歳4か月頃からロフトに置かれて十分な食事も与えられず、暴力も受けていた本児が、極端な栄養失調で死亡した。この間、本児を残したまま、父母が妹だけを連れてテーマパークに出かけたこともあった。</p>

DVの態様・家族状況	検証報告書に見る課題や提言
<p>検証報告書には、DVに触れるような記述はなかったが、新聞報道では、家族歴などについての記述があったので、DVに係る内容を含めて、報道で示された事実を以下に示す（事件発生年をX年とする）。</p> <p>X-10年、母は当時交際していた男性をめぐり、警察が出動するトラブルを起こしているという。X-6年、母は別の男性と結婚するが、同居生活は3か月しか続かず別居し、7月に本児の異父姉を出産、9月に離婚する（なお、事件当時、異父姉は母方実家に預けられていた）。X-5年、母は本児の実父となる男性と出会い系雑誌を通じて知り合い結婚。男性の実家で同居し、X-4年本児出生。母は父方祖母に冷たく当たり何度か殴ったとのことで、父が母を怒鳴りつけるなどして関係が悪化。X-3年には、母が「離婚する」と言いだして金銭を要求。父は「自分の生命保険で」灯油をかぶって自殺を図り（未遂）、警察沙汰になっている。X-2年離婚し、母子は母子生活支援施設に入所している。入所理由は本児の実父からの暴力とされている。</p> <p>入所後約2か月で、母による本児への虐待が発覚する。母が「子どもにいらだち、ベランダに放置したり蹴飛ばしてしまう」と訴えたことによるが、施設内で本児を殴ったり、睡眠薬を飲ませようとしたとされている。児童相談所に通告され、母子分離が必要と判断されて、本児は母の両親が暮らす実家に預けられることになったが、母は「子どもと離れて暮らすつもりはない」と、翌日には施設を出て実家に戻り、1年半過ごす。</p> <p>X-1年、母はインターネットで知り合った男性（50）の元へ本児を連れて転居する。転居先で男性の両親と同居していたが、折り合いが悪く両親は近くに引っ越し、それ以降は、母と本児及び（内縁）男性の3人暮らしとなった。</p> <p>今回、事件の加害者となった男性（43）と母は、数年前に出会い系雑誌を通じての知り合いだった。事件は、母の内縁男性が仕事で不在中に1泊旅行を計画したことで発生した。</p> <p>新聞報道で「夫（本児の実父）からの暴力」との記載はあったものの、具体的な内容は記載されていない。なお、暴力の加害者とされた夫が、金銭を要求されて自殺未遂を図っていたことなどを考えると、夫からのDVがあったのか、またどの程度であるのかなどは不明である。</p>	<p>検証報告書にDVという表現は見当たらない。かすかに関連性がある可能性のある記述として「県事務所では母親の主訴に対応した女性相談員」「母親の問題について福祉事務所と母子生活支援施設が協議」といった記載が見られた程度である。</p>
<p>検証報告書では、公判傍聴により得た情報として、「両親間で（主として母親から父親に対して）暴力行為が何度かあり、父親は母親が激昂することを恐れ、母親に迎合的に対応する傾向があった。母親は家計の一切を握り、父親を経済的に制約していた」「借金問題で、母親と借金の原因となった父方親族の関係が絶たれた」などの記載があった。</p> <p>母は、父名義の借金などから自傷行為（煙草の火を押しつけるなど）があった。</p>	<p>DVにかかる取り組みに関する記載は見当たらなかった。</p>

事例番号	報告書番号	家族図	被害児の年齢	虐待の種類	虐待の態様
14	4-7	<p>実父の過去の婚姻歴等 (離婚事由などは不明) 子どもの有無は不詳</p> <p>他県在住</p> <p>25</p> <p>34</p> <p>14</p> <p>11</p> <p>6歳</p> <p>意識不明の重体</p>	小1	身体的虐待	<p>新聞報道による起訴状では、内縁男性が、おねしょした本児の布団を干した姉に御礼を言わなかったとして、午前7時頃から約5時間にわたって、十数回足払いし、胸ぐらを掴んで数回投げ飛ばし、左足を掴んで持ち上げ浴槽に頭部を浸け、急性くも膜下血腫、脳挫傷を負わせ、意識不明の重体にした。母親も「早く謝らせたかった」と本児を押して内縁男性の前に連れて行くなど手助けしたとして書類送検（起訴猶予）。</p> <p>姉が顔を腫らして登校したが「階段から落ちた」と説明。兄も顔面に痣をつくったことがあった。新聞報道によると、検察は「3人の子どもに日常的に暴力を振っていた」と述べる。</p>
15	6-13	<p>母宅をしばしば訪問</p> <p>58</p> <p>41</p> <p>6歳</p> <p>6歳</p> <p>6歳</p> <p>継祖母 65</p> <p>妊娠後婚姻 妊娠中に別居 本児4歳で離婚</p>	小1	心中	<p>母子世帯の母が6歳の本児との無理心中を考えて本児を殺害したが、母自身は死ぬことができずに救急搬送されて一命を取り留めた。</p>
16	4-4	<p>実父の過去の婚姻歴等 (離婚事由などは不明)</p> <p>存在は不確か</p> <p>31</p> <p>31</p> <p>11歳</p> <p>施設入所中</p>	小5	身体的虐待	<p>同居男性が、「本児が謝らない」などを理由に本児を両手で持ち上げ、畳の上に2回投げつけるなどの暴行を加え、右硬膜下血腫などにより、びまん性軸索損傷で死亡。</p>



DVの態様・家族状況	検証報告書に見る課題や提言
<p>事件が発生した日に家庭訪問した担任教師が、母親の顔に痣を発見している。</p> <p>新聞報道によれば、検察側が「子どもが約束を破った場合、子ども3人と母の両親を母親自身が殺す」という誓約書を書かせていたと公判で述べている。事件当日の児童相談所の家庭訪問について、母は「警察でないと止められない」と感じて面会を拒んだとの供述をしたという。</p> <p>離婚して母子で実家に身を寄せた後、事件約8か月前に、男性とともに当該地へ転入。当初は中1の姉、小5の兄ともに不登校が続いていたが、その後登校。本児は保育所に入所したが、登園せずに退園扱いとなる。</p>	<p>検証報告書では、DVにかかる記述は見られなかった。</p>
<p>検証報告書によれば、母は、母方祖母が営む居酒屋を手伝っていたときに知り合った父と同棲を始めたが、父は飲酒して母に暴言、暴力をふるい、携帯電話を3回にわたって破壊するなどがあった。本児の妊娠が判明して婚姻届を出した。この頃、暴力は減少したものの、暴言等は断続的に続いていた。その後父母は和解離婚するが、母が知人名義で借りたアパートでトラブルがあり、母が父を頼ったところ、父が頻繁に訪問するようになり本児の教育などに電話やメールで干渉するようになる。事件1か月前から事件までに、「本児の教育は犬の飼育に似ている」とメールがあったり、飲酒した父が「本児を育てさせられない」「親を捨てるような人間になる」などと電話で罵倒していた。</p>	<p>(提言)</p> <p>本事例はDV被害を受けトラウマとなっていた母親が再度言葉の暴力等受けフラッシュバックを起こし適切な判断ができない状況の中で本児を殺害したものである。</p> <p>こうした時間的な経過の中で公的機関が事前に関わることはなかった。このことを踏まえて提言を行うものとする。</p> <p>(1) 相談機関の啓発について</p> <p>無理心中に至るまでの間には複雑な要因が絡んでいるが、母親をそこまで追い詰めた直接的な要因はDVである。</p> <p>事件当時は(DV)法施行後間もないこともあり、DVの理解や相談窓口の周知も十分にされておらず、相談に至らなかった部分もある。</p> <p>今回の事案では、被害を受けた母親ばかりでなく、DV被害を把握していた祖母も公的な相談機関を利用することなく、事件に至っている。こうしたことを考えると、DV相談ばかりではなく、社会的弱者に対応する公的機関は、市民への一層の意識啓発、相談体制の周知について検討する必要がある。</p>
<p>「母親が顔面をものすごく腫らしている」というDVが疑われる情報があった。また、警察から「暴力的な男性である」との確度の高い情報が寄せられていた。</p>	<p>「初期の調査不足やDVを含む家族の見立ての不十分さ」を指摘、「DVと児童虐待は、いずれも家庭内での暴力であることから密接な関係があり、本事例においても積極的に、児童虐待におよぶおそれがあることを重視する必要があった」と述べる。</p>

### ○対象として取り上げた事例数について

今回の研究対象として取り上げた事例は、今述べたように16事例18人だが、事件発生当時の家族でDVが生じていた事例だけでなく、たとえば母がDV被害を受けて離婚し、その後再婚したような事例（事例4・7・8など）も取り上げている。また、DV相談があったとされる事例であれば、その是非は別にして取り上げている（事例5・12）。なお、援助機関がDVを把握できていなかったものの、公判においてDVが明らかとなったもの（事例3・13・14など）もあった。逆に言えば、今回取り上げていない事例においても、援助機関が把握していないDV事例が隠されているということも十分考えられる。したがって、川崎他（2015）から抽出した15事例が、142事例中の10.6%という割合であったからといって、これが死亡事例等重大事例におけるDV家庭の全てであると考えるのは早計であると言えよう。

### ○事例の概況

以上を前提に、検討した事例の特徴を、以下で述べてみたい。表Ⅳ-3-4に、具体的な事例内容（コンテンツ）を省いた事例の属性を示した。

表Ⅳ-3-4 事例の属性

事例番号	DV加害者	DV被害者	児童虐待の加害者	被害児童の属性	児童虐待の態様
1	実父	実母	実父	3か月／男児	身体的虐待
2	実父	実母	実母	8か月／男児	ネグレクト
3	実父	実母	実父	1歳／男児	身体的虐待
4	実母の前夫	実母	実母・内縁男性	1歳／女児	身体的虐待
5	実父	実母	実母	1歳／女児	身体的虐待
6	実父	実母	実父	1歳／女児	身体的虐待
7	実父	実母	内縁男性	2歳／女児	身体的虐待
8	実父	実母	内縁男性	2歳／男児	身体的虐待
9	実父	実母	実父・実母	2歳／男児	ネグレクト
10	実父	実母	実父	3歳／男児	身体的虐待
11	実父	実母	実父	3歳／女児 4歳／男児 4歳／男児	心中
12	実父	実母	実母・交際男性	4歳／男児	身体的虐待
13	実母	実父	実父・実母	5歳／男児	ネグレクト
14	継父	実母	継父	小1	身体的虐待
15	実父	実母	実母	小1	心中
16	継父	実母	継父	小5	身体的虐待

本表によると、被害を受けた児童の中で最も低年齢であったのは生後3か月であり、最も年長の被害児童は11歳（小学校5年）であった。乳幼児が18人中15人を占めているが、学齢児も3人が被害に遭っ

ていた。

児童虐待の態様を見ると、(心中をのぞく) 身体的虐待が11事例と最も多いが、ネグレクト事例も3例、心中事例も2例あって、必ずしも身体的虐待のみに出現しているわけではないことがわかる。

次に、DV加害者を見ると、圧倒的に男性が多い(16例中15例)が、実母がDV加害者とされているもの(事例13)もあった。

次に児童虐待の加害者を見ると、DV加害者が児童虐待の加害者となったものが7例、逆にDVの被害者が児童虐待の加害者となっているものが5例であった(実母とその後同居した交際男性の2人で虐待行為を加えた事例12を含む)。また、加害者と被害者がともに虐待の加害者となった事例も2例あった(事例9・13)が、これらはいずれもネグレクトによる衰弱死である。なお、ネグレクト事例は、他にもう1例あったが(事例2)、内容的には母が借金の手続きに没頭している間の車中放置によるものである(検証報告書では、「実父の逮捕やDV、借金、若年出産など」を背景として精神的に追い詰められていた可能性が指摘されていた)。残り2例は、DV被害を受けて加害男性と別居した後、同居するようになった内縁男性が、母の連れ子を虐待死させたというものである。

## ○DVの把握

事例を概観すると、総じて、援助機関が夫婦間に存在するDVの関係を把握することの困難さが感じられる結果が示されたように思われる。

たとえば、事例14では、児童虐待の加害者である内縁男性の公判において、男性が「子どもが約束を破った場合、子ども3人と母の両親を母親自身が殺す」との誓約書を母に書かせていたとされており、DVの最も大きな特徴とされる<支配-被支配>の関係や、表IV-3-2で示された<自分勝手と自己中心>、<心理操作>などの加害者の特徴が象徴的に示されていると思われるが、援助機関は、本児やきょうだいに対する虐待を認識して援助を続けていたにもかかわらず、DVの関係に気づくことはなかった。なお、公判では、被害を受けていた母親が、事件当日の児童相談所による訪問に対して「(夫の行為は)『警察でないと止められない』と思って面会を拒んだ」と証言したとのこと。また、本児の姉も、顔の痣などに関して教員に尋ねられ、「階段から落ちたときに顔をぶつけた」だとか「覚えがない」などと説明しており、事実を正直に説明しなかったということも十分あり得るのではないかと、(筆者は)推測した。

また、事例15でも、検証報告で「本事例はDV被害を受けトラウマとなっていた母親が再度言葉の暴力を受けフラッシュバックを起こし適切な判断ができない状況の中で本児を殺害したもの」と述べているが、「被害を受けた母親ばかりでなく、DV被害を把握していた祖母も公的な相談機関を利用することなく、事件に至っている」として、DV被害者である母やその近親者の誰もが声を挙げることもなく、援助機関もDVを把握することができなかったことが述べられている。

事例9では、「本児が死亡するまでの間に、母は少なくとも3度にわたって父に『施設入所』の相談を持ちかけ」ていたが、父の意見に阻まれたとのことで(本事例のDVの具体的状況については後述)、父の母に対する強固な支配が、母をして援助機関から遠ざけた可能性が示唆されている。

次に、事例3では、飛び込み出産だった本児の出生直後から援助が始まり、本児のきょうだいの無国籍の問題をはじめとして病院や保健所等が電話連絡や家庭訪問その他種々の支援を続けていたが、DV関係については把握されておらず、事件後の父に対する判決によってはじめて「実父による実母に対するDVがあった」ことが明らかになっている。

これらの事例をみると、DV加害者の強い支配によって、被害者であるパートナーだけでなく、子どもや近親者も含めて、DV関係があることを援助機関に申し出るとは困難であり、加えて児童虐待に関する行為についても、訴え出るのが難しいと予想される。

したがって、援助機関は、家族関係についてアセスメントを行う際には、家族の申し出があるか否かにかかわらず、内縁や交際という関係も含めた夫婦の間にDVの関係がないかどうか注意を怠らず、見落としがないよう常に留意することが必要であろう。

### ○DVの理解（1）

ところで、DVをどう捉えるかについては、第7次報告に、『身体的暴力』や『暴言』などの有無によりDVの有無を捉えようとしており、『支配－被支配』といった関係性の病理という視点に基づく情報収集やアセスメントを行っていなかった」といった指摘があった。そこで、あらためて自治体における検証報告書を検討していくと、第7次報告以後の事例も含めて、DV理解について、第7次報告の指摘を裏書きするような事例が散見されたと言わざるを得ない。

たとえば、事例6を見ると、(本事例は、今回の対象事例の中ではもっとも古い時期のものであることをふまえる必要があるが)、検証報告書は「通告直前の激しいDVや虐待に対して母は相当危機感を持ち、母自身の身の危険を感じる一方、父の元にいる幼児の身を案じて虐待通告」したと評価した上で、実際の援助においては、「DVと虐待とを関連させて考える視点が十分でなかった」と指摘している。

また、事例1では、生後1か月時点での家庭訪問で、保健師が母と面接し、「妊娠前、パートナーから身体的暴力を受けていた」ものの、「今は口だけ」「飲酒時、電子レンジの暖め方が下手などと言ってくるが、下手に出ていれば大丈夫」などの内容を聞き取っていた。母の説明を聞くと、「支配－被支配」の関係が継続している可能性が推認されるが、検証報告書は「家庭訪問後支援会議を実施していたが、DVを考慮したアセスメントには至っておらず」と述べていた。

事例10は、過去に母がDV相談をしており、同時期に離婚していたものの、その後、(再婚しないまま)再び同居しているという家族関係であった。迷子で保護された3歳男児の顔に多数の傷があり、耳から血が出ていて腹には煙草の痕もあり、「おうちに帰りたくない」と訴えているという警察からの虐待通告であったが、面接で母は、「腹の傷は妹によるもの」と説明した上で、父について「仕事は真面目」「父からのDVはないが、働きに出してくれない」などと述べていた。この表現だけで論じるのは適切ではないかも知れないが、「働きに出してくれない」という発言は、DV関係について検討するには注意を要するのではないかと感じられた。検証報告書は、「父親からのDVの相談歴を確認しているにもかかわらず、DVを背景とした児童虐待のリスクを十分に認識した対応をしていない」と指



摘していた。

事例15の検証報告書は、「母親が顔面をものすごく腫らしているというDVが疑われる情報などを掴んでも、その判断について再検討するなどの見直しがなされなかった」と指摘し、「DVと児童虐待は、いずれも家庭内での暴力であることから密接な関係があり、本事例においても積極的に、児童虐待におよぼおそれがあることを重視する必要がある」「児童相談所や関係機関は、DVと児童虐待との関係についてさらなる細心の注意を払う必要がある」などと指摘している。

これらをふまえると、第7次報告等の国の検証報告や、先に紹介したランディ・バンクcroft他(2004)が示しているように、DVを「殴る」「蹴る」などの単なる身体的な暴力という狭い理解にとどめず、夫婦の関係性という視点でDVの有無をみていくように努めなければならないことが、強く示唆されていよう。

ただし、「母親の顔に痣があった」などの暴力のエピソードはわかりやすくても、関係性そのものをアセスメントするのはそれほど簡単なことではない。その意味では、DV関係を理解するには、援助機関は、従来にも増して深い観察と洞察が求められているとも言えよう。

事例9は、こうしたDVの関係性を理解する上で参考となる内容が記述されていると思われるので、簡単に紹介しておきたい。本事例では、保健師が家庭訪問した際、父が対応し、「母は時々ミスをする。だからいちいち怒らなければならない。今日もしくじったから、おまえら(市職員)が来た。この後説教だ。身体で覚えなきゃわからないからな」などと話したことが記録されている。援助の過程においては、こうした点がありながらも、DVについて深く検討されてはいない。しかし、公判で明らかになった父母の、つまり夫婦の関係性には、DVと言うべきエピソードがいくつも明らかになった。

公判における母の証言を見ていくと、まず「身体的暴力」について、「身体的な暴力はあったが頻繁というわけではなく、たとえば口論になって母がうまく答えられないような場合、『オイ、聞いているのか』と頭や肩を叩かれて痣が出来るといった状況だった」というものであった。だが、母は完全に父の指示、支配のもとに置かれていたようで、たとえば子育てに関して、父に「おれの子育てに文句を言うなら、おれの目につかないところへやれ」と言われると、「(ほとんど自宅で過ごす)父の見えないところで2人の世話をし育てることとし、自宅6畳和室にベビーベッドを移動させ」、事件発生までの約半年あまり、母の就労中も含めて和室から全く出さず、結果としてネグレクトによる死亡へとつながっていた。DVを、「殴る」「蹴る」などの身体的な暴力や、「暴言」などの心理的な暴力に限定せず、「支配-被支配」等の関係性に着目することの重要性が示唆されたものとも言えよう。

## ○DVの理解(2)

ところで母親から援助機関や警察等へDV相談があった事例の中には、DVの特徴として指摘した「支配-被支配」等の関係性に疑問が持たれるもの、換言すれば、果たしてその関係をDVと考えてよいかどうか疑問視される事例もないとはいえなかった。ところが、母親からDVの訴えを聞いた援助機関は、そうした経過だけを捉えて、(十分な検討を行うことなく)父親(若しくは母のパートナー)をDV加害者と位置づけ、適切な対応を行わなかったようにも見受けられる。



たとえば、事例5では、検証報告書で、以下のように指摘されていた。すなわち、母が「夫婦喧嘩で家を飛び出し、市役所でDV相談」し、さらに「暴れたところを父に取り押さえられ、ケガをしたとして警察に駆け込み、父が事情聴取を受けた」という。しかし、公判で認定された事実によると、この件で父は「警察から厳しい追求を受け、その後、母とのトラブルを回避する傾向になった」「父は（本児に対する）母の虐待を疑っていた」「父から見て（本児が）母を怖がっているのは明らかだった」が、「DVトラブルとなることを回避するためにそれ以上問い詰めなかった」などとされている。

また、事例12に関する新聞報道によると、母が、離婚した本児の実父によるDVについて行政機関に相談し、保護された後で、母の本児に対する虐待が発生、発覚したのだが、実父とのいきさつは、次のようなものであったという。すなわち、父母は出会い系雑誌で知り合って結婚、母は実父の母親に冷たく当たり、「邪魔だ」などと殴ったために、父が母を怒鳴りつけるなどして関係が悪化。母が離婚すると言い出して金銭を要求したことから、実父が「生命保険で支払う」と焼身自殺を図り（未遂）、警察が駆けつけたという。

上記2つの例は、父から母への暴力があったことまでを否定するものではないだろうが、これまで見てきたDVと言われている関係とは異なるように感じられ、DVを暴力の有無だけで判断することの不十分さを示しているように思われる。

そこで事例11を見ると、事件発生の数年前に、「実母が実父からのDVについて婦人相談所に相談」という経過の後、母が自宅を出て離婚調停の申立てを行っていた。こうした情報を得ていた行政担当者は「DVの被害者保護、加害者抑制の発想から、実父による子どもの虐待の有無及び子どもの安全の確認」を優先し、「結果として、（父子心中を実行した）実父の真意を理解し、自殺のサインを感じ取ることが大変困難な状況であった」と検証報告書に記されている。

DV相談の窓口においては、まずは当事者からの訴えを丁寧に聞きとり、それをふまえた援助をしていく必要があるとしても、児童虐待への援助を行う場合には、DVを暴力の有無に矮小化するのではなく、夫婦の関係性の具体的な状況を把握し、同時に、DVと児童虐待との親和性にも注意を払いながら、適切な対応を心がけることが必要であろう。

(川崎 二三彦)

## 4. アメリカにおける「児童によるDVの目撃」について

### 1) はじめに

厚生労働省のホームページには、心理的虐待の具体例として「子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう」ことが挙げられている。平成25年に改正された子ども虐待対応の手引きには、「子どもが目撃するか否かに関わらず、家庭内暴力（Domestic Violence：DV）の問題がある家庭で子どもが育つことは心理的虐待として対応する必要がある」と記されている。アメリカでは身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、性的虐待に並び、5つめの虐待のタイプとしてDVの目撃が挙げられており、アメリカ保健福祉省-児童家族本部-児童局の運営する児童福祉情報発信サイト\*（Child Welfare Information Gateway）には「子どもが、家族の身体的負傷や所有物の破損などの余波に気づくことを含め、家庭内の暴力を聞く、見る、推測した場合を『DVの目撃（witnessing of domestic violence）』とする」と記されている。

日本では、「児童によるDVの目撃」が通告を要する事柄であるという認識は高まっているものの、被害児への影響の調査やその後の対応について評価や検討する研究は多いとは言えない。一方、アメリカではDVを目撃した児童についての研究は数多くあり、妻に対する夫の暴力や支配の問題が浮上した1970年代から、その家庭で暮らす児童への影響についても重要な問題として取り上げている。

本章では、アメリカにおける「児童によるDVの目撃」に関する文献や情報を紹介する。まず、1970年代の文献などから、アメリカにおける「DV」と「児童によるDVの目撃」についての歴史の概略を、次に、アメリカ司法省の全国調査について、最後に、被害児童への影響に関する研究について紹介する。

なお、関連する海外の文献は非常に多く、ここで紹介する文献はごく一部である。「児童によるDVの目撃」についての一資料として参考になれば幸いである。

### 2) アメリカにおける「DV」と「児童によるDVの目撃」についての歴史の概略

Carpenter & Stacks（2009）によると、アメリカでは女性の44%にDV被害経験があるとする研究報告があり、DV事象の半分以上が12歳以下の児童のいる家庭で起こっている。これは、数にして毎年297,435人の子どもが曝露されている計算になるという。また、Davison（1978）はDVが50%のアメリカの夫婦間に起こっていると推測しており、Straus（1991）はアメリカで毎年1千万人以上の児童が曝露されていると推測した。

DVに関する法律で最も古いとされるのは、1641年のマサチューセッツ州植民法（The Colonial Law of Massachusetts）であり、それには「結婚している妻は、夫による身体的な罰や鞭打ちから解放されるべきである」と記されている。しかし、実際の生活の中では1800年代中頃まで、妻の教育は「夫の義務」であり、妻に対する暴力は「夫の権利」であるという認識が一般的であったという。1850年、

---

\* 同サイトには、アメリカ各州の児童福祉に関する法律を検索するシステムがあり、例えば「全州」「児童によるDVの目撃」をチェックして検索すると、その一覧を見ることができる。

テネシー州法で妻への暴力の禁止が明示され、1870年代が終わる頃には殆どの裁判所が「夫が妻に暴力を振るう権利を認めない」との考えを一様に示すようになった。そして、1920年頃には全ての州でDVが違法と定められた。それでもなお、実際の生活の中では、警察への通報は一般的になったものの、警察は介入することに消極的で逮捕に至ることは稀であった。

1960年代後半より女性運動がはじまり、フェミニズムや女性の権利の観点からDVが問題視されるようになった。警察の対応改善は、女性運動の活動の中でも重要な位置づけであったという。1975年頃にはなかった女性シェルターは、1978年には300か所以上、1987年には約1,500か所にまで増加した。1978年の時点では、ほぼ全か所で、子どもの受け入れも可能であったという。

1970年代にはじめて児童によるDVの目撃の事例研究が出され、1980年代半ば以降、児童による夫婦間暴力の目撃についての研究は急増している。それにつれ、児童への多大な影響が明らかになり、「児童によるDVの目撃」は「児童のDVへの曝露」へとその定義を広げ、それが心理的虐待の1つの形態であると研究者の間で認識されるようになった。Wolfeら（1985）によるDV被害女性の子どものについての論文をはじめとし、実証的な児童のDVへの曝露についての研究が出てきた。この頃出版された、夫から妻への暴力のある家庭についての文献や女性シェルターの調査報告には、家庭内の子どもについての懸念点が挙げられており、DVを目撃（聞く、痣を見る、も含め）することの影響として、「父親の暴力を見て育った男児が成人して加害者になるリスクがある」「力で支配するという価値観を持つ」「自分が助けることもできないし誰も助けてくれないという絶望感を感じる」などが挙げられた。

1994年には連邦法（Federal Law）として女性に対する暴力防止法（The Violence Against Women Act）が制定され、同時に女性に対する暴力防止局（Office on Violence Against Women：OVA）が設立された。この法律により、DVや性犯罪の被害者およびその家族への支援と警察、検察、擁護者（advocate）、判事など関係職員の研修に予算が当てられるようになった。この法律の対象は、デートDVやストーカーの被害者、そしてセクシュアルマイノリティ（LGBT）へも拡大している。2016年2月に司法省の作成した書類によると、OVAの2017年度の予算として約4億8千9百万ドルが求められている。

1990年代以降には、男性の権利の視点からもDVが目されるようになってきている。妻から夫への暴力の目撃の影響についての研究はまだ多いとは言えないが、その影響は少ないという結果を示すものもある。Bancroftら（2012）はその理由について、男性から女性への暴力に比べて被害者が怪我をする恐れが少ないため、目撃した児童の心痛は比較的少ないのではないかと考察している。

以下に、DVを受ける女性およびその子どもへの影響について整理された包括的な本として多く引用されている書籍をとりあげ、そこで提示された知見を紹介する。

**【書籍紹介】 Children of Battered Women（DV被害女性の子ども）（1990）**

Peter G. Jaffe, David A. Wolfe, & Suzan K. Wilson

女性と児童に対する暴力についての専門家であるJaffe、児童虐待領域を専門とした心理学者であるWolfe、そして児童臨床心理学の専門家であるWilsonの3名が執筆したこの書籍には、DVに関する文献が整理されており、歴史、アセスメント、介入、そして対応についてもまとめられている。その中の歴史について、概略を以下で紹介する。

1970年代には、妻への暴行（wife assault）についての重要な本がいくつか出版されているが、目撃した児童への影響について考察したものは非常に少ない。初期の文献は、女性に対する暴力と、それに対する地域、司法、保健、福祉の対応の不適切さに注目しており、児童自身が暴力の被害を受けていない限り、家庭内の児童のニーズについて考慮されることは稀であった。初期のDV被害女性（battered women）の事例研究では、直接的ではないものの、子どもについても言及しており、そこから以下の懸念が提示されるようになっていった。

- ・DVは家庭内の秘密として、家長社会で許容されていた。
- ・父親から母親への暴力を目撃した男児は、親密な関係において暴力は許容されていると学習する。
- ・母親が父親から暴力を受けている事を目撃した女児は、男性が暴力を用いて威嚇、力を誇示し、家族を支配することができると学習する。
- ・暴力のある家庭で暮らす児童は、強烈な精神的トラウマを体験している。この児童らは、安全や栄養など、健康な発達に必要なものを与えられず、恐怖、不安、混乱、怒り、そして生活の崩壊を体験する。

児童虐待の専門家らにより、近年これらの体験やその影響は「心理的虐待」もしくは「心理的マルトリートメント」と呼ばれている。虐待は科学的、臨床的な定義ではなく、政治的な定義である。虐待とは、ある程度大きな集団もしくは政治的に影響力のある集団によって、逸脱しているもしくは有害であると考慮された行為全てを含んでいる。我々は、Dutton (1988) の「妻への暴行は、男性からの、親密な関係にある女性に対する身体的攻撃性である」という定義に賛同している。それが、怪我をさせる、支配していると言えるかはさておき、裁判所やシェルター運営者の見出した定義を考えると、女性の品位を落とし卑下するような心理的虐待も身体的な被害同様に重要な研究題材だと言える。“Children of battered women (DV被害女性の子ども)”には、直接見ていなくても、隣の部屋で聞いていたり、後日母親の痣を見たりした児童も含まれ、被害児の数は非常に多く、先行研究によると母親への暴行の目撃は以下のように、児童に広範囲で影響を与え得ることが示唆されている。

- ・内容より曝された回数の多さにより影響が大きくなる。
- ・被害女性は、婚姻生活には暴力がつきものであると思っており、それを終わらせる方法は殆ど見えていない。
- ・加害男性は、暴力を男らしさや夫らしさとして自分の父親から学習している。
- ・妻への暴力は、加害者の生育家庭における暴力の有無と劇的に関係がある。
- ・多くの子どもは、後に平和な結婚生活を送っている。
- ・妻への暴行に関する初期の文献においても児童への影響が示唆されている。（この具体例として、後に紹介するDavidsonの“Conjugal Crime”が挙げられている）

1987年のバタードウーマンシェルターの研究では、女性の70%が子ども同伴、17%が3人以上の子どもを連れていた。シェルター職員は、最も脆弱な利用者は「子どもを育てる責任



を負っている、経済的に自立できていない女性」だと述べている。さらに、子どもたちは早急な対応を要する情動の問題を抱えていると指摘している。

### 3) 米国司法省 (Department of Justice) の全国調査

上述のように、1970年代までは、DVは家庭内の問題として、司法の関与する領域ではないと考えられていた。1980年代にはDVへの介入が求められるようになったが、問題意識は高まったものの、法的対応の執行については大きな問題を抱えていた。1990年代後半には法が整備されているにもかかわらず、警察はその執行を躊躇しがちであった。1980年代半ば以降のDV通報件数を記録している市や州もあるという。米国司法省・司法プログラム事務局 (Office of Justice Program) の中の一部署である、司法統計部 (The Bureau of Justice Statistics : BJS) は、2005年にFBIデータベースとBJSのデータベースや調査から得た、殺人を含む家庭内の暴力 (Family Violence) に関する統計をまとめている。BJSの調査には、起訴された事例の数や刑務所収容者の調査なども含まれている。同局は2008年に児童の暴力への曝露についての全国調査を行っている。その経緯について同局広報誌より翻訳したもの、そして調査結果の概略を以下に紹介する。

【取り組みの紹介】 History of the National Survey of Children's Exposure to Violence  
(児童の暴力への曝露に関する全国アンケート調査の歴史)

Hamby, S., Finkelhor, D., Turner, H., & Ormro, R.

米国司法省 司法プログラム事務局 少年司法広報誌 2011年10月号 p.2より翻訳

1999年6月、当時司法副官長 (Deputy Attorney General) であったEric Holderのもと、児童の暴力への曝露による被害を防止するため、少年司法および非行防止事務局 (Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention : OJJDP) によりセーフスタートイニシアチブ (Safe Start Initiative : 児童の家庭内や地域での暴力への曝露を予防するために、地域資源の連携を強化するなどの取り組みを行う団体) が作られた。取り組みの1つとして、児童の暴力への曝露の現状を把握することのニーズが高まっていることから、OJJDPは疾病対策予防センター (Centers for Disease Control and Prevention) の協力を得て、児童の暴力への曝露に関する全国アンケート調査 (National Survey of Children's Exposure to Violence : Nat SCEV) を行った。

NatSCEVは、全ての年齢、状況、期間における児童の暴力への曝露の程度と本質を包括的に調査した初の全国規模の罹患率および有病率調査である。調査は2008年の1-5月に行われ、17歳以下の児童を対象に、直近の1年間および、過去における暴力への曝露について、いくつかのカテゴリーに分けて評価した。カテゴリーには、いわゆる犯罪、児童の不適切な扱い、同輩やきょうだいからの被害、性的被害、目撃および間接的な被害 (地域内暴力、家庭内暴力を含む)、校内暴力および脅威、そしてインターネット被害が含まれた。この調査は、0-17歳の児童の、家庭、学校、地域での暴力への曝露を調査するとともに、児童の人生に



における暴力への曝露の累積を調査した初めての試みである。児童と成人保護者へのアンケートの内容には、児童自身が苦しんだ暴力や直接の目撃だけでなく、児童の家庭に起こった強盗や窃盗、あるいは通う学校がテロのターゲットとなったこと、戦争地域や民族紛争地域に居たことなど、他の関連犯罪や曝露についても含まれた。

この調査はOJJDP監督のもと、ニューハンプシャー大学の児童に対する犯罪研究センターが計画し実施した。この研究は、児童が日常でふれる全ての暴力に関する包括的データを表すものである。NatSCEVの第一の目的は、広義の児童発達に影響し得る様々な暴力への曝露の罹患率と有病率を示す事である。研究チームは、特定の出来事に関して、発生場所や怪我の有無、児童が特定の暴力に曝露された頻度、そして児童と加害者との（児童が目撃した当時の）関係など、フォローアップの質問をした。アンケートでは更に、性別、人種、経済状況、家族構成、地域、都会か田舎か、そして児童の発達段階による違い、同時に起こった複数の暴力について、個人、家族、そして地域要因の認識、児童の精神的および情緒的健康と曝露された暴力のレベルやタイプとの関係、児童が暴力について開示する程度のアセスメント、そして提供された支援や治療についてなどを調査している。

【調査結果の紹介】 Children's Exposure to Violence: A Comprehensive National Survey

(児童の暴力への曝露：包括的な全国アンケート調査)

Finkelhor, D., Turner, H., Ormrod, R., Hamby, S., & Kracke, K.

米国司法省 司法プログラム事務局 少年司法広報紙 2009年10月号より

**対象：**17歳以下の児童4,549名およびその保護者。その内訳は、ランダムな児童3,053名に加え、サブグループの検討が可能になるように、アフリカ系アメリカ人、ヒスパニック系、そして経済困難を抱える家庭が70%以上になるよう設定（オーバーサンプリング）した1,496名。

**方法：**10歳以上の児童については本人、9歳以下の児童については成人保護者に対して、電話で平均45分間のインタビューを行った。

**内容：**対象児童もしくは保護者に、直近1年間とこれまでの暴力への曝露について尋ねた。該当する場合、加害者について、凶器の使用、怪我、同時に起こった暴力について追加で尋ねた。尋ねた暴力のタイプには、「暴行」「性被害」「児童虐待」「デートDV」「DVの目撃」「地域暴力の目撃」も含まれる。

**主な結果：**

- ・年齢、性別に関わらず、対象児童の60%以上が直近1年間で暴力に曝露しており、10%以上が5回以上の曝露を報告した。
- ・一般的に、9歳以下の幼い児童が曝露した暴力のタイプは「凶器無しの暴行」「怪我なしの暴行」「思春期のきょうだいによる暴行」「いじめ」「からかい」など、10歳以上の年長

児童のそれよりも深刻でないものが多かった。また、これらの暴力のタイプは、6-9歳で最も多くみられ、年齢が上がるにつれ減少していた。

- ・14-17歳の年長児は、「怪我を伴う暴行」「ギャングによる暴行」「性被害」「身体的および心理的虐待」「地域暴力の目撃」など深刻な暴力を最も多く体験していた。
- ・一様に年齢とともにリスクが高まるとは言えず、「誘拐」や「凶器を使用した暴行」などの深刻な暴力は10-13歳の児童に最も多くみられた。
- ・その他、「DVの目撃」「両親のDV」「家族による暴力」も、10-13歳の児童に最も多くみられた。

#### 4) 「児童によるDVの目撃」の影響

以下に、DVを目撃することで児童が受ける影響についての考察を含む初期の書籍と、2012年に出版された、「児童によるDVの目撃」について包括的にまとめられた書籍を紹介する。

##### 【書籍紹介】 Conjugal Crime (夫婦間犯罪) (1978) Terry Davidson

1978年に出版されたこの書籍は、アメリカ中流階級における暴力を受ける妻を映し出したものである。著者自身の育った家庭での体験についても記述されており、加害者である父親や直接の被害者である母親についてだけでなく、DV家庭内で生活する子どもへの影響について、小児科医、夫婦カウンセラー、セラピスト、などが臨床経験から得た知見や事例をまとめている。DVを目撃した児童が受ける影響についての記載を以下に紹介する。

- ・被害母親は「夫無しでは生活できない」「子どもには父親が必要」「夫は子どもを愛している」などと暴力的な父親と共に暮らし続ける言い訳を述べるのに対し、その子どもは「そんな父親は要らない」と考えている。
- ・幼少期の影響は、後の人生全体へ影響する。後に取り入れた情報は、両親から学んだ結婚、夫婦関係、父親と母親の基準によって歪められる。
- ・妊娠期のDV（父親が母親のお腹を殴るなど）のリスク要因には、性的欲求不満、親になるというプレッシャー（特に、父親になるまでの準備期間が短かった場合）、母親の生理的变化（苛立ち、抑うつ）、父親の理解のなさ、流産の期待（特に、避妊や中絶の許されない社会で）、妊娠中の女性の脆弱さなどがある。
- ・乳児が体調を崩す、寝ない、泣くなどすると、父親の母親への暴力を喚起することがある。
- ・3、4歳までの幼児は、怖いという感情を、叫ぶ、隠れる、縮こまる、口ごもる、などで表現する。DVに曝露された幼児は全ての大人を怖がる。被害幼児は、加害者については経験的に分かっており、どんなことが起こるか予測できるが、他の大人が安全であるという体験がない。そのため、加害親を含め、親にしがみついて離れない。シェルターでパニックを起こす幼児は少なくないという。また、攻撃的になる幼児も多いが、彼らは深層では

- 温かい関わりを求めている。しかし、大抵の場合、治療には親も児童も積極的ではない。
- ・ 4歳以降の男児には、男性モデルが必要となるが、男性に対して否定的なイメージしかなく、不幸なことに「父親と似ている」と母親が子どもに言うこともある。シェルターの中で新たな男性モデルを見出す事ができる男児もいる。
  - ・ 5、6歳になると、子どもは父親と対峙しようとする（効果がないことや、かえって被害を受けるリスクもあるが）、また、逆に、何もするべきではないと感じ、逃げる、隠れる、夜泣き、悪夢を見るかもしれない。この頃には、母親への尊敬をなくしていることがある。母親に怒りを覚えることもある。力動は複雑であり、子どもたちの反応も一様ではない。例えば、ある女児は「私のお父さんは、誰でも殴って良いんだ」と話し、ある8歳女児は、父親の注目を得るために誘惑し、ベッドまで共にした。また、ある6歳男児は、警察にいつでも通報できるようにトランシーバを誕生日に欲しがり、ある10歳男児は、父親をやっつけるためにアスレチックを習いはじめた。
  - ・ 思春期になると、ただ怖がるだけでなく支配的な父親を模倣するようになることもある。これを実証した文献はないが、臨床家が経験的に知っていることである。母親は「子どものため」と婚姻生活を続けるが、実は子どもの方が母親に父親と別れさせないことがある。直接被害を受けていない児童には、両親に別れられると経済的に不自由するなど失うものがある。日常と化した母親の苦悩は考えなくなり、非人格化し、意識しなくなる。この頃になると、男女ともに、児童も母親へ暴力をふるうようになる。ある児童は、自分と父親の奴隷である母親が逃げることに怒りを感じていた。児童は、勝者側につくことで安全が確保されるのである。
  - ・ DV被害を受ける母親は自分のことで精一杯になる。思考は狭まり、福祉の支援を受けることは考えられなくなる。子どもが成長すると、関係が逆転し子どもが母親の面倒を見るようになる。長年母親の面倒を見てきたある女児は、大人びているためシェルターの同年代の児童と遊べず、母親のように仲間を見つけることもできなかった。シェルターの安全な環境の中では、母子は普通な関係を構築することができる。他の大人に好感を持たれる母親の姿をはじめて見ることは良い影響を与える。母親の苦境は自分のせいだと思う児童もいる。

【書籍紹介】 The Batterer as Parent: Addressing the Impact of Domestic Violence on Family Dynamics (2nd ed.)

(DVにさらされる子どもたち—加害者としての親が家族機能に及ぼす影響第2版) (2012)

Lundy Bancroft, Jay G. Silverman, & Daniel Ritchie

上述したJaffeらの著書(1990)にもその影響についてのレビューが記載されているが、2002年にBancroftらが出版した“The Batterer as Parent”は、「DVにさらされる子どもたち—加害者としての親が家族機能に及ぼす影響」として2004年に翻訳版が出版されており、DVについての包括的な本として多くの関連文献に引用されている。その中には、

DVを目撃した児童への影響についてもまとめられている。2012年には第2版が出版されているが、翻訳版は現時点でまだない。以下、第2版において加筆された「児童への影響」についての部分の概略を紹介する。

第2版出版までの10年間で研究が増加しており、児童への影響についての記載は大幅に加筆されている。『DVにさらされる子どもへの影響』についての部分では、「情緒面・行動面・発達面の影響」と「DVにさらされる子どもの抵抗力」のセクションで文献が増えており、さらに、新たに「子どもの精神的損傷の質に影響する要因」についてのセクションが追加されている。

加筆部分の中で著者らは「量的研究では、子どもの恐怖、束縛、忠誠心の葛藤、勇気、サイバーの行動の中の創造力などのニュアンスは捉えられない」と前置きをし、DVに曝露される児童が生きる現実を知ることができる2冊の本“Childhood Experience of Domestic Violence (McGee, 2000)” “Children’s Perspectives on Domestic Violence (Mullender et al., 2002)” と、児童の怪我や児童のDV曝露からの回復過程についての概観を捉えた本“The effects of intimate partner violence on children (Geffner, Spurling Igelman, & Zellner Eds., 2003) の1章：In search of protective process for children exposed to inter-parental violence (p149-181) (Kerig, 2003)”を薦めている。

新たなトピックとして加えられた「子どもの精神的損傷の質に影響する要因」には、筆者らの経験から得た、これまで殆ど研究されていない、DVへの曝露が及ぼす児童への影響に関わるとされる要因が記載されている。著者らはその要因として、妊娠中の母親への虐待、加害時の子どもの状況（抱かれていた、隣にいたなど）、そして加害の程度や子どもの認識をはじめとし、ペットへの虐待や、家庭と親戚や地域との関係、これまでの対応の質、そして子どもの回復の機会の程度についても取り上げている。その他、加害者が母子もしくはきょうだいを分裂させようとした、または、子どもに価値観や態度（母親の軽視、自分の行動の責任観の欠如、その他のDV加害者によく見られる態度など）を教え込んだなど、加害者の操作スキルに関する項目や、子どもが加害者のお気に入りもしくはターゲットであったかなどの項目がリストアップされている。

以下に、p.42-54で著者らが加筆した文献の中で、2003年以降に出版されたものを紹介する。

表IV-4-1 Bancroftら（2012）より、p42-54に加筆された2003年以降の文献と内容

導入 (p42-43)	
Ascione et al., 2007	加害者は、非加害者よりもペットに対して暴力をふるう
McFarlane et al., 2005	加害男性の30%は、性的な加害を与えたことがある
Edleson et al., 2003	加害者と同居する児童の過半数が、暴行中の親に対して叫ぶ、助けを呼ぶ、暴行を止めようとしたなどによって、身体的暴行に巻き込まれている



Ascione et al., 2007	加害者がペットに対して残酷である、もしくはペットを殺したという報告が多くある
Kerig, 2003	児童によるDV目撃の影響についての研究は、測定可能なものに頼っており、それ故、機能低下のみられない児童の精神的打撃は過小評価されている
情緒面・行動面・発達面の影響 (p43-49)	
Zerk, Mertin, & Proeve, 2009	被害母親の子どもは、低い集中力、焦燥感、座ってられない、1人で眠れない、睡眠中の泣きや徘徊、悪夢、などの症状が高まる
Kennedy, Bybee, Sullivan, & Greeson, 2009	不安レベルが他の児童と比較して高く、特に暴力が最近起こったときに顕著になる
Ascione et al., 2007	DVに曝露された児童は、他の児童よりも家庭内での問題行動がみられる
Kernic et al., 2003	DVに曝露された児童は、経済的状況に関わらず、他の児童よりも家庭内での問題行動がみられる傾向にある
Kernic et al., 2003	問題行動は、児童が家庭内で暴力に曝露された期間が長いほど激しくなる
Maas, Fleming, Herrenkohl, & Catalano, 2010	家庭内の暴力がある女兒は、ない女兒に比べて思春期の精神的問題および問題行動がみられる
Spilsbury et al., 2007	DVを目撃した児童の3分の1は、DVが再び起こると信じており、それが不安を高めている
Zerk et al., 2009	食事や睡眠のリズムが崩される
Russell, Springer, & Greenfield, 2010	抑うつ症状が多く、その結果は他の幼少期の虐待タイプについて統制した後も変わらない
Casanueva, Foshee, & Barth, 2005	被害女性の子どもは、他の児童と比べて、病気や怪我で救急病院に運び込まれることが多い。その多くが事故であり、加害者が危険な環境を作り出していること、もしくは被害母親が子どもを監督できていないこと、あるいは両方が示唆される
Rivara et al., 2007	被害女性の子どもは保健関連機関の利用が多く、幅広い分野で保健費用がかかっている。その結果は、出生前にDVが終わっていても変わらない
Duncanm Thomas, & Miller, 2005	動物を虐待したことがある少年は、家庭でDVを目撃して育った場合が比較的多い。DVの目撃被害は、身体的虐待や性的虐待と比較すると、少年の動物虐待に少し強く関係している
Graham-Bermann, Howell, Miller, Kwek & LiLly, 2010	発達への影響として、DV被害を受けた母親を持つ未就学児は、言語能力が低い。この結果は、言語の範囲と児童の心的外傷体験の直接的な関連を示唆している
Levendosky, Leahy, Bogat, Davidson, & von Eye, 2006	DVに曝露した乳児は、していない乳児と比べて、怒りや反抗的な態度、不機嫌な状態が多く観察された



Blackburn, 2008	DVに曝露された6-9歳の児童は、読む能力全ての項目において平均が低かった。また、他の児童と比較して読みに問題があると認識される場合が多い
Chiodo, Leschied, Whitehead, & Hurley, 2008	DVに曝露された児童は留年をする割合が高い
Chiodo et al., 2008	DVを目撃しているが、直接的な虐待を受けていない児童は、虐待を受けているが両親間の暴力を目撃していない児童と似た心痛や機能レベルであった。唯一の違いは、虐待を受けた児童の方が問題行動のリスクが高いことであった。また、DVの目撃と虐待は複合し、両方の被害を受けた児童に、最も高いレベルの精神的被害や問題行動がみられた
Edelson, Hohoda, & Ramos-Lira, 2007	ラテン系のDV被害女性は、他の被害女性に比べて養育ストレスが高く子どもの問題行動も多いと感じる
Spilsbury et al., 2007	精神的な問題を抱える割合は、白人とアフリカ系アメリカ人の児童とで変わらないが、行動障害で医療機関を受診する白人の児童は、アフリカ系アメリカ人の児童の4倍おり、臨床的に有意な社会的攻撃性のスコアを出す白人の児童は2倍である
Gjelsvik et al., 2003	ヒスパニック系とアフリカ系アメリカ人の児童は、DV通報で警察が現場に出向いた際に現場に居る割合が高い
Silverman et al., 2011	(インドの研究) DV被害母親を持つと、女兒乳幼児の死亡リスクが高まる。男児については有意ではない
Ackerson & Subramanian, 2009	(インドの研究) DV被害母親の子どもの死亡率は、男女年齢を問わず高い
Asling-Monemi, Pena, Ellsberg, & Persson, 2003	(ニカラグアの研究) DVが乳児および児童の死亡に大きく影響しており、そのうち大多数が早産や出生時の低体重による死亡であった。この研究の対象女性のうち、当時もしくは前のパートナーから身体的虐待を受けていた女性は2倍、身体的虐待と性的虐待を受けていた女性は6倍、子どもの死亡を体験していた
Mbilinyi et al., 2007	アメリカにおけるDV被害女性は、人種に関係なく一般的に、「自身が被害を受けている最中に加害者が子どもにも暴力をふるった」「子どもへの暴行を止めようとして暴行を受けた」「加害者は子どもにも暴行を見させた」などの報告をしている。この3つの問題の報告は、ヒスパニック系の母親によって最も多く、次に白人、最も少ないのはアフリカ系アメリカ人であった
DVにさらされる子どもの抵抗力 (p51-52)	
Bancroft, 2005 ; Graham-Berman & Halabu, 2004	運動、学術、芸術面の能力などの才能や興味の発達を含め、信頼できる大人と親密な関係を築く機会、自己非難を逃れる能力、そして友人関係の強化などが児童のレジリエンスに影響する
Mbilinyi et al., 2007	児童によるDVへの曝露に関する文献の中では珍しく、児童の加害者への反発という重要なテーマを扱っている論文の1つ (他にはMullender et al., 2002、McGee, 2000)

(加筆部分には2002年以前のものも含まれるがここには記載していない)

## 5) おわりに

DV対策の先進国であると言われるアメリカにおいても、問題がないわけではなく、常に改善が求められている。例えば、本章で紹介したバンクロフトの第2版でも、アセスメントや、加害者および被害者への治療と対応についてアップデートされており、新たな視点やプログラム、より分かりやすいガイドラインなどが紹介されている。

ここでは、DV一般として捉えたが、女性運動は当時専業主婦となるが多かった中流階級の女性に焦点が置かれたものであった。様々な場で、DVが起こった家庭の経済状況や、出身民族による違いも考慮されている。例えばカナダでは、特定の民族出身者においてDVが認識されておらず、その対策としてDV教育を行っている機関があるという。裕福な家庭でも、経済的困難のある家庭でも、DVは同様にあるということは様々な研究により示されているが、貧困がDVのリスクであるとする研究もあり、経済状況や文化によりその経緯や様態が異なるとも考えられる。

ヨーロッパにも「児童によるDVの目撃」についての文献は多くあり、その関心の高さがうかがえる。イギリスの主要DVチャリティ団体の一つRefugeは2015年に児童によるDV目撃撲滅啓発ビデオを作成している。ビデオは、冒頭で年間750,000人の児童がDVを目撃しているという事実に触れ、クリスマスプレゼントを開く女の子の後ろで両親の喧嘩がエスカレートしている状況を映している。Refugeでは、毎日3,300名の女性と児童を支援している。

オーストラリア政府も家庭内暴力が子どもに及ぼす影響を調査している。オーストラリア家族研究所(The Australian Institute of Family Studies)の調査報告書から、暴力のある家庭で育った若者は他の虐待も受けている可能性が高いこと、問題行動、中退、認知発達や精神的、身体的健康が損なわれるリスクがあること、そしてホームレスのリスクが高まるなどが分かっている。この報告書について、所長は「調査結果は、虐待とDVが重なっており、累積された影響が表れている」とコメントしている。

韓国政府の女性家族部では、DVの再犯や世代間連鎖を防ぐ目的で、2006年からDV加害者に対する矯正・治療プログラム支援が行われている。専門家の給与、場所や機材のレンタル代、材料費、参加者の宿泊交通費などに対して政府の支援金が支払われており、2012年の時点で、120か所でプログラムが提供されている。プログラムの事後評価も運営指針に含まれており、女性家族部にデータが収集される仕組みとなっている。韓国の現状を示す資料として、京畿道家族女性研究院報告書の該当部分および、韓国政府の組織図を共同研究者の丁が翻訳したので、それらを「資料」として添付する。

こうした海外の状況を見ると、日本のDVおよび児童の曝露に関する対策は遅れていると感じる。海外の取り組みを取り入れる試みも多くあるが、その経緯や評価についてだけでなく、最新の情報も収集する必要があるだろう。例えば、海外で実証されたDV予防プログラムなどに関する報告書が日本で検討され、プログラムが導入される頃には、他のもっと有効なプログラムが開発されているということも有り得る。日本国内の調査や研究によりエビデンスが示され、それに対応する取り組みを検討して海外から取り入れることができれば、適切な日本独自の対策を立てられるのではないかと思う。

(山邊 沙欧里)

## 5. 韓国の現状を示す資料

### 『京畿道家庭暴力加害者の矯正・治療プログラムの運営現状及び改善方法に関する研究』

研究責任者 アン テユン

共同研究者 李 サラ

2013年

16頁～21頁（財）京畿道家族女性研究院

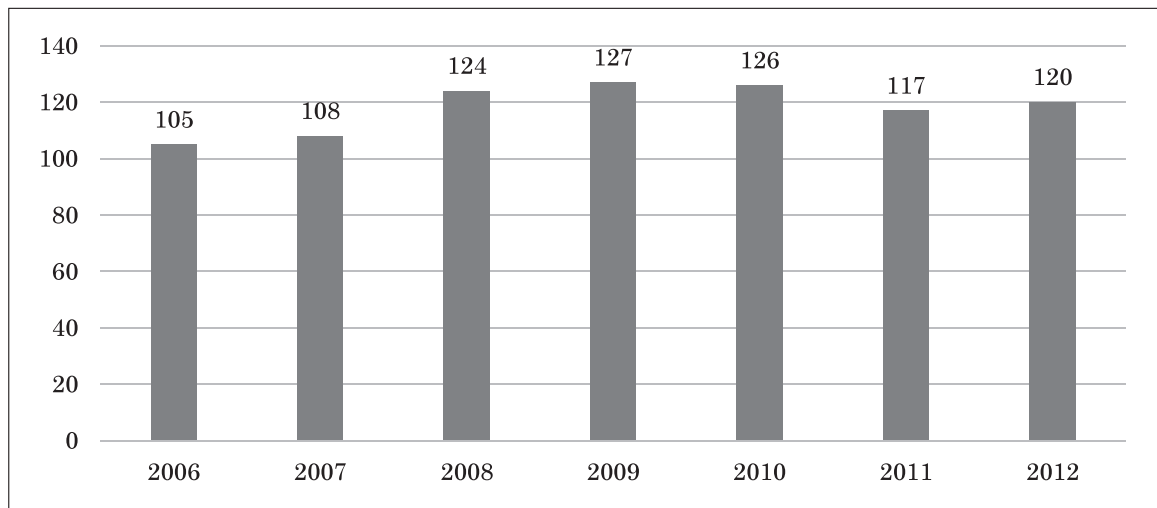
翻訳 丁泰熙（子どもの虹情報研修センター）

## 第2章 理論的考察及び政策の現状

### 4. 家庭内暴力<sup>1</sup>加害者の矯正・治療プログラム政策の現状

女性家族部は、常習・繰返し・世代間連鎖という特徴をもつ家庭内暴力加害者に対して、その性質と行動の矯正を行うことで家庭内暴力の再発を防止することを目的に、2006年から家庭内暴力相談所に対して家庭内暴力加害者の矯正・治療プログラムの支援を行っている。2012年家庭内暴力加害者の矯正・治療プログラムの運営機関として選定された家庭内暴力相談所の数は120か所であり、年度別の推移をみると2005年105か所、2009年には127か所まで増加したが、2010年には減少傾向をみせ、最終的に2012年には120か所であった。(図2-1参照)。

<図2-1>家庭内暴力加害者の矯正・治療プログラムの運営機関として選定された家庭内暴力相談所



資料：女性家族部ホームページ (www.mogef.go.kr)

相談所に対する支援の内容は、専門家による相談と心理治療などのための講師料及び相談料、グループ相談<sup>2</sup>などのための場所、機材のレンタル料及び材料費、夫婦キャンプの運営に必要な宿泊費と交通費である。

家庭内暴力加害者の矯正・治療プログラムの対象となる家庭内暴力加害者は以下のとおりである。

#### 一 「家庭内暴力犯罪の処罰等に関する特例法」における

- ・ 検察の相談条件付きの起訴猶予者 (同法律 第9条の2)
- ・ 保護観察などに関する法律に基づく受講命令処分を受けた者 (同法律第40条第1項第4号)
- ・ 家庭保護事件の中で裁判所による相談委託処分を受けた者 (同法律第40条第1項第8号)
- その他警察など関連機関の依頼、相談過程において勧誘した者 (本人が同意書を提出した者)

1 「家庭内暴力」を韓国では「家庭暴力」と言っているが、家庭内暴力に和訳している。

2 本文の集団相談をグループ相談に翻訳している。

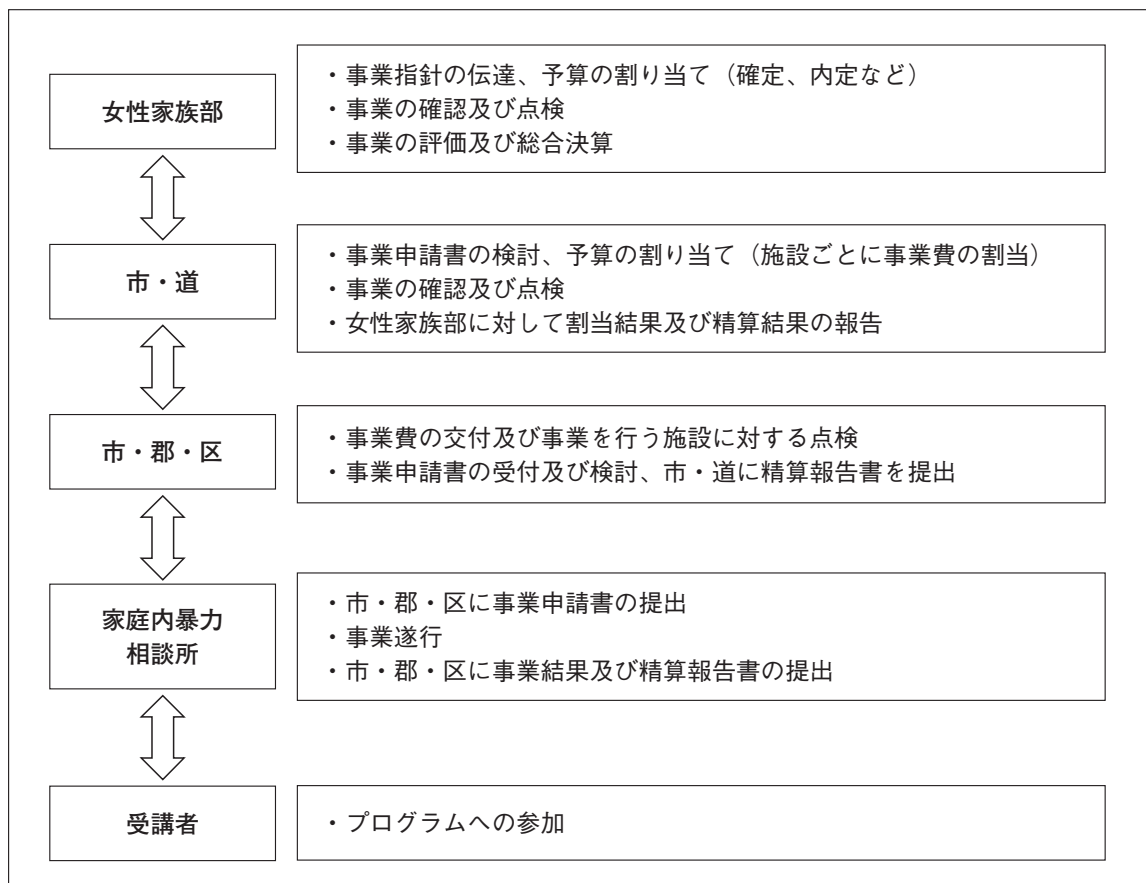
矯正・治療プログラムの推進体制をみると、女性家族部は事業指針を出し、市<sup>3</sup>・道に予算を割りあてる。事業の実施後、事業に対する評価及び総合決算を行う。

市・道は相談所の事業申請書を検討し相談所ごとに事業費を割りあてて、その結果と精算の結果を女性家族部に報告する。

市・郡・区は相談所の事業申請書を受け付けて市・道から受けた事業費を相談所へ交付し施設の点検を行う。

各相談所は市・郡・区に事業を申込み、事業の後、その結果と精算報告を市・郡・区に対して行う。

○矯正・治療プログラムの推進体制



資料：女性家族部（2013）「2013 女性・児童権益増進事業の運営指針」

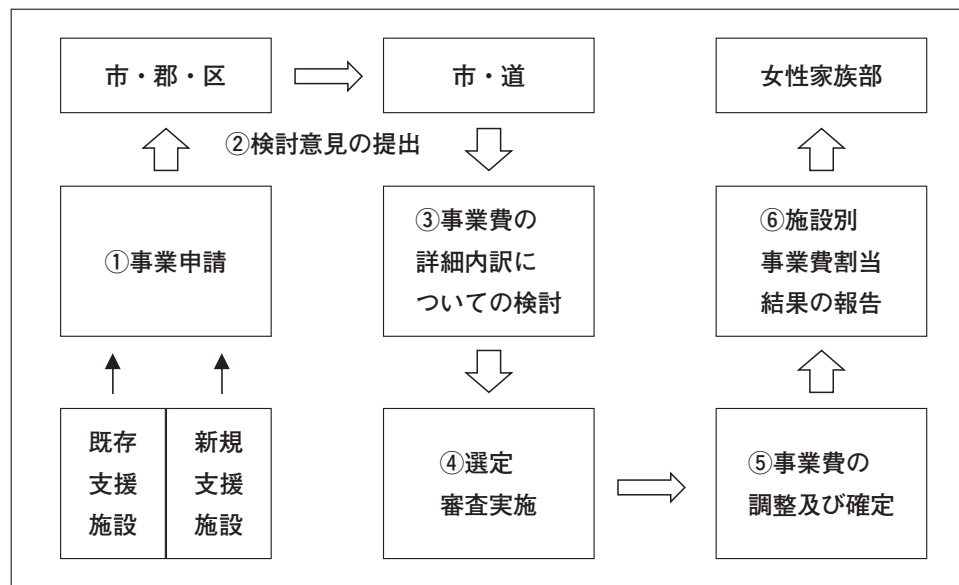
3 「市・道」の「市」は政令市をいう。



事業費の割当の手続きは以下のとおりである。

- ① 事業申請：家庭内暴力相談所は管轄する市・郡・区に加害者プログラムを申請する。
- ② 事業申請書の検討及び市・道へ提出：市・郡・区に申し込まれた申請書に検討後の意見を付け加えて市・道に事業申請書を提出する。
- ③ 事業費の詳細内訳の検討：市・道は受け付けた申請書の詳細内訳が事業別の基準単価と一致するかを事前に検討する。
- ④ プログラム別事業を行う施設の選定
  - ・ 審査主体：市・道が直接行うか、市・道が民間の専門家が参加する委員会を構成し行う（家庭関連の既存の委員会を活用）。
  - ・ 審査方法：審査表に基づき採点を行う
- ⑤ 施設別の事業費の調整及び確定：審査結果に基づいて事業費の調整及び確定。
- ⑥ 事業費の査定結果の報告及び事業費の交付：市・道は確定した施設別事業費の割当結果を女性家族部に報告し、市・郡・区に事業費を交付する。
- ⑦ 事業の遂行：相談所は市・郡・区から事業費を受けて事業を行う。

○事業申請及び事業費割当の手続き



資料：女性家族部（2013）「2013 女性・児童権益増進事業の運営指針」

女性家族部は以下のような標準運営モデルを提示し、これらを基準に各相談所の条件に合わせて運営できるようにしている。

○標準運営モデル

区分	プログラム運営の標準モデル	備考
相談場所	・関連法律における設置基準に適合する場所	
専門の講師	・相談対象者10人基準、4人以上を確保 (5人が増加するごとに1人を追加確保) ・グループ相談における主な進行者はできる限り男女1人ずつ構成	男女進行者間の均等な権限の行使
運営の頻度	・週1回、20回を基準 ・個別相談(夫婦相談) 1回1時間前後:40分以上 ・グループ相談(夫婦グループ相談) 1回2~4時間:90分以上	信頼感と凝集力の構築に影響を与える
グループ構成の原則	・加害者の性別、年齢、知的能力、家庭内暴力の形態などを考慮し構成	ノアの箱舟原則 <sup>4</sup>
グループの規模	・8~10人を原則 - 相談所ごとに全体の需要を踏まえて構成し、構成員の欠席、途中脱落も考慮する	グループ構成員同士の相互作用と満足度に影響する
グループの開放と閉鎖	・スタートから終了まで同じ構成員を維持するか、途中で新しい構成員を受け入れるかによって区分 - 閉鎖型グループの原則 - 需要が多くない相談所の場合少数の人数でスタートし新規の参加希望者が発生した際に追加していく開放型の活用可能	・参加と親密性、構成員同士の相互作用に影響を与える
受講者中心の運営	・相談の対象者の仕事、育児、家事を踏まえて夜間・祝日を利用した相談を進める ・夫婦相談、夫婦グループ相談では相談の対象者が子どもを連れてくる場合に相談を受ける側の人々がベビーシッターの機能を行う	・休みは土曜日、日曜日と祝日及び国が認めた臨時休日のみ ・夜間相談は18時以降相談を始めた場合
危機対応	・相談に対する拒否、乱暴な言動などによってコントロールが不可能な場合など - 事前に行う契約の時に非暴力を明確に明示 - 警察との連絡網を構築 - 相談を中断し、依頼元の裁判所・検察に通報	
運営前の契約	・相談対象者と事前に契約を結ぶことでお互い期待・義務・責任を明示する - 家庭内暴力の根絶、夫婦間の意気投合など	相談所・専門講師の役割と責任、対象者の義務などを事前に明確にするため
介入理論モデル	・女性主義と認知行動モデル - 対象者が暴力に対する責任をもつとともに非暴力的な代替技術を取得することで暴力を振るわないようにする	
相談記録の管理	・対象者ごとに 担当する専門講師を指定 - 1つのファイルで時系列にまとめる	
事後評価	・各相談所は運営プログラムに対して事後評価を実施するとともにその結果を報告書と一緒に提出する - 事業費の割り当てに反映	

資料：女性家族部（2013）「2013 女性・児童権益増進事業の運営指針」

4 「ノアの箱舟原則とは、ソーシャルワーカーがグループを構成する際に特定の性、ライフスタイルなどの特性を有する者だけを選ばないように注意しなければならないことを意味する。他の構成員と区別できる特性のある者は集団の犠牲者になる可能性が高いからである」としている。

## 5. 京畿道家庭内暴力加害者の矯正・治療プログラムに対する支援の現状

京畿道は女性家族部の「女性・児童権益増進事業の運営指針」に基づいて家庭内暴力加害者の暴力行為の矯正・治療、再発防止のために家庭内暴力加害者の矯正・治療プログラムを支援している。プログラムの参加対象は「家庭内暴力の処罰等に関する特例法」に基づいて裁判所による相談委託処分を受けた者、検察の条件付き起訴猶予者（義務のある対象者）及び相談員の勧誘により一時的に参加した者である。事業費は国費70%、京畿道負担15%、市負担が15%で構成されていて2013年の総事業費は21か所の相談所に対して約4億6千万ウォンである。

<表2-5> 家庭内暴力加害者の矯正・治療プログラムの運営に対する予算（2013）

単位：ウォン

区分	相談所数	事業費			
		計	国費	道負担	市郡負担
本庁	16	約3億5365万 (約3425万円)	約2億4755万 (約2398万円)	約5304万 (約513万円)	約5304万 (約513万円)
北部	5	約1億563万 (約1514万円)	約7394万 (約716万円)	約1584万 (約153万円)	約1584万 (約153万円)
計	21	約4億5928万 (約4449万円)	約3億2150万 (約3114万円)	約6889万 (約667万円)	約6889万 (約667万円)

資料：京畿道女性家族課「主要業務現状」（2013年7月1日基準）

注1）為替レートは2016年3月24日を基準にしている。

プログラムの運営予算は、2011年約5億9千万ウォンから2012年約4億3千万ウォンへ約26%減少し、2013年には前年度より5.5%増加している。

<表2-6> 家庭内暴力加害者の矯正・治療プログラムの運営予算（2011-2013）

単位：ウォン

区分	2011	2012	2013	計
本庁 (実際の支援金)	約4億7220万 (約4574万円)	約3億3514万 (約3246万円)	約3億5365万 (約3425万円)	約11億6100万 (約1億1247万円)
北部 (実際の支援金)	約1億1828万 (約1145万円)	約1億 (約968万円)	約1億563万 (約1023万円)	約3億2391万 (約3137万円)
合計 (実際の支援金)	約5億9048万 (約5720万円)	約4億3514万 (約4215万円)	約4億5928万 (約4449万円)	約14億8491万 (約1億4385万円)

資料：京畿道女性家族課「主要業務現状」（2013年7月1日基準）

注1）為替レートは2016年3月24日を基準にしている。

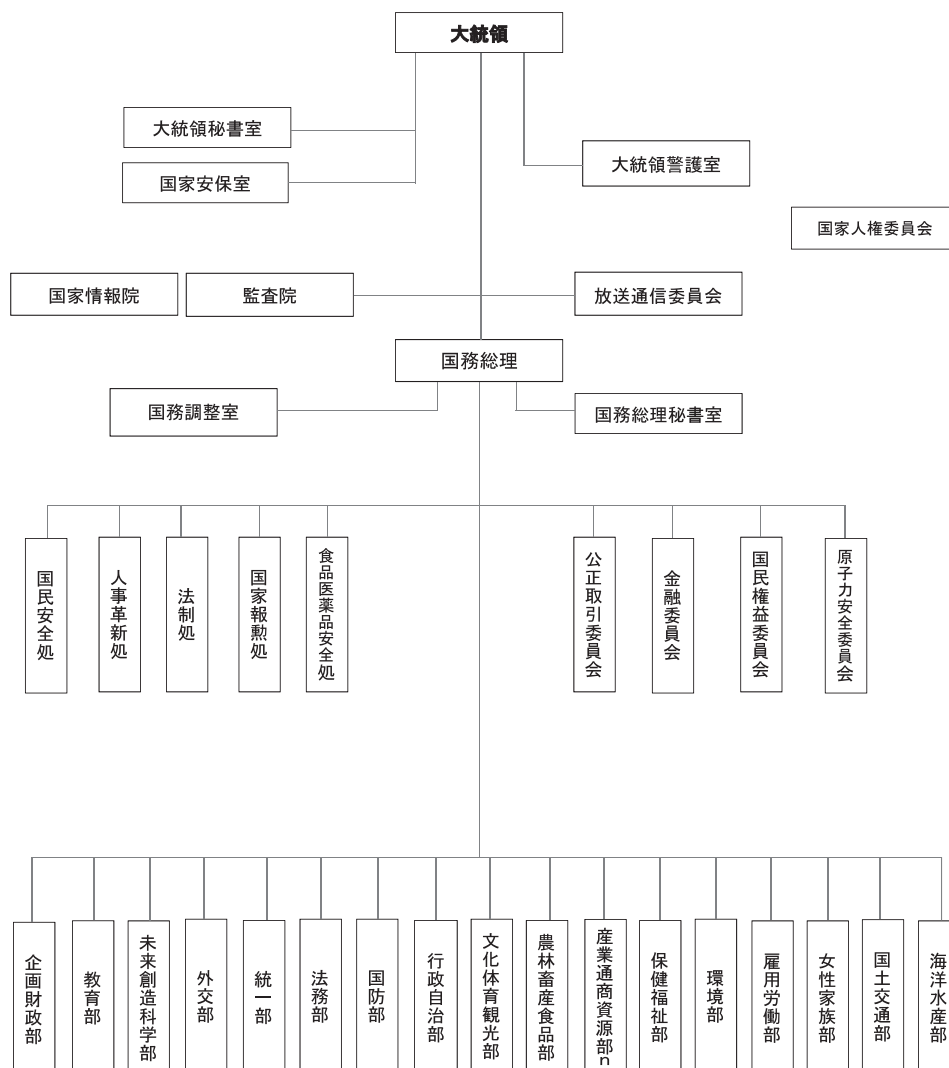
2012年家庭内暴力加害者の矯正・治療プログラムへの支援は、22か所の相談所において1424件のプログラムと760人の参加者に対して支援を行った。2013年には21か所の相談所の2172件のプログラムと596人の参加者に対して支援を行う計画である。

<表 2 - 7 > 2012年2013年家庭内暴力加害者の矯正・治療プログラムへの支援

区分	相談所の数	参加者数	プログラム数
2012	22	760	1424
2013	21	595	2172

注：2013年の参加者及びプログラムの数は計画書における数値である。

### 韓国の政府組織図



青瓦台（チョワンデ）韓国大統領官邸HPより 丁泰熙 作成

## V. まとめ

本報告書は、児童虐待に関する文献研究という立場から「DV家庭の問題」を取り上げることとし、収集した文献を、おもにはDV被害者の観点、及び加害者の観点から捉えたものに分けて整理した。また、DVが存在する（存在した）家族における児童虐待死亡事例についても検討した。

あらためてその結果を振り返って見ると、まず第一に、わが国においても相当数の文献が著されてはいたが、先行研究や先行論文として諸外国の成果から学びつつ種々の調査等を行い、まとめているものが少なくなかったように思われる。

そうした状況もふまえ、本報告書では、「DVの目撃」という観点から、アメリカを中心に海外の文献についても収集を試みた。ここでいう「DVの目撃（witnessing of domestic violence）」とは、（米政府が運用する情報サイトChild Welfare Information Gatewayにより）「子どもが、家族の身体的負傷や所有物の破損などの余波に気づくことを含め、家庭内の暴力を聞く、見る、推測した場合」を意識したものである。文献数は非常に多く、必ずしも十分なものとはならなかったが、特徴的な点を意識して整理した。

こうした研究の中で、気づいたこと、考えさせられたことをいくつか述べて、まとめに替えたい。

一つは、すでに2000年代初頭には、DVの特徴や本質、また援助における留意事項なども含めたアメリカなどの先行研究が翻訳、紹介され、わが国においても種々の研究がなされているとはいえ、児童虐待を扱う現場においては、現時点においてもそれらが必ずしも浸透していない可能性があるという点だ。国や自治体が行った児童虐待死亡事例の検証結果をみると、DVの理解が表層的なものにとどまっており、本質的な理解がなされないままアセスメントがなされ、若しくはなされていないと思われる事例が、しばしば見受けられるように思われる。

ただし、その背景には、単なる理解不足というだけでなく、夫婦間に生まれているDV関係を把握することの難しさがあるように感じられる。すなわち、児童福祉援助機関にとって、児童自身の暴力被害、身体的、心理的な状態の把握等については十分注意を払うべき事項であったとしても、さらに進んでDV被害を直接調査し、確認するのはハードルが高く、周囲からの情報に依存せざるを得ない場合が多いという事情があろう。

さらに、厚生労働省の専門委員会第7次報告で、『身体的暴力』や『暴言』などの有無によりDVの有無を捉えようとしており、『支配－被支配』といった関係性の病理という視点に基づく情報収集やアセスメントを行っていなかった」と述べられているように、仮に「何月何日に、父から母への暴力があった」といったことが分かったとしても、「暴力の有無」に頼っているだけでは、「関係性の病理」を正しく判断することは難しい。言葉を換えれば、関係性の病理を把握することの難しさが、アセスメントを「暴力の有無」というわかりやすさのみ委ね、矮小化されているとも言えるのではないだろうか。したがって、DV関係の有無を判断するためには、たとえば経済面についても、単に貧しいか否かといった経済状態に関心を向けるだけでなく、家計がどのように管理されているのかについて注意を払う、あるいは家族内でのものごとの決まり方であるとか、夫婦の会話（もしくは口論）のありようなどにも注目し、「支配－被支配」の関係の有無やその状態を広く検討しなければならないのではないだろうか。



こうした取り組みは、それほど簡単ではないが、DV家庭にいる子どもへの影響は、身体的にも心理的にも多岐にわたり、母子相互の関係も含めて複雑かつ深刻な様相を呈していることが、本研究によって明らかとなった。こうした深刻さをふまえると、援助機関は、夫婦関係をどのように見極めればいいのかについてさらに研鑽を積み、家族の関係性、心理構造や力動までも見据えた分析を行うこと、換言すれば、従来よりも一段高いレベルでの深く正確なアセスメントが求められているといえるのではないだろうか。

DVのある家族における子どもの状況を分析するには、たとえば、(春原,2011)が「DVに子どもが巻き込まれる構造」として提示した7つのパターン(表Ⅳ-1-4参照)なども参考になる。こうした研究等もふまえながら、個々のエピソードを集積しつつ、それらをまとめ、評価してDV関係を浮き彫りにし、DV家族の構造や特性、関係性のバリエーションなどを具体的に、またより深く理解していく努力を続けることが重要であろう。

さて、児童虐待の問題において最も根本的なテーマは、虐待の加害者を出さないことであり、仮に児童虐待が発生した場合には、加害者が虐待を繰り返さないよう支援していくことであろう。この点はDVの場合にも基本的に共通すると考えられる。ただし、DV加害者に対する支援に関しては、決して十分とは言えず、榊原・打越(2015)は「未だ課題はあるが、暴力の再発防止のために、加害者更生プログラムの受講を義務づける命令の実現を検討する段階にあらう」と指摘している。

ところで、児童相談所における児童虐待対応件数を種類別にみると、直近の平成25年度及び平成26年度では、心理的虐待が最も多くなっており<sup>\*1</sup>、この要因として、いわゆるDVの目撃(正確に言えば「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」)の増加が挙げられている。この点については、全国児童相談所長会が行った桜山他(2014)「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」<sup>\*2</sup>で、心理的虐待を「DV目撃」と「DV目撃以外」の2つに分類して分析しており、その比率は「DV目撃」47.7%、「DV目撃以外」が52.3%となつてほぼ二分されるとの結果であった。この結果をふまえ、報告書は、「心理的虐待は、児童相談所における虐待対応件数の中でも、近年特にその件数を大きく伸ばしているが、その理由の一つに、『DV目撃』が加わったことが影響していることが示唆されたと言える」と指摘している。したがって、児童相談所における児童虐待対応において、心理的虐待、特に「DV目撃」について検討することは不可欠であると思われるが、今回の研究では十分には文献を見つけることができず、こうした角度からの研究は、未だ十分であるとは言えないように思われた。

本研究は、文献の収集や分析等の点で、必ずしも十分なものではなかったが、ここまでの検討に限って言えば、わが国の「DV家庭における児童虐待」、また「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」という心理的虐待への取り組みは、まだまだ途上にあると言わざるを得ない。

今後は、援助の具体的な実践事例を蓄積し、そこから学びつつ、DVそのものについての研究も睨みながら、DVと児童虐待の関連性や、DV家庭における児童虐待問題への対応についてさらに検討を加えていくことが望まれる。

---

\*1 厚生労働省「福祉行政報告例」による。

\*2 調査は、平成25年4月1日から5月31日の間に全国の児童相談所が児童虐待相談として受理(再受理を含む)した全ての事例について、平成25年9月1日時点における状況を、各事例の担当児童福祉司が調査票に回答する形で行われ、回収率は100%であった。

## VI. 引用・参考文献

### <III>

- DV問題研究会 (2006)『Q&A DVハンドブック—被害者と向き合う方のために 改訂版』ぎょうせい
- 原田恵理子 (2006)「DV法の成立・改正と被害者支援策の課題」社会政策学会誌15, pp.81-92.
- 本田弘子 (1993)「駆け込み寺と女性問題」日本法政学会政論叢29, pp.94-103.
- 久武綾子・若尾典子・吉田あけみ (1997)『家族データブック—年表と図表で読む戦後家族』有斐閣
- 山田秀雄編著 (2001)「Q&Aドメスティック・バイオレンス法 児童虐待防止法 解説」三省堂
- 米山奈奈子 (1996)「暴力被害女性が抱える問題と回復援助：暴力被害女性民間シェルター運営の試みから」東海大学健康科学部紀要 2, pp.105-112.

### <IV-1>

- Bancroft, L., & Silverman, J. G. (2002) The Batterer as Parent: Addressing the Impact of Domestic Violence on Family Dynamics. 幾島幸子 (訳) (2004)『DVにさらされる子どもたち：加害者としての親が家族機能に及ぼす影響』金剛出版
- Bancroft, L. (2004) When Dad Hurts Mom: Helping Your Children Heal the Wounds of Witnessing Abuse. 白川美也子・山崎知克 (監訳) (2006)『DV・虐待にさらされた子どものトラウマを癒す：お母さんと支援者のためのガイド』明石書店
- チルドレン・ソサエティ 著、堤かなめ 監修 (2005)『虐待とドメスティック・バイオレンスのなかにいる子どもたち—ひとりぼっちじゃないよ』明石書店
- 藤田景子 他 (2008a)「低出生体重児を出産した母親とドメスティック・バイオレンス (DV) との関連」日本新生児看護学会誌 14 (2), 6-14.
- 藤田景子 他 (2008b)「子宮内胎児発育遅滞 (IUGR) 児を出産した母親とドメスティック・バイオレンス (DV) の関連」子どもの虐待とネグレクト 10 (1), 35-44.
- 古市志麻 他 (2009)「DVにさらされた兄弟へのプレイセラピー」武蔵野大学心理臨床センター紀要 9, 33-45.
- グロー・ダーレ 作、スヴァン・ニーフース 絵、大島かおり・青木順子 共訳 (2011)『パパと怒り鬼—話してごらん、誰かに』ひさかたチャイルド
- 春原由紀 編著 (2011)『子ども虐待としてのDV—母親と子どもへの心理臨床的援助のために—』星和書店
- 春原由紀 他 (2008)「DVに曝された子どもたちへの援助—コンカレントプログラムの実践—」武蔵野大学心理臨床センター紀要 8, 19-61.
- 春原由紀 他 (2009)「ドメスティック・バイオレンスに曝された母子に対する同時並行グループプログラムの試み (その2)—子どもグループについて—」子どもの虐待とネグレクト 11, 81-89.
- 平川和子 (2003)「民間シェルターを利用したDV被害女性の健康に関する実態調査」厚生科学研究費時補助金 (子ども家庭総合研究事業) DV被害者における精神保健の実態と回復のための援助の研究 (主任研究者：小西聖子) 平成14年度研究報告書, 508-541.
- 細井政雄 (2008)「家庭内暴力等からの緊急的保護を要する母・子への支援システム構築に関する研究」平成11年度～13年度 科学研究費補助金 (基礎研究 (B) (2)) 研究成果報告書
- 井上摩耶子 他 (2014)「DV家庭で育つ子どもたち：フェミニストカウンセリングの現場から」世界人権問題研究センター研究紀要 19, 187-214.
- 石井朝子 他 (2007)「被害母子に対する治療介入技法に関する調査研究」「実践的支援のためのDV被害者のメンタル

- ヘルス研究」厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）家庭内暴力被害者の自立とその支援に関する研究（主任研究者：石井朝子）平成17～18年度通年度 総合研究報告書，13-42.
- 岩瀬久子（2005）「北米におけるドメスティック・バイオレンス研究の軌跡—DVと子どもへの影響を視野に入れて—」奈良女子大学人間文化研究科年報 20，379-390.
- 岩瀬久子（2013）「女性のためのシェルターにおけるDV被害を受けた子どもへの支援—スイスのシェルター，マリナープレリの『私の青いノート』の紹介—」子どもの虐待とネグレクト 15（3），336-345.
- 加茂登志子（2010）「ドメスティック・バイオレンス被害母子の養育再建と親子相互交流療法（Parent-Child Interaction Therapy：PCIT）」精神誌 112（9），885-889.
- 加茂登志子（2007）「DV被害を受けた母子への治療プログラム研究—集団療法の適応可能性の検討—」厚生労働科学研究費補助金（子ども総合家庭研究事業）母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもに被害がおよぼす中中期的影響の調査および支援プログラムの研究（主任研究者：金吉晴）平成18年度 総括・分担研究報告書，9-29.
- 加茂登志子 他（2006）「DV被害を受けた母子への治療プログラム研究」厚生労働科学研究費補助金（子ども総合家庭研究事業）母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもに被害がおよぼす中中期的影響の調査および支援プログラムの研究（主任研究者：金吉晴）平成17年度 総括・分担研究報告書，23-33.
- 加茂登志子 他（2007）「DV被害を受けた母子へのフォローアップ研究（2）—DV被害が母親の状態把握に及ぼす影響に関する検討—」厚生科学研究費助成金（子ども家庭総合研究事業）母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもに被害がおよぼす中中期的影響の調査および支援プログラムの研究（主任研究者：金吉晴）平成18年度 総括・分担研究報告書，47-56.
- 廉田千里 他（2002）「周産期に実施しているDV被害女性と児へのサポートの現状」子どもの虐待とネグレクト 4（1），178-183.
- 笠原麻里 他（2005）「Domestic Violenceに曝される子ども達の精神医学的問題に関する研究」厚生労働科学研究費補助金（子どもと家庭に関する総合事業）母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもへの心理的支援のための調査（主任研究者：金吉晴）総括・分担研究報告書，59-66.
- 笠原麻里 他（2006）「DVに曝されて育つ子どもの精神発達に関する研究」厚生科学研究費助成金（子ども家庭総合研究事業）母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもに被害がおよぼす中中期的影響の調査および支援プログラムの研究（主任研究者：金吉晴）平成17年度 総括・分担研究報告書，46-51.
- 笠原麻里 他（2007）「DVに曝されて育つ子どもの精神発達に関する研究」厚生科学研究費助成金（子ども家庭総合研究事業）母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもに被害がおよぼす中中期的影響の調査および支援プログラムの研究（主任研究者：金吉晴）平成18年度 総括・分担研究報告書，65-78.
- 笠原麻里 他（2008）「DVに曝されて育つ子どもの精神発達に関する研究」厚生科学研究費助成金（子ども家庭総合研究事業）母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもに被害がおよぼす中中期的影響の調査および支援プログラムの研究（主任研究者：金吉晴）平成17～19年度 総合研究報告書，204-208.
- 片山美穂 他（2007）「妊婦の中のDV（Domestic violence）被害者の発見と支援の取り組み」産婦人科の実際 56（9），1401-1406.
- 金吉晴 他（2003）「公立一時保護施設における配偶者等からの暴力被害女性および同伴児童の精神健康状態の報告」厚生科学研究費助成金（子ども家庭総合研究事業）母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもへの心理的支援のための調査（主任研究者：金吉晴）平成14年度研究報告書，351-356.
- 金吉晴 他（2005）「DV被害を受けた女性とその児童の精神健康調査」厚生科学研究費助成金（子どもと家庭に関する総合事業）母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもへの心理的支援のための調査（主任研究者：金吉晴）総括・分担研究報告書，5-28.
- 金吉晴 他（2006）「DV被害を受けた母子へのフォローアップ研究」厚生科学研究費助成金（子ども家庭総合研究事業）



- 母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもに被害がおよぼす中中期的影響の調査および支援プログラムの研究（主任研究者：金吉晴）平成17年度 総括・分担研究報告書， 8-22.
- 金吉晴 他（2007）「DV被害を受けた母子へのフォローアップ研究（1）—3か月後の精神的健康・行動・生活と母子相互作用の変化に関する検討—」厚生科学研究費助成金（子ども家庭総合研究事業）母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもに被害がおよぼす中中期的影響の調査および支援プログラムの研究（主任研究者：金吉晴）平成18年度 総括・分担研究報告書， 30-46.
- 金吉晴 他（2008）「DV被害を受けた母子へのフォローアップ研究—1年後の精神的健康・行動・生活と母子相互作用の変化に関する検討—」厚生科学研究費助成金（子ども家庭総合研究事業）母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもに被害がおよぼす中中期的影響の調査および支援プログラムの研究（主任研究者：金吉晴）平成17～19年度 総合研究報告書， 142-203.
- 小西聖子（2002）「被害母子の精神医学的・心理学的評価と対策研究」厚生科学研究費助成金（子ども家庭総合研究事業）DV被害者における精神保健の実態と回復のための見援助の研究（主任研究者：小西聖子）平成13年度研究報告書， 9-28.
- 小西聖子 他（2003）「被害母子の精神医学的・心理学的評価と対策研究1）ドメスティック・バイオレンス被害者のメンタルヘルス調査」厚生科学研究費時補助金（子ども家庭総合研究事業）DV被害者における精神保健の実態と回復のための援助の研究（主任研究者：小西聖子）平成14年度研究報告書， 472-480.
- McFarlane, J. et al. (1996a) Abuse During Pregnancy Association with Maternal Health and Infant Birthweight. *Nursing Research*. 45, 32-7.
- McFarlane, J. et al. (1996b) Physical Abuse, Smoking and Substance Abuse During Pregnancy Prevalence, Interrelationships and Effects on Birthweight. *J. Obstet. Gynecol. Neonatal Nurs.* 25, 313-20.
- 三村保子・力武由美（2008）「ドメスティック・バイオレンス（DV）のある家庭に育った子どもの援助に関する一考察」西南女学院大学紀要 12, 141-148.
- 三村保子・力武由美（2010）「ドメスティック・バイオレンス（DV）のある家庭に育った子どもの支援」西南女学院大学紀要 14, 233-239.
- 森田展彰 他（2009）「ドメスティック・バイオレンスに曝された母子に対する同時並行グループプログラムの試み（その1）—プログラムの概要と子どもに関する有効性—」子どもの虐待とネグレクト 11, 69-80.
- 森田展彰（2010）「ドメスティックバイオレンスと児童虐待—被害を受けた母子と加害男性に対する包括的な介入—」臨床精神医学 39（3）， 327-337.
- 元村直靖 他（2006）「学校におけるDV家庭に育つ子どもへの支援に関する研究」厚生労働科学研究費補助金（子ども総合家庭研究事業）母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもに被害がおよぼす中中期的影響の調査および支援プログラムの研究（主任研究者：金吉晴）平成17年度 総括・分担研究報告書， 52-63.
- 元村直靖 他（2007）「学校におけるDV家庭に育つ子どもへの支援に関する研究」厚生労働科学研究費補助金（子ども総合家庭研究事業）母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもに被害がおよぼす中中期的影響の調査および支援プログラムの研究（主任研究者：金吉晴）平成18年度 総括・分担研究報告書， 57-64.
- 村本邦子（2013）「DVと子ども」子どもの心と学校臨床 8， 52-59.
- 武藤裕子 他（2010）「婦人保護施設・一時保護所における児童と親のニーズと支援に関する調査研究」財団法人子ども未来財団 平成21年度 児童関連サービス調査研究等児童報告書
- 妙木浩之 他（2007）「ドメスティック・バイオレンスが子供の心的世界に及ぼす影響について—主にその外傷的指標—」明治安田こころの健康財団研究助成論文集 43, 117-124.
- 永末貴子 他（2007）「ドメスティックバイオレンス被害児童の暴力の実態と精神健康」ストレス科学 21（4）， 233-242.

- 中澤直子 他 (2005) 「妊産婦に対するドメスティック・バイオレンス (DV) の実態調査—乳幼児虐待防止への手がかりとして—」 子どもの虐待とネグレクト 7 (1), 75-82.
- 大原美知子 他 (2009) 「ドメスティック・バイオレンスに曝された母子に対する同時並行グループプログラムの試み(その3)—母親の回復過程について—」 子どもの虐待とネグレクト 11, 90-97.
- 大瀧亜由梨 (2004) 「ドメスティック・バイオレンス環境が子どもにもたらす影響について」 武蔵野心理臨床センター 紀要 4, 1-12.
- 奥山眞紀子 他 (2007) 「被害児童への治療・ケアのあり方に関する研究」 厚生労働科学研究費補助金 (子ども家庭総合研究事業) 家庭内暴力被害者の自立とその支援に関する研究 (主任研究者: 石井朝子) 平成16~18年度 総合研究報告書, 59-140.
- Parker, B. et al. (1994) Abuse During Pregnancy Effects on Maternal Complications and Infant Birthweight in Adult and Teen Woman. *Obste. Gynecol.* 841, 323-8.
- プルサルハ (2015) 『子どもの気持ちを知る絵本② ボクの冒険のはじまり一家のケンカはかなしいけれど…』 ゆまに書房
- 白川美也子 (2004) 「国立病院機構天竜病院における被虐待児道の入院治療」 厚生労働科学研究費補助金 (子ども家庭総合研究事業) 被虐待児の医学的総合治療システムのあり方に関する研究 (主任研究者: 杉山登志郎) 平成15年度 研究報告書, 293-305.
- 鈴木仁史 他 (2011) 「DVが子どもの心的世界に及ぼす影響について」 現代のエスプリ 531, pp.24-36.
- 高島克子 (2004) 「両親間DVの目撃者としての子どもたちへの支援に関する研究—アタッチメント理論を巡って」 臨床教育学研究 11, 41-50.
- 特定非営利活動法人ウィメンズライツセンター (2005) 「ドメスティック・バイオレンスの家庭で育つ子どもへの支援に関する調査研究 報告書」
- 冨永良喜 (2005) 「DV被害家族・虐待被害児への心理的支援」 コミュニティ心理学研究 8 (1・2), 40-46.
- 友田尋子 他 (2000) 「ドメスティック・バイオレンス過程における女性と子どもの被害—DVと子どもの虐待の関連及び暴力の連鎖の実態について—」 財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
- 筒井孝子 他 (2013) 「婦人保護施策における『リスクとしての母子関係』に係る課題及び今後の支援のあり方に関する検討」 厚生労働科学研究費補助金 (政策科学推進研究事業) 女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究 (主任研究者: 森川美絵) 平成24年度 総括・分担研究報告書, 263-278.
- 渡邊佳代 (2010) 「DV・虐待被害にあった母子への支援をめぐる二〇年」 女性ライフサイクル研究 20, 62-69.
- 山本恒雄 他 (2009) 「DV問題に関連する児童虐待相談およびその通告に関する調査研究: 警察・婦人相談所と児童相談所との連携における課題について」 日本子ども家庭総合研究所紀要 46, 265-288.
- 山本恒雄 他 (2012) 「ヒアリング調査からみえる婦人相談所の相談保護支援ルートと同判児対応」 厚生労働科学研究費補助金 (政策科学推進研究事業) 女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究 (主任研究者: 森川美絵) 平成23年度 総括・分担研究報告書, 91-130.
- 山本恒雄 他 (2013) 「DV被害母子のケア・アフターフォロー及び児童福祉との連携の課題」 厚生労働科学研究費補助金 (政策科学推進研究事業) 女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究 (主任研究者: 森川美絵) 平成24年度 総括・分担研究報告書, 247-261.
- 柳田多美 (2011) 「DV被害が終わってからの母子への援助: PCIT (親子相互交流療法) の紹介」 大正大学カウンセリング研究所紀要 34, 36-46.
- 吉田訓子 他 (2013) 「胎児期に母が受けたDVが原因と思われる歯の異常が局所多数歯に生じた1例」 小児歯科学雑誌 51 (2), 187.



## <Ⅳ-2>

- Bancroft,L.& Silverman,J.G. (2002) The Batterer as Parent:Addressing the Impact of Domestic Violence on Family Dynamics, Sage Publications / 『DVにさらされる子どもたち 加害者としての親が家族機能に及ぼす影響』2004年 金剛出版 幾島幸子訳
- Day,A.,Chung,D.,O'Leary,P., & Carson,E. (2009) Paradigm for men who perpetrate domestic violence : An examination for the issues underlying the effectiveness of intervention programs. Journal of Family Violence,24:203-212 / 「ドメスティック・バイオレンスを犯す男性のためのプログラム：介入プログラムの有効性の背後に隠された問題に関する一考察」,アディクションと家族26 (3), 229-232,2010 (海外文献抄録)
- Dutton,D.G. w/Golant,S.K. (1995) The Batterer : a psychological profile, Basic Books,New York / 『なぜ夫は、愛する妻を殴るのか？バタラーの心理学』2001年 作品社 中村正訳
- Dutton,D.G. (2010) Abusive Personality / 『虐待的パーソナリティ』明石書店
- 古橋エツ子ほか (2012) 「虐待防止法の総合的研究-国際比較と学際領域のアプローチを軸に-最終報告書」2009-2011年度 日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究 (B)
- Harway,M. & O'Neil,J.M. (1999) What causes men's violence against woman?,Suge Publications / 『パートナー暴力 男性による女性への暴力発生メカニズム』, 鶴元春訳, 北大路書房, 2011年
- 法務総合研究所 (2003) 「ドメスティックバイオレンス (DV) の加害者に関する研究」 法務総合研究所研究部報告24
- 法務総合研究所 (2008) 「配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究」 法務総合研究所研究部報告40
- Jenkins,A. (1990) Invitations to Responsibility The therapeutic engagement of men who are violent and abusive,Dulwich Centre Publications / 『加害者臨床の可能性 DV・虐待・性暴力被害者に責任をとるために』,2014年,日本評論社
- 金井剛 (2012) 「虐待する親」 / 『加害者臨床』廣井亮一編 2012年 日本評論社
- 金井剛 (2009) 『福祉現場で役立つ子どもと親の精神科』明石書店
- 草柳和之 (2004) 『DV加害男性への心理臨床の試み 脱帽力プログラムの新展開』, 新水社
- 草柳和之 (2008) 『新版ドメスティック・バイオレンス 男性加害者の暴力克服の試み』, 岩波ブックレット
- Langrands,R.L.,Ward,T. & Gilchrist,E. (2009) Applying the good lives model to male perpetrators of domestic violence,Behavior Change,26 (2); 113-129 / 「ドメスティック・バイオレンス加害者に対するグッド・ライブス・モデルの適用」,アディクションと家族28 (4), 307-310,2012 (海外文献抄録)
- Lee,M.Y.,Uken,A.,Sebold,J.,Lehmann,P. & Simmons,C.A. (Eds.) (2009) Accountability for change :Solution-focused treatment of domestic violence offenders,Strength-Based Batterer Intervention - A New Paradigm in Ending Family Violence, p55-85,Springer Publishing / 「変化に対する説明責任：ドメスティック・バイオレンス加害者のための解決志向アプローチ」,アディクションと家族27 (1) ,64-68,2010 (海外文献抄録)
- Lee,M.Y.,Sebold,J. & Uken,A. (2003) Solution-Focused Treatment of Domestic Violence Offenders: Accountability for Change / 『DV加害者が変わる 解決志向グループ・セラピー実践マニュアル』玉真慎子・住谷祐子訳, 金剛出版 2012年
- Maruna,S. & Mann,Ruth (2006) A fundamental attribution error ? Rethinking cognitive distortions,Legal and Criminological Psychology,11;155-177 / 「基本的帰属錯誤なのか？認知の歪みを再考する」,アディクションと家族26 (1), 71-74,2009 (海外文献抄録)
- Miller,W.A. & Rollnick,S. (2002) Motivational Interviewing Preparing people for change (2nd ed.) The Guilford Press / 『動機づけ面接法 基礎・実践編』 松島義博, 後藤恵 (訳), 星和書店, 2007年
- 森田展彰 (2009) 「加害者更生の立場から - DV被害援助の一環としての加害者プログラムは有効に機能するか? -」 犯罪学雑誌75 (3), 65-70

- 森田展彰 (2010) 「ドメスティックバイオレンスと児童虐待－被害を受けた母子と加害男性に対する包括的な介入－」  
臨床精神医学39 (3), 327-337
- 森田展彰 (2013) 「ドメスティック・バイオレンスの加害者の理解と働きかけ」精神科23 (3), 345-352
- 森田展彰 (2015) 「子ども虐待を行う親に対する精神療法」精神療法41 (1), 25-31
- 森田ゆり (2001) 『ドメスティック・バイオレンス－愛が暴力に変わるとき』小学館
- 内閣府男女共同参画局 (2003) 「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」
- 内閣府男女共同参画局 (2004) 「配偶者からの暴力に関する加害者向けプログラムの満たすべき基準及び実施に関しての留意事項」
- 内閣府男女共同参画局 (2006) 「配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会報告書」
- 内閣府男女共同参画局 (2008) 「東アジアにおける配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究報告書」
- 中村正 (2001) 『ドメスティック・バイオレンスと家族の病理』作品社
- 信田さよ子 (2002) 『DVと虐待－「家族の暴力」に援助者ができること』医学書院
- 信田さよ子 (2010) 「カウンセリングセンターにおけるドメスティックバイオレンスへのアプローチ」臨床精神医学39 (3), 319-324
- 信田さよ子 (2012) 「DV加害者」／『加害者臨床』廣井亮一編 2012年 日本評論社
- 信田さよ子 (2014) 「DV加害者へのアプローチ－DV加害者更生プログラムの実践経験から－」保健の科学56 (1) 31-34
- ノルウェー大使館ホームページ[http://www.norway.or.jp/norwayandjapan/policy\\_soc/diversity/report\\_keikonakata/report2/#.VuRm9se2bCE](http://www.norway.or.jp/norwayandjapan/policy_soc/diversity/report_keikonakata/report2/#.VuRm9se2bCE)
- Pence,E.& Paymar,M. (1993) Education for men who batter The Duluth Model, Springer Publishing Company／『暴力男性の教育プログラム ドゥルース・モデル』, 波田あい子監訳 誠信書房 2004年
- RRP研究会 (2011) 「被害者支援の一環としてのDV加害者更生プログラム－RRP研究会ワークショップからの報告」平成22年度東京ウイメンズプラザDV防止等民間活動助成事業 NPO法人RRP研究会 ([http://www.rrpken.jp/info/images/RRP\\_workshop2010.pdf](http://www.rrpken.jp/info/images/RRP_workshop2010.pdf))
- RRP研究会 (2010) 「認知行動療法に基づく男性(父親)の暴力行動修正プログラムについて－加害者臨床の現場とオーストラリア調査からの報告－」独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」助成事業 NPO法人RRP研究会 ([http://www.rrpken.jp/info/images/RRP\\_houkokusyo2010.pdf](http://www.rrpken.jp/info/images/RRP_houkokusyo2010.pdf))
- RRP研究会 (2009) 「DV加害者が良き父になるために－ケアリンググッドプロジェクトに学ぶ－」独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」助成事業 NPO法人RRP研究会 ([http://www.rrpken.jp/info/images/RRP\\_houkokusyo2009.pdf](http://www.rrpken.jp/info/images/RRP_houkokusyo2009.pdf))
- 才田昌弘 (2004) 「DV加害者(バタラー)の治療、教育に関する研究 武蔵野大学心理臨床センター紀要 (4)
- Scott,K.L.& Crooks,C.V. (2004) Effecting change in maltreating fathers:Critical principles forintervention planning,Clinical Psychology:Science and practice,11 (1); 95-111／「虐待する父親への働きかけ：介入の原則」, アディクションと家族25 (4), 337-340,2009 (海外文献抄録)
- 妹尾栄一 (2010) 「日本はDV加害者にとっての「安全地帯」か－わが国と諸外国の動向－」臨床精神医学39 (3), 273-280
- 妹尾栄一 (2011) 「ニューフロンティアとしてのDV加害者アプローチ－被害者支援の一環を目指して－」臨床精神医学40 (5), 703-706
- 妹尾栄一 (2015) 「DV加害者へのアプローチ」精神療法41 (1), 53-56
- 多賀太・伊藤公雄・安藤哲也 (2015) 『男性の非暴力宣言 ホワイトトリボン・キャンペーン』岩波ブックレットNo.940
- 高田清恵 (2014) スウェーデンにおける児童虐待と女性への暴力に対する法制度, 琉大法学 (91) 1-22

高橋郁絵 (2012) 「DV加害者プログラムの実践—加害者臨床と被害者支援の接点として」／『加害者臨床』廣井亮一編 2012年 日本評論社

高野嘉之 (2010) 「DV加害者臨床における認知行動療法の理論と実践について」臨床精神医学39 (3), 287-300

特定非営利活動法人女性ヘルプネットワーク・福岡県新社会推進部男女共同参画課 (2009) 「DV加害者対策等に関する調査研究報告書」

Todd,N. (2010) The Invitations of irresponsibility : Utilizing excuses in counseling with men who have been abusive,Journal of Systemic Therapies,29 (2); 65-81／「DV加害者との協働的アプローチ：加害男性のカウンセリングにおける言い訳の活用, アディクションと家族30 (1), 73-75,2009 (海外文献抄録)

豊田正義 (2001) 『DV (ドメスティック・バイオレンス) -殴らずにはいられない男たち-』光文社新書

筒井隆志 (2010) 「配偶者暴力防止法の今後～制定後10年目を迎えて～」立法と調査No.310

山口のり子 (2001) 『DV (ドメスティック・バイオレンス) あなた自身を抱きしめて—アメリカの被害者・加害者プログラム』梨の木舎

### <Ⅳ-3>

Bancroft,L.& Silverman,J.G. (2002) The Batterer as Parent:Addressing the Impact of Domestic Violence on Family Dynamics, Sage Publications / 『DVにさらされる子どもたち 加害者としての親が家族機能に及ぼす影響』2004年 金剛出版 幾島幸子訳

川崎二三彦他 (2015) 「平成24・25年度児童虐待に関する文献研究『自治体による児童虐待死亡事例等検証報告書の分析』」子どもの虹情報研修センター

社会保障審議会児童部会・児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 (2008) 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について：社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第4次報告」

社会保障審議会児童部会・児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 (2009) 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について：社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第5次報告」

社会保障審議会児童部会・児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 (2010) 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について：社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第6次報告」

社会保障審議会児童部会・児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 (2011) 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について：社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第7次報告」

社会保障審議会児童部会・児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 (2012) 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について：社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第8次報告」

社会保障審議会児童部会・児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 (2013) 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について：社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第9次報告」

社会保障審議会児童部会・児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 (2014) 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について：社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第10次報告」

社会保障審議会児童部会・児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 (2015) 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について：社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第11次報告」

### <Ⅳ-4> ウェブページへの最終アクセスは全て2016年3月

Bancroft, L. & Silverman, J. G. (2002). *The Batterer as Parent:Addressing the Impact of Domestic Violence on Family Dynamics*. Sage Publications. / 『DVにさらされる子どもたち 加害者としての親が家族機能に及ぼす影響』2004年 金剛出版 幾島幸子訳

Bancroft L., Silverman, J.G. & Ritchie, D. (2012). *The Batterer as Parent:Addressing the Impact of Domestic Violence*

- on *Family Dynamics* (2nd ed.). SAGE Publications.
- Carpenter, G. L., & Stacks, A. M. (2009). Developmental effects of exposure to Intimate Partner Violence in early childhood: A review of the literature. *Children and Youth Services Review, 31* ( 8 ), 831-839.  
<[http://www.childwinesstoviolence.org/uploads/2/5/7/9/257929/developmental\\_effects\\_of\\_exposure\\_to\\_intimate\\_partner\\_violence\\_in\\_early\\_childhood.pdf](http://www.childwinesstoviolence.org/uploads/2/5/7/9/257929/developmental_effects_of_exposure_to_intimate_partner_violence_in_early_childhood.pdf)>
- Child Welfare Information Gateway. (2012). Child Witnesses to Domestic Violence.  
<<https://www.childwelfare.gov/pubPDFs/witnessdv.pdf> >
- Davidson, T. (1978). *Conjugal Crime*. New York: Ballantine books.
- Durose, M. R. et al. (2005). Family Violence Statistics: Including Statistics on Strangers and Acquaintances (US Department of Justice). <<http://www.bjs.gov/content/pub/pdf/fvs02.pdf>>
- Epstein, D. (2002). Procedural Justice: Tempering the State's Response to Domestic Violence. *William & Murry Law Review, 43* ( 5 ), 1843-1871.  
<<http://scholarship.law.wm.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1491&context=wmlr>>
- Evans, S. E., & DiLillo, C. D. (2008) . Exposure to domestic violence: A meta-analysis of child and adolescent outcomes. *Aggression and Violent Behavior, 13* ( 2 ), 131-140.  
<<http://digitalcommons.unl.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1320&context=psychfacpub>>
- Finkelhor, D. et al. (2009). Children's Exposure to Violence: A Comprehensive National Survey. *U.S. Department of Justice Juvenile Justice Bulletin*. <<https://www.ncjrs.gov/pdffiles1/ojjdp/227744.pdf>>
- Hamby, S., Finkelhor, D., Turner H., & Ormrod R. (2011). Children's Exposure to Intimate Partner Violence and Other Family Violence. *U.S. Department of Justice Juvenile Justice Bulletin*.  
<<https://www.ncjrs.gov/pdffiles1/ojjdp/232272.pdf>>
- Jaffe, P.G., Wolfe, D.A., & Wilson, S.K. (1990). *Children of Battered Women*. SAGE Publications.
- Kitzmann, K. M. et al. (2003). Child witnesses to domestic violence: A meta-analytic review. *Journal of Consulting and Clinical Psychology, 71* ( 2 ), 339-352.  
<<http://digitalcommons.unl.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1320&context=psychfacpub>>
- Lemon, N. K. D. (1999). The Legal Response to Children Exposed to Domestic Violence. *The Future of Children, 9* ( 3 ), 67-83. <[http://www.princeton.edu/futureofchildren/publications/docs/09\\_03\\_4.pdf](http://www.princeton.edu/futureofchildren/publications/docs/09_03_4.pdf)>
- Massachusetts. (1995). *The colonial laws of Massachusetts : reprinted from the edition of 1660, with the supplements to 1672 : containing also, the Body of Liberties of 1641*.  
<<https://archive.org/details/coloniallawsofma00mass>>
- Mullender, A. et al. (2002). *Children's Perspectives on Domestic Violence*. SAGE Publications.
- Office on Violence Against Women. (2016). Working Together to End the Violence (FY2017 Congressional Justification). <<https://www.fas.org/sgp/crs/misc/R42499.pdf>>
- Sacco, L. N. (2015). The Violence Against Women Act: Overview, Legislation, and Federal Funding (Congressional Research Service). <<https://www.fas.org/sgp/crs/misc/R42499.pdf>>
- Saunders, H. (2000). *Childhood Experience of Domestic Violence*. SAGE Publications.
- Straus, A. M. (1991). Children as Witness to Marital Violence: A Risk Factor for Life Long Problems among a Nationally Representative Sample of American Men and Women (Paper presented at the Ross Roundtable on "Children and Violence" Washington, D.C. 21-23). <<http://files.eric.ed.gov/fulltext/ED336713.pdf>>
- Wolfe, D. A. et al. (2003). The effects of children's exposure to domestic violence: A meta-analysis and critique. *Clinical child and family psychology review, 6* ( 3 ), 171-187.



<<http://learningtoendabuse.ca/sites/default/files/Wolfe%20Crooks%20Lee%20%282%29.pdf>>

Wolfe, D. A., Jaffe, P., Wilson, S. K., & Zak, L. (1985). Children of battered women: The relation of child behavior to family violence and maternal stress. *Journal of Consulting and Clinical Psychology, 53* (5), 657-665.

<<http://dx.doi.org/10.1037/0022-006X.53.5.657>>

#### 以下、原著Referenceより表Ⅳ-4-1に対応する論文を抜き出し

<sup>1</sup>同一著者による同発行年の論文が複数ある場合、全て抜き出している

<sup>2</sup>著者名に誤字あり、ここでは修正している

<sup>3</sup>著者と発行年が合致する文献がReferenceになく、正しいと思われる文献を別途調べて掲載している

Ackerson, L., & Subramanian, S. V. (2009). Intimate partner violence and death among infants and children in India. *Pediatrics, 124* (5), 878-889.

Ascione, F., Weber, C., Thompson, T., Heath, J., Maruyama, M., & Hayashi, K. (2007). Battered pets and domestic violence: Animal abuse reported by women experiencing intimate violence and by nonabused women. *Violence Against Women, 13* (4), 354-373.

Asling-Monemi, K., Pena, R., Ellsberg, M., & Persson, L. (2003). Violence against women increases the risk of infant and child mortality: A case-referent study in Nicaragua. *Bulletin of the World Health Organization, 81* (1), 10-16.

Bancroft, L. (2005). *When dad hurts mom: Helping your children heal the wounds of witnessing abuse*. New York: Berkley Books.

Blackburn, J. (2008). Reading and phonological awareness skills in children exposed to domestic violence. *Journal of Aggression, Maltreatment & Trauma, 17* (4), 415-438.

Casanueva, C., Foshee, V. A., & Barth, R. P. (2005). Intimate partner violence as a risk factor for children's use of the emergency room and injuries. *Children and Youth Services Review, 27*, 1223-1242.

Chiodo, D., Leschied, A. W., Whitehead, P. C., & Hurley, D. (2008). Child welfare practice and policy related to the impact of children experiencing physical victimization and domestic violence. *Children and Youth Services Review, 30*, 564-574.

Duncan, A., Thomas, J., & Miller, C. (2005). Significance of family risk factors in development of childhood animal cruelty in adolescent boys with conduct problems. *Journal of Family Violence, 20* (4), 235-239.

Edelson, M., Hokoda, A., & Ramos-Lira, L. (2007). Differences in effects of domestic violence between Latina and non-Latina women. *Journal of Family Violence, 22*, 1-10.

<sup>1</sup>Edleson, J., Mbilinyi, L., Beeman, S., & Hagemeister, A. (2003). How children are involved in adult domestic violence: Results from a four-city telephone survey. *Journal of Interpersonal Violence, 18* (1), 18-32.

<sup>1</sup>Edleson, J., Mbilinyi, L., & Shetty, S., (2003) *Parenting in the context of domestic violence*. San Francisco: Judicial Council of California, Center for Families, Children, and the Court.

Gjelsvik, A., Verhoek-Oftedahl, W., & Pearlman, D. N. (2003). Domestic violence incidents with children witnesses: Findings from Rhode Island surveillance data. *Women's Health Issues, 13*, 68-73.

Graham-Bermann, S., & Halabu, H. (2004). Fostering resilient coping in children exposed to violence: Cultural considerations. In P. Jaffe, L. Baker, & A. Cunningham (Eds.), *Protecting children from domestic violence: Strategies for community intervention* (pp.71-88). New York: Guilford Press.

Graham-Bermann, S., Howell, K., Miller, L., Kwek, J., & Lilly, M. (2010). Traumatic events and maternal education as predictors of verbal ability for preschool children exposed to intimate partner violence (IPV). *Journal of Family Violence, 25*, 383-392.

Kennedy, A., Bybee, D., Sullivan, C. M., & Greeson, M. (2009). The effects of community and family violence exposure

- on anxiety trajectories during middle childhood: The role of family social support as a moderator. *Journal of Clinical Child and Adolescent Psychology*, 38 ( 3 ), 365-379.
- Kerig, P. (2003). In search of protective processes for children exposed to interparental violence. In R. Geffner, R. Spurling Igelman, & J. Zellner (Eds.), *The effects of intimate partner violence on children* (pp.149-181). New York: Haworth Press.
- Kernic, M., Wolf, M., Holt, V., McKnight, B., Huebner, C., & Rivara, F. (2003). Behavioral problems among children whose mothers are abused by an intimate partner. *Child Abuse & Neglect*, 27 (11), 1231-1246.
- <sup>2</sup>Levendosky, A., Leahy, K., Bogat, G., Davidson, W., & von Eye, A. (2006). Domestic violence, maternal parenting, maternal mental health, and infant externalizing behavior. *Journal of Family Psychology*, 20 ( 4 ), 544-552.
- Maas, C., Fleming, C., Herrenkohl, T., & Catalano, R. (2010). Childhood predictors of teen dating violence victimization. *Violence and Victims*, 25 ( 2 ), 131-149.
- Mbilinyi, L., Edleson, J., Hagemester, A., & Beeman, S. (2007). What happens to children when their mothers are battered? Results from a four city anonymous telephone survey. *Journal of Family Violence*, 22, 309-317.
- <sup>3</sup>McFarlane, J., Malecha, A., Watson, K., Gist, J., Batten, E., Hall, I., & Smith, S. (2005). Intimate partner sexual assault against women: Frequency, Health Consequences, and Treatment Outcomes. *Obstetrics & Gynecology*, 105 ( 1 ), 99-108.
- Rivara, F. P., Anderson, M. L., Fishman, P., Bonomi, A. E., Reid, R., Carrell, D., & Thompson, R. (2007). Intimate partner violence and health care costs and utilization for children living in the home. *Pediatrics*, 120 ( 6 ), 1270-1277.
- Russell, D., Springer, K. W., & Greenfield, E. A. (2010). Witnessing domestic abuse in childhood as an independent risk factor for depressive symptoms in young adulthood. *Child Abuse & Neglect*, 34 ( 6 ), 448-453.
- Silverman, J. G., Decker, M., Cheng, D., Wirth, K., Saggurti, N., McCauley, H., Falb, K., Donta B., & Raj, A. (2011). Gender-based disparities in infant and child mortality based on maternal exposure to spousal violence: The heavy burden borne by Indian girls. *Archives of Pediatrics & Adolescent Medicine*, 165 ( 1 ), 22-27.
- Spilsbury, J., Belliston, L., Drotar, D., Drinkard, A., Kretschmar, J., Creedon, R., Flannery, D., & Friedman, S. (2007). Clinically significant trauma symptoms and behavioral problems in a community-based sample of children exposed to domestic violence. *Journal of Family Violence*, 22, 487-499.
- Zerk, D., Mertin, P., & Proeve, M. (2009). Domestic violence and maternal reports of young children's functioning. *Journal of Family Violence*, 24, 423-432.

< V >

桜山豊夫他 (2014) 「平成25年度児童関連サービス調査研究等事業報告書『児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究』結果報告書」一般財団法人こども未来財団

## 第2部

### 2013年の児童虐待に関する文献一覧

表1 2013年の児童虐待に関する書籍（和書）

著者・編者	書籍名	出版社
圓入 智仁	子どもの虐待と学校	權歌書房
保育・学校現場での虐待対応研究会/編	保育者・教師に役立つ子ども虐待対応実践ガイド	東洋館出版社
藤森 和美, 野坂 祐子/編	子どもへの性暴力	誠信書房
深谷 昌志, 深谷 和子, 青葉 紘宇/編	社会的養護における里親問題への実証的研究	福村出版
子どもの虐待防止センター/監修 坂井 聖二, 西澤 哲/編	子ども虐待への挑戦	誠信書房
子どもの人権研究会/編	いま、子どもの人権を考える いじめ、虐待・体罰、被害者、少年事件、家族	日本評論社サービスセンター
栗山 隆	児童養護施設実践の展開方法と分析視角 ソーシャルワークとグループワーク	相川書房
黒川 祥子	誕生日を知らない女の子 虐待—その後の子どもたち	集英社
楠 凡之	虐待・いじめ 悲しみから希望へ	高文研
松本 伊智朗/編	子ども虐待と家族：「重なり合う不利」と社会的支援	明石書店
日外アソシエーツ株式会社/編	育児・保育をめぐる：待機児童問題から児童虐待まで	紀伊國屋書店
日本子ども社会学会研究刊行委員会/編纂	子ども問題事典	ハーベスト社
高岡 昂太	子ども虐待へのアウトリーチ	東京大学出版会
杉山 春	ルポ 虐待：大阪二児置き去り死事件	筑摩書房
杉山 登志郎	講座 子ども虐待への新たなケア	学研教育出版
鈴木 健治	「やさしい虐待」と「自滅する良い子」たち	文芸社
滝川 一廣	子どものそだちとその臨床	日本評論社
玉井 邦夫	学校現場で役立つ子ども虐待対応の手引き新版	明石書店
浮田 美穂, 二木 克明, 森岡 真一, 太田 知子	ママ弁護士の子どものを守る相談室	1万年堂出版
内海 新祐	児童養護施設の心理臨床：「虐待」のその後を生きる	日本評論社



表2 2013年の児童虐待に関する書籍（訳書）

著者・訳者	書籍名	出版社
アビー・スタイン/著 一丸 藤太郎, 小松 貴弘/監訳	児童虐待・解離・犯罪 暴力犯罪への精神分析的アプローチ	創元社
クリストファー・J.ホップス, ジェーン・M.ウィニー/著 溝口 史剛/訳	子ども虐待の身体所見	明石書店
C・ウィカール, A・L・ミラー, D・A・ウルフ, C・B・スピンドル/著 福井 至/監訳 矢野 啓明, 野口 恭子/訳	児童虐待	金剛出版
エリアナ・ギル/著 小川 裕美子, 湯野 貴子/訳	虐待とトラウマを受けた子どもへの援助	創元社
ケヴィン・ブラウン, ジョー・ダグラス, キャサリン・ハミルトン =ギアクリトシス, ジーン・ヘガティ/著 上野 昌江, 山田 和子/監訳	保健師・助産師による子ども虐待予防「CAREプログラム」乳幼児と親のアセスメントに対する公衆衛生学的アプローチ	明石書店
マリリン・ストラッチェン・ピーターソン, マイケル・ダーフィー / 編 ケビン・コルター, メディカルエディター 太田 真弓, 山田 典子 / 監訳 加藤 真紀子/訳	児童虐待とネグレクト対応ハンドブック 発見、評価からケース・マネジメント、連携までのガイドライン	明石書店
マーティン・Aフィンケル, アンジェロ・Pジャルディーノ/著 柳川 敏彦, 山田不二子, 溝口史剛, 白川美也子/監訳	子どもの性虐待に関する医学的評価—プラクティカルガイド	診断と治療社
リチャード・A・ウォーシャック/著 青木 聡/訳	離婚毒 片親疎外という児童虐待	誠信書房
ロバート・M・リース, シンディー・W・クリスチャン/編著 日本子ども虐待医学研究会/監訳 溝口 史剛/訳	子ども虐待医学：診断と連携対応のために	明石書店
ロジャー・グッドマン, 井本由紀, トウツカ・トイボネン/編著 井本由紀/監訳 西川美樹/訳	若者問題の社会学：視線と射程	明石書店
スーザン・バートン, ルディ・ゴンザレス, パトリック・トムリンソン/著 開原 久代, 下泉 秀夫, 小笠原 彩, 倉本アフジャ亜美, 関戸 真理恵/監訳	虐待を受けた子供の愛着とトラウマの治療的ケア：施設養護・家庭養護の包括的支援実践モデル	福村出版

表3 2013年の児童虐待に関する雑誌特集号

(※『子どもの虐待とネグレクト』を除く)

No. 雑誌名・巻号	特集名	特集の目次	著者
1 マッセOsaka 研究紀要 (16)	児童虐待防止への 対策と支援	1. 子ども虐待の現状と課題 2. 市町村の児童家庭相談体制の現状と課題、方向性 3. 要保護児童対策地域協議会：機能するための要件・ファミリーソーシャルワークの視点 4. 児童虐待の予防：保育所・幼稚園・学校が出来ること 5. 虐待する親の回復支援の視点：MY TREE ベアレンツ・プログラムの実践から 6. 自治体の事例 児童虐待防止における大阪府の取組みについて 地域で守ろう 児童虐待防止！：茨木市における地域子育て拠点事業『つどいの広場』での取組み 地域子育て支援のひとつのカタチ：『ファミリーポートひらかた』での取組み いなべ市における児童虐待防止対策：こんにちは赤ちゃん訪問から始まる子育て支援の取組みについて 7. 子ども虐待防止と支援の課題：実践を通して感じること	山縣 文治 才村 純 加藤 曜子 近棟 健二 森田 ゆり 大阪府福祉部子ども室 家庭支援課育成グループ／茨木市立子育て支援総合センター／枚方市子ども青少年部家庭児童相談所／三重県いなべ市健康推進課 柏女 霊峰
2 九州法学会 会報 2012	シンポジウム, 児童・高齢者・障害者虐待問題と法- 社会保障法学、 民事法学、刑事 法学から-, 2012年 (第117回) 学術 大会	趣旨説明 児童虐待防止法制の課題 高齢者虐待：社会保障法学から 障害者権利条約と障害者虐待防止法 児童虐待：家族法学から 虐待問題と刑事法：子ども虐待への刑事法的介入を中心に	河野 正輝 平部 康子 阿部 和光 東 俊裕 小池 泰 岡田 行雄
3 犯罪と非行 (175)	児童虐待と現代 社会	児童虐待防止法制の現状と課題 親が無くとも子は育つ 社会に：児童虐待防止法の運用をめぐる 児童虐待防止の現状と課題：医学的観点から 医学的観点から見た児童虐待防止への対応 現状と課題 児童虐待における家庭裁判所の役割と課題 少年院における被虐待経験を有する少年の処遇について	岩井 宜子 渥美 雅子 溝口 史剛 中村 由紀子 芦澤 俊 小山 佐知子
4 母子保健情報 (67)	母子保健と子ども 虐待の未然防止	子ども虐待の現状 DVと子ども虐待 ライフサイクルと虐待の世代間連鎖 妊産婦の精神面の問題の把握と育児支援：多職種による支援 ユニットの編成の意義と役割分担 飛び込み出産 周産期における精神疾患の薬物療法 困難な背景を持つ妊娠、妊娠中に観察されるハイリスク要因 親支援プログラムを利用した地域全体への育児支援 地域母子保健サービスと虐待未然防止 周産期からの児童虐待予防事業の取組：医療機関と地域保健 機関との連携 乳幼児健診からみる虐待ハイリスク事例 思いがけない妊娠の相談窓口「にんしん SOS」の活動 妊娠中からの子ども虐待予防とスクリーニング：助産師の立場から 学校保健からみた虐待の未然防止 低出生体重児の家族支援：虐待防止の視点から ペリネイタルビジットからみた妊産婦ハイリスク事例スクリーニング 乳幼児の泣きと養育支援	山本 恒雄 片岡 弥恵子 山懸 然太郎 吉田 敬子 光田 信明 山下 洋 種部 恭子 伊藤 徳馬 幾田 純代, 出口 さとみ 宮崎 晃子 佐藤 紀子 佐藤 拓代 杉下 佳文 中野 靖子, 増沢 高 渡辺 とよ子 東保 裕の介 藤原 武男
5 週刊教育資料 (1273~1280)	教育問題法律相談 児童虐待特集	(1) 児童虐待の判断と対処の在り方 (2) 児童虐待での一時保護、その後の手続きは？ (3) 『司法面接』とは？ (4) 『ファミリーホーム』とは？ (5) 虐待の可能性のある不登校事案の対応 (6) 親権停止制度とは？ (7) どんなどきに虐待を疑うべき？ (8) 18・19歳の生徒支援	三坂 彰彦 佐藤 香代 角南 和子 澤田 稔 三坂 彰彦 佐藤 香代 角南 和子 澤田 稔

6	母性衛生 54 (1)	児童虐待死亡事例からみた母性衛生の意義(役割)	福岡市における母子保健での児童虐待防止の取り組み 「こうのとりのゆりかご」からみた児童虐待と子育て	石井 美栄 蓮田 太二
7	児童青年精神医学とその近接領域 54 (3)	第53回日本児童青年精神医学会総会特集(1) スローガン 児童青年精神科医療と発達	教育講演 児童虐待と脳科学 子どものトラウマへの治療 被虐待児への治療的アプローチ：虐待事例におけるPCIT(親子相互交流療法)の実践 心理教育的介入プログラムCARE(Child-Adult Relationship Enhancement)によるアプローチ	友田 明美 亀岡 智美 小平 かやの 福丸 由佳
8	教育と医学 61 (10)	虐待の世代間連鎖を断ち切る	育ちの歴史における「世代間連鎖」 虐待の世代間連鎖の背景とその対応 世代間連鎖を断ち切るための児童相談所の役割と課題 虐待を防ぐための予防的介入と親子支援：北米やオーストラリアの実践から	田中 康雄 徳永 雅子 松崎 佳子 久保田 まり
9	済生 89 (7)	子どもたちから社会が見える：児童福祉施設の現状	児童養護施設 静岡県川奈臨海学園 被虐待児の増加で幼児専用居室 生活習慣の確立や心の安定を目指す 〈東京〉中央病院附属乳児院 大半がネグレクトを含む被虐待児 母親が育児相談できるシステムを	今井 志穂 竹内 まつ江
10	福祉のひろば 158	続・容認できない子ども時代の不平等、不公平の実態 解消のために：子どもの権利条約締結以降、日本の子どもの権利はむしろ悪化をたどっている	子どもたちのSOSを受けとめて：学校現場で見えてくる子どもの虐待 小児医療の現場から見た子どもの貧困・虐待 虐待を受けて児童養護施設に入所した児童への支援 届かない声に社会はどう向き合うのか：児童虐待の現実、そしてその課題	松尾 裕子 真鍋 穰 瀬川 佳成 松本 伊智朗

表4 2013年の児童虐待に関する論文

(※『子どもの虐待とネグレクト』を除く)

著者名	表題・雑誌名等
安形 元伸	『学び合い』を基本にした授業形態に関する考察 倉敷市立短期大学研究紀要 (57) pp.25-31
相澤 直樹, 中山 明子	「子ども虐待に関するロールシャッハ法研究の文献的検討」神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要 7 (1) pp.187-200
青柳 千春	「子どものしあわせづくり 子どもの人権と児童虐待：すべての子どもの幸せを願って」心とからだの健康：子どもの生きる力を育む 17 (6) pp.73-76
青柳 千春 他	「小学校における養護教諭の児童虐待対応の現状と課題：G県の公立小学校の養護教諭を対象として」日本養護教諭教育学会誌 16 (2) pp.43-50
青柳 千春 他	「小学校養護教諭が行う児童虐待対応に校内組織体制が与える影響」桐生大学紀要 (24) pp.25-32
青柳 千春 他	「小学校養護教諭が行う児童虐待対応における家族支援の現状と課題：養護教諭へのインタビュー調査から」学校保健研究 55 (1) pp.53-60
有本 梓 他	「ネグレクトのリスクをもつ家庭に対する保健師による個別支援の方法」横浜看護学雑誌 6 (1) pp.15-22
帖佐 尚人	「J.ウェストマンの親ライセンス制度構想：1990年代における『親のライセンス化』論の展開として」福祉社会学部論集 32 (1) pp.43-53
帖佐 尚人	「生涯を通じたキャリアとしてのペアレントフッド：J.ウェストマンの親論と児童虐待予防理論の分析から」早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊 (21) pp.37-46
藤岡 孝志	「児童養護施設入所児童の攻撃性への対処支援プログラムに関する研究（高橋重宏教授追悼号）」日本社会事業大学研究紀要 59 pp.185-220
藤原 里佐	「虐待事例に表われる障害と貧困：家族の脆弱性という視点から」大原社会問題研究所雑誌 通号 657 pp.32-43
フランス刑事立法研究会/訳	「虐待されまたは心理的に遺棄された子どもの保護に関する一八八九年七月二四日の法律」法政研究 79 (4) pp.991-1002
フランス刑事立法研究会/訳	「虐待されまたは心理的に遺棄された子どもの保護に関する一八八九年七月二四日の法律を修正する諸立法」法政研究 80 (2・3) pp.399-410
ぎょうせい	「市町村アカデミー・コーナー 児童虐待への対応と子育て支援(1) 子ども虐待は子育て支援のSOS」判例地方自治 (371) pp.121-125
ぎょうせい	「市町村アカデミー・コーナー 児童虐待への対応と子育て支援(2) 虐待への軌跡と市町村の役割」判例地方自治 (372) pp.111-116
花谷 あき 他	「小児淋菌感染症発症の背景：性的虐待との関連性を疑った1例」東京女子医科大学雑誌 83 (1) pp.E399-E403
原田 千恵子	「高校実践『子どもの権利条約』から考える子どもの人権と福祉：児童虐待について」家教連家庭科研究 (312) pp.22-27
橋本 卓史 他	「10代の母親から出生した児81例の臨床像と養育状況」小児保健研究 72 (1) pp.35-40
橋爪 幸代	「イギリスにおける児童虐待予防施策と日本への示唆」現代法学 (25) pp.3-74
蓮田 太二	「『このとりのゆりかご』からみた児童虐待と子育て」母性衛生 54 (1) pp.5-11
早樫 一男, 宮井 研治	「被虐待体験のある子どもたちとの関係づくり」臨床心理学 13 (6) pp.821-825
広井 多鶴子	「虐待概念の拡大と家族への介入：児童虐待対策がもたらしたもの」月刊社会教育 57 (2) pp.4-10
本多 麻梨奈 他	「児童養護施設における被虐待児の特性把握と発達支援に関する研究」日本発達系作業療法学会誌 2 (1) pp.2-7
本間 博彰	「児童虐待と『家族の再統合』の取り組みと課題：子どもの健全な発達への支援と家族の限界および家族的取り組みの可能性について」社会福祉研究 (118) pp.28-31
細谷 京子, 行田 智子	「妊娠期夫婦に対する両親調査(ケンブ・アセスメント)の試み」看護学研究紀要 1 (1) pp.1-9
市原 真穂, 池邊 敏子	「虐待の背景がある障害をもつ子どもに関わるダイレクトケアスタッフがチームアプローチの際に感じる困難」千葉科学大学紀要 6 pp.141-146
市川 光太郎	「救急医療現場で虐待をいかに見抜くか」Emergency care 26 (1) pp.39-44
今井 志穂	「児童養護施設 静岡県川奈臨海学園 被虐待児の増加で幼児専用居室 生活習慣の確立や心の安定を目指す」済生 89 (7) pp.12-14
池谷 和子	「国際家族法研究会報告(第45回) アメリカにおける児童虐待への法的対応」東洋法学 57 (1) pp.409-414
イマジン出版	「自治体政策最前線【児童・家庭】地域・自治体の動きアラカルト 子ども権利条約批准から20年：児童虐待防止対策の現状と課題」実践自治 56 pp.17-22
稲葉 光彦	「児童虐待の防止等に関する法律についての一考察：親権について」富士常葉大学研究紀要 (13) pp.175-182
稲葉 光彦	「東日本大震災後の被災地での児童虐待問題実態について」富士常葉大学研究紀要 (13) pp.213-227



井上 寿美	「児童養護施設で育つ社会的養護児童の子育ての社会化：地域養護活動を事例として」関西福祉大学社会福祉学部研究紀要 17 (1) pp.9-15
井上 寿美, 笹倉千佳弘	「妊婦健診未受診妊産婦による新生児虐待の回避要件：虐待傾向のある母親の特徴をふまえて」関西福祉大学社会福祉学部研究紀要 16 (2) pp.13-18
井上 禎男	「臓器移植法平成21年改正附則第5項にいう『必要な措置』と被虐待死亡児童等に関する個人情報保護」福岡大学法学論叢 57 (4) pp.397-446
井上 登生	「成育環境の観点から見た虐待：子どもの監護者としての養育者およびその他の大人（社会）の責任」小児科臨床 66 (11) pp.2191-2194
井上 登生	「周産期からの子ども虐待予防と小児科医の役割：ゼロ歳児からの死亡ゼロを目指して」日本小児科学会雑誌 117 (3) pp.570-579
石田 雅弘	「要保護児童対策地域協議会における今日的課題（報告）」奈良文化女子短期大学紀要 (44) pp.15-26
石原 あや, 鎌田佳奈美	「子ども虐待の早期発見・予防的支援のために看護職が重視する子どもと家族の言動や状況：看護職の背景要因による比較」兵庫医療大学紀要 1 (1) pp.69-78
石原 香織 他	「子ども虐待における看護職の取り組みと課題に関する文献検討」日本看護学会論文集・小児看護 43 pp.145-148
石川 悦子	「相談室の子どもたち (8) 虐待が疑われる事例対応から：学校が求めるスクールカウンセラーとは？」子どもの心と学校臨床 (9) pp.140-143
石井 美栄	「福岡市における母子保健での児童虐待防止の取り組み」母性衛生 54 (1) pp.12-18
伊藤 環 他	「性的トラブルのある子どもに対する小児心療科病棟の安全な治療環境の提供について必要なこと」小児の精神と神経 53 (1) pp.41-46
泉澤 真紀 他	「医療機関における性暴力 (DV, 児童虐待を含む) 被害者への対応の実態調査」母性衛生 54 (3) p.301
鎌田 佳奈美, 石原 あや	「子ども虐待の予防的な視点に関する研究：子どもと親の言動に対する小児看護師の重視度とその影響要因」小児保健研究 72 (6) pp.834-842
亀岡 智美	「子どものトラウマへの治療（シンポジウム 被虐待児への治療的アプローチ）」児童青年精神医学とその近接領域 54 (4) pp.374-378
神尾 渉, 杉浦 彰彦, 米村 恵一	「感情プライミングを利用した表情認知による児童虐待検出手法」電子情報通信学会総合大会講演論文集 2013 p.206
笠原 麻里	「小児・思春期精神医学 (30) 子ども虐待の背景にある親の精神的問題について考える：虐待死亡事例の検証報告から」精神科 22 (5) pp.558-562
笠井 真理 他	「当院における児童虐待防止対策：周産期からの取り組み」日本産科婦人科学会雑誌 65 (2) p.786
加藤 尚子	「児童養護施設における心理コンサルテーションの機能に関する研究：『心理コンサルテーション機能測定尺度』を用いた検討」心理臨床学研究 31 (4) pp.663-673
加藤 曜子	「チェックリストの紹介 (7) 子ども虐待防止のための在宅支援アセスメント指標」子育て支援と心理臨床 7 pp.101-103
川畑 隆	「児童虐待防止活動の入り口（山本幹夫先生 吉村亨先生 退任記念号）」人間文化研究：京都学園大学人間文化学会紀要 30 pp.177-183
木村 秀	「児童福祉施設職員におけるマルトリートメント予防研修の効果」目白大学人文学研究 9 pp.261-271
金 ジャンディ	「配偶者暴力・児童虐待被害者の保護」阪大法学 63 (2) pp.529-556
金 亮完	「韓国の親権法の現状と課題」比較法研究 (75) pp.102-124
木下 綾子 他	「児童虐待によると考えられた皮膚熱傷の7症例」日本皮膚科学会雑誌 123 (8) pp.1515-1525
木下 勝之	「周産期のメンタルヘルスケアと児童虐待の予防」母性衛生 54 (3) p.47
小橋 孝介 他	「院内虐待対応組織設立による虐待対応の変化と課題」日本小児科学会雑誌 117 (8) pp.1273-1278
小平 かやの	「虐待事例における親子相互交流療法の有効性の検討」東京女子医科大学雑誌 83 (1) pp.E219-E227
小平 かやの	「被虐待児への治療的アプローチ：虐待事例におけるPCIT」児童青年精神医学とその近接領域 54 (4) pp.378-383
小泉 径子 他	「被虐待経験を持つ青少年の認知傾向」子どものこころと脳の発達 4 (2) pp.76-81
厚生問題研究会	「児童虐待防止推進月間 児童虐待防止対策の推進について」厚生労働 pp.50-55
小山 和利	「児童相談所における意思決定のための現状分析：虐待に対する児童相談所の役割と限界」研究紀要 (31) pp.1-16
久保田 まり	「愛着の"つまずき"及び児童虐待への予防的支援：Healthy Families America プログラムを中心に」人文・社会科学論集 (31) pp.47-61
栗原 喜代子 他	「子ども虐待に関する事例検討会の実践報告：参加者が捉えた『気づき・学び』を中心に」四日市看護医療大学紀要 6 (1) pp.29-38
黒崎 碧 他	「被虐待児における認知, 行動, 情緒機能の特徴についての検討」順天堂醫事雑誌 59 (6) pp.490-495
草野 舞	「19世紀末イギリスの児童虐待防止法成立をめぐる『家族』像：全国児童虐待防止協会 (NSPCC) の活動を中心に」九州教育学会研究紀要 41 pp.113-120
許 末恵	「児童虐待防止のための民法等の改正についての一考察」法曹時報 65 (2) pp.267-304



前田 信一, 市川 太郎	「児童養護施設における『不適切な関わり』に関する再発防止策検討委員会実践報告」こども教育宝仙大学紀要 4 pp.97-107
松宮 透高	「精神保健福祉課題としての子ども虐待：メンタルヘルス問題のある親への支援拡充に向けて」社会福祉研究 (117) pp.2-8
松宮 透高, 八重 檉 牧子	「メンタルヘルス問題のある親による虐待事例に対する相談援助職の認識：児童福祉と精神保健福祉における差異を焦点として」社会福祉学 53 (4) pp.123-136
松本 伊智朗	「届かない声に社会はどのように向き合うのか：児童虐待の現実、そしてその課題」福祉のひろば 158 pp.36-43
松本 克美	「児童期の性的虐待に起因するPTSD等の発症についての損害賠償請求権の消滅時効・除斥期間」立命館法学 2013 (3) pp.1069-1111
松尾 利也	「シンポジウム 児童相談所における被虐待児への支援：安全の保障から (第12回センター講演会)」長崎純心大学心理教育相談センター紀要 12 pp.33-38
松崎 佳子	「世代間連鎖を断ち切るための児童相談所の役割と課題」教育と医学 61 (10) pp.838-845
M.H.タイチャー	「児童虐待が脳に残す傷 (心の成長と脳科学)」別冊日経サイエンス (193) pp.120-127
箕口 雅博	「高岡昂太(著)『子ども虐待へのアウトリーチ：多機関連携による困難事例への対応』」コミュニティ心理学研究 17 (1) pp.88-92
三沢 あき子	「母子保健の現状と課題」京都府立医科大学雑誌 122 (10) pp.687-695
三沢 徳枝, 山野 則子	「子ども虐待の予防・対応の現状と支援課題：市区町村への調査結果から」学校ソーシャルワーク研究 (8) pp.47-55
三品 浩基 他	「臨床研究・症例報告 母親の産後うつ傾向と児童虐待の関連：地域相関研究」小児科臨床 66 (1) pp.97-102
宮内 俊一	「ソーシャルスキル・トレーニングとしてのセカンドステップの効果：児童養護施設におけるいじめや被虐待児等への一つのアプローチ」社会福祉士 (20) pp.50-56
宮内 俊一	「問題行動とコミュニケーション：児童養護施設におけるソーシャルスキル・トレーニングの実践と成果」名寄市立大学紀要 7 pp.37-44
宮田 顕一郎	「骨折が繰り返される新生児に関わった一事例：突発性骨粗鬆症を虐待として対応した事例が示唆したこと」研究紀要 (31) pp.17-29
御代田 久美子	「虐待相談に特化した児童相談所の今」子育て支援と心理臨床 7 pp.6-8
溝口 史剛	「虐待が疑われる患児への対応」小児科診療 76 (5) pp.781-788
溝口 史剛	「皮膚所見から診た子ども虐待」小児科 54 (1) pp.129-135
溝口 史剛	「不慮の事故と虐待の鑑別」小児看護 36 (6) pp.694-701
望月 直人	「発達障害×虐待の非行：児童自立支援施設における全児童調査から」そだちの科学 (20) pp.83-87
望月 由妃子 他	「親支援プログラム (Nobody's Perfect) を活用した虐待予防事業の評価と今後の課題に関する研究」小児保健研究 72 (5) pp.737-744
森岡 俊介	「子どもへの虐待と歯科」公衆衛生 77 (2) pp.131-135
森田 展彰	「子ども虐待」こころの科学 (172) pp.60-68
村上 静, 守屋 英子	「被虐待児・非行傾向のある子どもとの関わりで体験する不安・戸惑い・傷つき：一時保護所の宿日直員(囑託)のインタビュー分析」茨城大学教育実践研究 (32) pp.243-256
村尾 泰弘	「児童養護施設と発達障害 (2009 (平成21) ~2011 (平成23) 年度プロジェクト研究報告書 社会的養護と特別支援教育の連携の可能性をさぐる)」立正大学社会福祉研究所年報 (15) pp.11-16
村尾 泰弘	「児童養護施設へのペアレント・トレーニングの適用 (2009 (平成21) ~2011 (平成23) 年度プロジェクト研究報告書 社会的養護と特別支援教育の連携の可能性をさぐる)」立正大学社会福祉研究所年報 (15) pp.47-58
長井 裕美, 昇地 勝人	「親からの虐待を受けた子ども達への動作法による支援：心理的・生理的指標を用いたファミリーホームにおける被虐待児の行動の変容の検証」中村学園大学発達支援センター研究紀要 (4) pp.19-32
中谷 奈美子	「文献展望 親の認知要因が虐待に影響を及ぼすプロセスに関する文献研究：子どもの要因を考慮した認知行動モデルの提案」心理臨床学研究 31 (5) pp.856-866
根岸 弓	「児童虐待対応制度の基本構造とその意味：親と子の主体化を基準とする分析モデルの提唱」社会福祉学 54 (2) pp.32-43
新里 法子 他	「一時保護された被虐待児童の齟齬罹患状況について」小児歯科学雑誌 51 (2) p.243
中野 萌 他	「泣き声による児童虐待検知装置の提案」愛知工業大学研究報告 (48) pp.207-214
植原 真也	「児童養護施設におけるプレイセラピーと生活援助の協働」心理臨床学研究 30 (6) pp.809-820
西尾 寿一	「さまざまな取り組み 東京都児童福祉審議会専門部会提言 子どもたちを虐待から守るために：地域の関係諸機関の対応力のさらなる強化に向けて」児童養護 43 (4) pp.40-43
野上 有紀子	「歯科衛生士における児童虐待の学習経験と関心度について」日本歯科大学東京短期大学雑誌 2 (2) pp.39-45
野田 秀孝, 後藤 康文	「障害福祉分野におけるコミュニティ・ソーシャルワークに関する考察：障害者総合支援法を題材に」富山大学人間発達科学部紀要 8 (1) pp.117-127

緒方 康介	「義務教育課程における被虐待児の知能プロフィール：WISC-IIIの学齢に基づく横断的分析」犯罪心理学研究 51 (1) pp.1-11
大原 天青	「児童養護施設における心理療法を受ける子どもの特徴：社会的養護施策と実践との関連を中心に」臨床心理学 13 (5) pp.681-688
大平 肇子 他	「すべての看護職が使える子ども虐待予防活動のためのアセスメント指標の開発と効果判定（第2報）A県の看護職における子ども虐待のケア経験の違いによる虐待への姿勢と取り組みの現状」四日市看護医療大学紀要 6 (1) pp.19-28
大石 美穂 他	「性暴力救援センター開設のプロセスからみえてきたもの：活かされるソーシャルワーク視点」九州社会福祉学 (9) pp.83-93
岡崎 好秀	「管理職必携 安心・安全の新常識 知っておきたい歯と口の意外な事実(上) 口からのSOS：歯から見た子ども虐待」週刊教育資料 (1242) pp.18-19
岡田 行雄	「子ども虐待への刑事法的介入」熊本法学 (129) pp.120-84
岡本 喜代子	「助産師業務における(触れ合い) タッチケアの重要性と子ども虐待予防の意義」助産師 日本助産師会機関誌 67(1) pp.33-35
奥田 清子	「行政のページ 妊娠・出産・育児期からの児童虐待防止のための医療機関との連携」助産師 67 (2) pp.22-24
奥田 清子	「児童虐待防止の基本：子どもの医療にかかわる医療従事者へ（新連載・第1回）児童虐待防止における医療従事者の役割」小児看護 36 (1) pp.102-105
奥田 清子	「児童虐待防止の基本：子どもの医療にかかわる医療従事者へ（第2回）児童虐待の現状と虐待対応のシステム」小児看護 36 (2) pp.228-231
奥田 清子	「児童虐待防止の基本：子どもの医療にかかわる医療従事者へ（第3回・最終回）児童虐待対応のツール」小児看護 36 (3) pp.358-360
奥山 眞紀子	「虐待を受けた子どもを理解し・支援する：虐待の連鎖を断ち切るために」小児保健研究 72 (2) 2013.3 pp.246-249
斎藤 学	「児童期に極めて深刻な近親姦虐待を受けた成人女性にみられる精神障害：解離性同一性障害の発生頻度への注目と彼らへの治療方針についての検討」アディクションと家族 29 (1) pp.30-41
佐藤 幸子 他	「母親の虐待傾向に与える母親の特性不安、うつ傾向、子どもへの愛着の影響：母子健康手帳交付時から3歳児健康診査時までの検討」日本看護研究学会雑誌 36 (2) pp.13-21
澤田 いずみ	「A県の児童相談所の児童票にみられた虐待問題を抱える養育者のメンタルヘルスと複合的困難の実態」日本精神保健看護学会誌 22 (1) pp.85-93
瀬川 佳成	「虐待を受けて児童養護施設に入所した児童への支援」福祉のひろば 158 pp.28-31
関口 智子, 大谷 誠英	「児童養護施設における入所児童への効果的な支援方法：自己の経験に対する振り返りを通じた検証から」児童文化研究所所報 (35) pp.15-25
滋賀県人権センター	「特集 子どもの虐待!! 今：児童虐待防止推進月間」じんけん (391) pp.4-7
杉山 登志郎	「発達障害と子ども虐待：精神医学が見落としてきたもの」一冊の本 18 (12) pp.44-46
角田 智恵美	「虐待の疑いが保健室で発見されたとき」児童心理 67 (14) pp.1251-1255
鈴井 江三子 他	「学童保育指導員が認識する虐待徴候」母性衛生 54 (1) pp.51-60
鈴木 力	「歴史的視座からみた子ども虐待に関わる言説研究序説」関東学院大学人間環境学会紀要 (19) pp.19-32
鈴木 祐子	「児童虐待を回避する育児支援の在り方：助産師の専門的役割開発につなげて」母性衛生 54 (3) pp.223
立花 良之, 小泉 典章	「妊娠期から母親のメンタルヘルスや育児を支援する多職種地域連携システムの試み：周産期G-Pネット」信州公衆衛生雑誌 8 (1) pp.18-19
高田 英弦	「フロントランナー 山口県防府市 永見道枝さん 防府市健康福祉部子育て支援課主幹・こども相談室長 児童虐待事案の適正対応には多職種互助・連携が欠かせない：何があるかと焦らない・あきらめない!」月刊地域保健 44 (10) pp.1-9
高木 詠子	「児童虐待と憲法による『子どもの人権』保障に関する一考察：合衆国憲法判例DeShaney判決の検討を中心として」創価大学大学院紀要 35 pp.45-61
高橋 靖幸	「『児童虐待防止法』の制定と子ども観の変容」日本教育社会学会大会発表要旨集録 (65) pp.14-15
高橋 有香里	「児童健全育成賞（数納賞）佳作 子育て支援センター『ほっとふる』における子育て家庭を支える『つながり』作り：東日本大震災後の虐待予防に向けた取り組みを中心として」児童研究 92 pp.48-55
竹内 まつ江	「〈東京〉中央病院附属乳児院 大半がネグレクトを含む被虐待児 母親が育児相談できるシステムを」済生 89 (7) pp.10-12
田中 亜紀子	「昭和戦前期の未成年者処遇制度：昭和八年児童虐待防止法案審議を主たる対象として」阪大法学 63 (3) pp.1267-1291
田中 哲	「自閉症スペクトラムと子どもの虐待」自閉症スペクトラム研究 10 (1) pp.47-51
田中 良幸	「児童虐待の人類学的アプローチの必要性（試論）」保健医療科学 62 pp.107-109

田邊 泰美	「英国児童虐待防止研究：子ども投資の社会哲学的根拠とその実際（児童貧困対策）」園田学園女子大学論文集 47 pp.189-207
トムリンソン・パトリック	「社会的養護における児童の特性標準的ケアパッケージ：被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究 治療的ケアへの道のり」新しい家族：養子と里親制度の研究 (56) pp.34-57
友田 明美	「虐待・体罰が子どもの脳に与える影響」教育と医学 61 (8) pp.636-643
友田 明美	「教育講演 児童虐待と脳科学」児童青年精神医学とその近接領域 54 (3) pp.260-268
友田 明美	「児童虐待の脳画像解析」分子精神医学 13 (4) pp.243-250
坪井 裕子	「虐待と子ども」子どもの心と学校臨床 (8) pp.42-51
土沼 菜見子	「児童虐待が子どもに与える影響」教育学会誌 (37) pp.33-77
上野 善子	「児童虐待問題の解決過程とホォ・オポノポノ：米国ハワイ州におけるカルチュラル・コンピテンス」奈良女子大学社会学論集 (20) pp.137-158
上野 善子	「米国児童虐待予防対策法の制定と改正について：法の制定に向けた19世紀から20世紀の社会と背景」人間文化研究科年報 28 pp.89-106
和田 一郎 他	「一時保護所の支援の充実 一時保護所の概要把握と入所児童の実態調査」日本子ども家庭総合研究所紀要 50 pp.59-131
山田 昌弘	「家族はどこに行くのか：家族ベットの、児童虐待、婚活、おひとりさま」社会学論叢 (177) pp.1-17
山田 不二子	「タイムスインタビュー 多機関連携チームで子どもを守る 児童虐待をどう防ぐか：山田不二子氏 認定特定非営利活動法人 子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク理事長」医療タイムス (2120) pp.25-27
山本 恒雄 他	「児童相談所における相談援助の充実 児童相談所における保護者支援のあり方に関する実証的研究」日本子ども家庭総合研究所紀要 50 pp.35-58
山野 良一	「ひとり親世帯における虐待発生要因の特徴」子どもと福祉 2232 6 pp.119-126
横澤 美保	「知的障害児施設に入所している被虐待児の実態」発達障害研究 35 (4) pp.353-360
吉田 良恵	「児童福祉施設 ええやん そのままで：虐待を受けた子どもたちへの性教育実践」Sexuality (60) pp.123-131
吉野 りえ	「さまざまな取り組み『平成22年度 埼玉性的虐待研究会 活動報告書』について」児童養護 44 (1) pp.44-47

平成26年度研究報告書

児童虐待に関する文献研究  
児童虐待とDV

平成28年 3月31日発行

- 発行 社会福祉法人 横浜博萌会  
子どもの虹情報研修センター  
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)
- 編集 子どもの虹情報研修センター  
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地  
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091  
mail : info@crc-japan.net  
URL : <http://www.crc-japan.net>
- 編集 研究代表者 川崎二三彦  
共同研究者 相澤林太郎  
長尾真理子  
山邊沙欧里  
丁 泰熙
- 印刷 (株)ガリバー TEL. 045-510-1341(代)